

* 0030583000 *

0030583-000

767-164

会計法及健康保険特別会計法大意

村川謙雄・述

健康保険協会

昭14

AEA

767
164

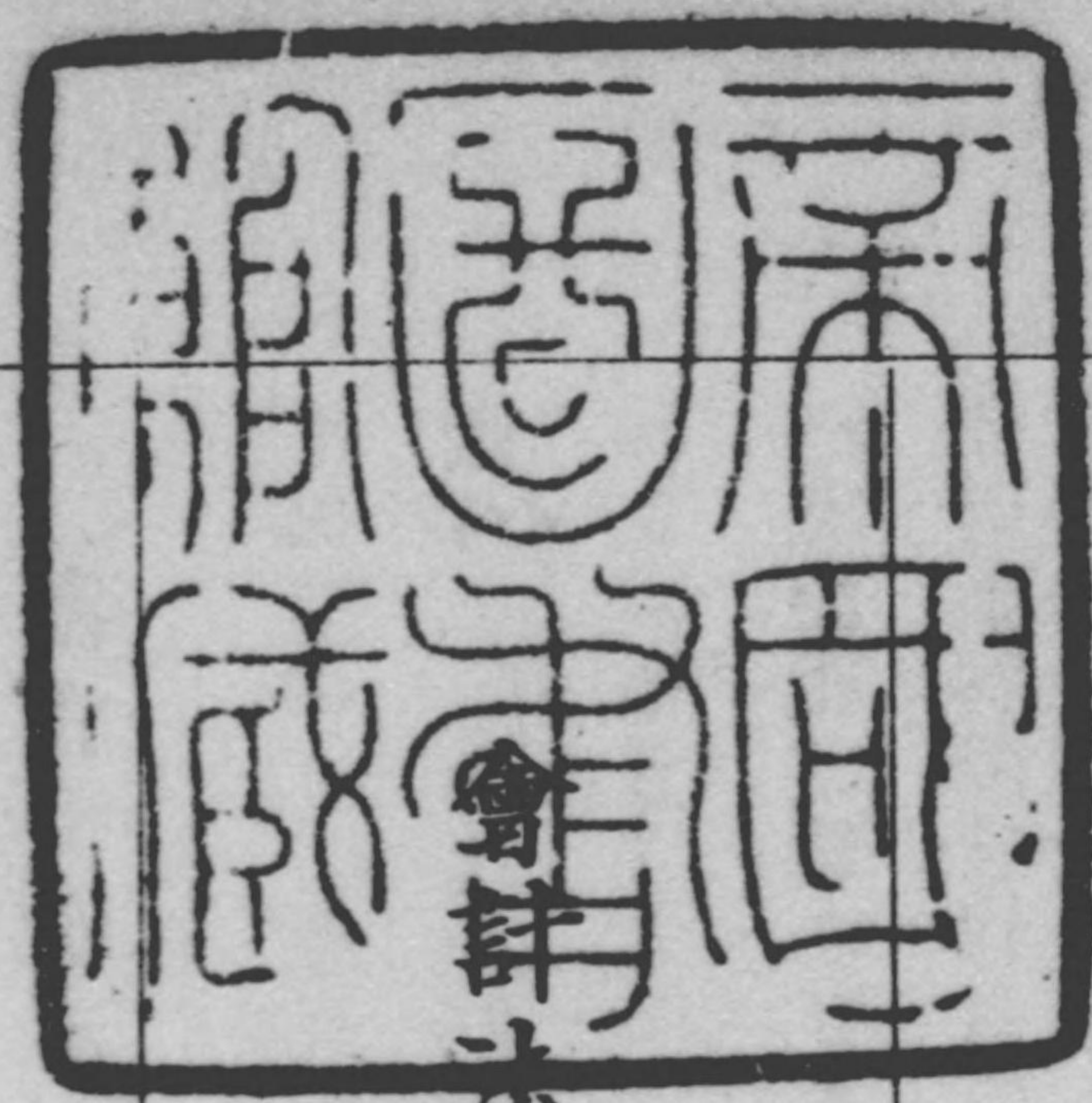
會計法及健康保險
特別會計法大意

村川謙雄 會計院
副檢査官





會計検査院副検査官 村川謙雄 述



會計法及健康保險特別會計法大意

財團法人 健康保險協會



767
164

序

今回社會保險局に於て第三回健康保險事務講習會を開催せらるゝに就き、會計法及健康保險特別會計法の大意を説明する様にと云ふ御交渉がございましたが、當時公務多端の爲固辭したのでありますけれども、是非にと云ふことでありましたので、急遽稿を纏めて御話をしたのでございます。然し之を印刷することになると甚だ不充分で、意に満たぬものがありますが、折角話を聞いて頂いた方々の御参考にもなればと存じ、更に將來研究の上一層良いものを纏めることとし、一應上梓することに致します。

昭和十四年七月

會計検査院に於て

村 川 謙 雄

505
401

東京市立図書館蔵

目次

緒言	一頁
總論	二
第一章 會計の種類	二
(一) 會計の概念	二
(二) 現行法上の會計の意義	三
(三) 會計の種類	四
(四) 會計法規の種類	六
(五) 國庫及國庫金の意義	七
(六) 特別會計	一〇
第二章 會計法の性質	一三
(一) 會計法は手續法なり	一三
(二) 會計法違反の効果	一四
(三) 會計法の領域	一四

第三章 會計制度の通則……………二四

(一) 統制の原則……………一五

(二) 會計機關分權の原則……………一七

(三) 會計年度獨立の原則……………一八

(四) 確實且嚴正の原則……………二二

(五) 精細規定の原則……………二三

(六) 公平の原則……………二三

(七) 經濟の原則……………二四

第四章 豫算……………二六

(一) 豫算の存在理由……………二六

(二) 豫算の意義及效力……………二七

(三) 豫算の成立……………三一

(四) 豫備費……………三三

(五) 豫備金外支出……………三三

(六) 豫算不成立と實行豫算……………三五

一

(七) 支拂豫算……………三六

(八) 豫算の繰越……………三六

(九) 豫算外國庫負擔の契約……………三九

(一〇) 借入金、公債、融通證券……………四一

第五章 決算……………四二

(一) 決算の意義……………四三

(二) 決算の編成……………四五

(三) 決算の検査と確定……………四八

(四) 決算検査報告……………五二

第六章 會計監督……………五五

(一) 行政機關の監督……………五五

(二) 會計検査院の監督……………五七

(三) 帝國議會の監督……………六三

各論……………六五

第一章 年度區分及整理期間……………六五

(一) 歳入の年度区分…………… 六五

(二) 歳出の年度区分…………… 六七

(三) 整理期間…………… 六九

第二章 收 入…………… 七一

(一) 總 說…………… 七一

(二) 徵 收…………… 七三

(三) 收 納…………… 七四

(四) 代用證券收入…………… 七六

(五) 滯納整理…………… 七七

(六) 報告及證明…………… 七九

第三章 支 出…………… 八〇

(一) 支出の意義及機關…………… 八〇

(二) 定額使用の準則…………… 八二

(三) 小切手の振出…………… 八九

(四) 定額戻入…………… 九五

(五) 報告及證明…………… 九六

第四章 變態支出…………… 九七

(一) 總 說…………… 九七

(二) 資金前渡…………… 九八

(三) 隔地拂資金…………… 一〇〇

(四) 國債元利拂資金…………… 一〇一

(五) 年度開始前支出…………… 一〇一

(六) 繰替拂補填…………… 一〇二

(七) 前 金 拂…………… 一〇三

(八) 概 算 拂…………… 一〇五

(九) 渡 切 費…………… 一〇六

(一〇) 過年度支出…………… 一〇七

(一一) 償還金支出…………… 一〇七

第五章 契 約…………… 一〇七

(一) 總 說…………… 一〇七

(二) 一般競争契約	二一〇
(三) 指名競争契約	二一一
(四) 随意契約	二一三
第六章 時 效	二一八
(一) 會計法の定むる時效の適用範圍	二一九
(二) 時效の中斷	二二〇
第七章 出納官吏	二二二
(一) 總 說	二二三
(二) 辨償責任	二二三

附 錄

會計法規一覽及關係法規

會計法規一覽表	一三一
大日本帝國憲法(抜)	一四三
會 計 法	一四四

會計規則	一五〇
物品會計規則	一八二
國有財産法	一八五
計算證明規程	一八九
健康保險法	二六九
健康保險法施行令	二八三
健康保險特別會計法	三〇五
健康保險特別會計規則	三〇七
健康保險特別會計事務取扱規程	三〇九

會計法及健康保險特別會計法大意

緒言

私は只今御紹介戴きました會計検査院の村川でございます、會計といふものは面白く
ない仕事でございます、此の極く地味な仕事を取締る色々な法規を説明するのですか
ら、會計法の講義は甚だ無味乾燥で面白くないのであります、陸海軍のやうに經理學校
といふやうなものがありまして、専門の會計官、主計官が出来て、さうして會計事務を
やらせる所もありませんが、各省に於きましては會計法第十四條乃至第二十二條にも書い
てあるやうに國務大臣が支出の責任者となつて居るのでありますから、その國務大臣
の下にある各官吏は何時會計の方の仕事を担当させられるやうになるか分らないのであ
る、それで甚だ手前勝手の説であります、會計の知識といふものは文官として
まどうしても持つて居らなければならぬものであると思ふのであります。その意味に
於て皆さんも初めての方も居られませうし又もうよく御承知の方もお出でのやうに見受
けられますが、將來共御研究あらんことを希望するのであります。

それからもう一つ初めに申し上げたいのは、會計法の講義といひましても、やはり二十時間位はかゝるのでありますから、それを六時間で切上げるのは聊か無理なのであります。その意味から申しまして、私のこの講義は主として總論を詳しく申上げまして、各論の方は時間がありましたならばそれに及びたいといふ程度で申上げたいと思つて居ります。それから大變御面倒を煩はして、こゝに「會計法規一覽」といふものを作つて戴いたのでありますが、これは先づ會計法の基になつて居る所の會計法及會計規則並其の他の法規をこゝに集めて置きましたから、上から下にずつと對照して行けば大體分ると考へますので、旁々各論の方は私は省略して行きたいと思ひます。

總論

第一章 會計の種類

(一) 會計の概念

會計といふのは收入、支出及び財産の管理に關する一切の作用をいふのであります。國家に就て謂ふならば國がその目的を達する爲に必要な色々の資金を調達しまして、或

は租税を課するとか、或は官業及び官有財産收入とかといふものを財源と致しまして、之を適當に管理使用する作用を國家の財務といふのであります。會計の仕事は實は此の國家財務の内部的の仕事でありまして、國民に對し租税を徴收するとか、或は專賣事業として專賣權を行使するとか、外部に向つて一般國民の權利義務の實體に直接觸れるやうな作用は普通の會計といふ觀念からは除外して見て居るのであります。會計といふのはそれでありまして、財政に關する經理であるとか、或は財政に關する計算整理の形式的手續であるといつて差支ないのであります。

(二) 現行法上の會計の意義

- (1) 會計法なり會計規則なりで申します會計といふのは、國の財政に關する經理といふ意味でありまして、最も普通にいふ意味であります。
- (2) 憲法の第六章にある會計といふのは、租税、手数料、その他の收納金、國債、豫算外國庫の負擔となるべき契約、豫算、決算、會計検査といふやうな事項を書いてありまして、この場合の會計といふのは財政經理の手續の範圍を超えまして、一般國民の權利義務の實體にまで及んで居るので相當廣義であります。
- (3) 會計検査院法の中で謂ふ會計といふのは、さういふ國家の行爲の外に、公共團體

府縣の事業に對する補助金の收支といふやうな公共團體を目的とする場合があり、尙ほ又色々の營造物といふものに補助した場合にそれをも検査するといふことになり検査の範圍は營造物にも及ぶのであります。更に財産的に申しますならば、現金の外に動産不動産の得喪といふやうな問題に付ても検査を致すのでありますから、會計検査院法でいふ會計と謂ふのは可なり廣い意味のものであります。

(三) 會計の種類

(1) 國の會計を經理する財産の目的に依りまして分類しますと、現金會計、動産會計、不動産會計、この三つに大體分けることが出来ます。

(イ) 現金會計は歳入歳出の現金會計、詰り國庫金に當るものであります。もう一つは歳入歳出外の現金會計、詰り保管金に當るものであります。さうしてその現金會計を主として支配する法規は、會計法、會計規則、各特別會計法、その施行規則である各特別會計規則などであります。

(ロ) 動産會計といふのは現金以外の動産の出納保管を致すものであります。詰り物品會計規則、陸軍、海軍の兵備品の會計規則といふものがこれを支配して居るのであります。物品會計規則の第一條には、「この規則に於て物品と稱するは政府に屬す

る器具、機械、備品、消耗品、動物その他一切の動産を謂ふ」といふ風に、物品の定義を掲げてあります。さうしてその第二項に政府の保管に屬する物品にして、各省大臣に依つて特に指定するものは本規則を準用するといふ規定がありまして、各省大臣の指定に依りまして保管物品の出納をもやるのであります。皆さんのお持ちになつて居られる所の健康保険法規の二百十頁に「保険料、その他健康保険法の規定に依る徴收金滞納處分の爲差押へたる物品取扱方の件」といふ十三年一月の訓令があります。これは詰り厚生大臣の指定してある所の保管物品になる譯であります。でありますから差押物品の出納に付てはやはり出納計算書を作るとか、國の物品と同じやうに扱はなければならん性質のものであります。

(ハ) 不動産會計を攝束するものは國有財産法でありまして、國有の不動産の外に勅令を以て定むる國有の動産及權利として株式のやうなものが不動産の方に入つて居ります。

(2) 國の會計の目的に依つて分類致しますと、一般會計と特別會計に分けることが出来ます。一般會計といふのは普通一般の歳入歳出を総合的に統轄して、經理して居るのであります。大部分のものは一般會計に屬して居るのであります。特別會計といふ

のは特別の必要に依つて特定の目的の爲に一般會計から分離して、獨立に經理する會計でありまして、これは法律に依つて作られることになつて居ります。

(四) 會計法規の種類

(1) 會計に關する根本の原則を規定してあるのは先程申しました憲法の第六章であります。六十二條から七十二條まで十一條あります。

(2) 法律の中では會計法が會計上の主要なる規則で、一般會計は之に基いて居るのであります。會計法といふのは明治に入つてから出來たものでありまして、初め明治二年一月には出納吏規則書といふやうなものがありまして、それから後に段々色々な法規が出來ましたが、明治二十二年二月十一日、詰り憲法發布と同時に法律第四號を以て出來たのが會計法といふ組織立つた法規でありまして、これは舊會計法であります。その後大正十年四月に法律第四十二號を以て出來たのが現行會計法でありまして、それが今日行はれて居る譯であります。法律としてはまだその外に國有財産法、國有林野法、北海道國有未墾地特別處分法、それから各特別會計法、健康保險特別會計法といふやうな法律、預金部の預金法、保管金規則、或は會計検査院法といふやうなものが法律であります。

(3) 勅令は澤山ありますが、會計規則、各特別會計規則、物品會計規則、國有財産法施行令といふやうなものであります。

(4) 省令は主として大藏省の省令が多いのでありますが、支出官事務規程、出納官吏事務規程、保管金規程、政府所有有價證券取扱規程、その外非常に澤山あります。さういふものは大體會計法規一覽の參照法規の所に掲げて置きましたから御覽願へば便利かと思ふのであります。

(5) 慣習法といふやうなものは會計法規の上では餘りありませんが、併し責任支出をするといふやうなことは一種の慣例になつて居ります。まあ慣習法といへば慣習法かと考へられます。

(五) 國庫及國庫金の意義

先程現金會計のことを申しましたが、それに關聯して現金會計の中で歳入歳出に關する現金を國庫金と謂ひます。國庫といふのは財政の主體として見た時の國家のことをいふのであります。國庫に屬する現金は國庫金でありまして、國庫金に對するものは歳入歳出外の現金、詰り保管金であります。

國庫金の出納制度は金庫制度と預金制度とがありまして、金庫制度の中には國有金庫

制度と委託金庫制度といふやうなものがありません。我國でもやはりさういふ國有金庫制度なり、委託金庫制度なりの時代を通つたのであります。明治二十三年三月までは國有金庫制度で大藏省の中に金庫局といふものがあつたのであります。それから其の年の四月からは委託金庫制度といひまして、日本銀行に委託して國庫金を取扱つたのであります。その時日本銀行の總裁は金庫出納役といふ名前を以て會計検査院の方にも國庫金の出納を證明致しまして、普通の出納官吏と同じやうに辨償責任を負うたものであります。それが大正十年四月、會計法が出来た時に預金制度になつたのであります。大正十四年四月から現今迄ずっと預金制度を行つて居る譯であります。預金制度といふのは中央銀行、詰り日本銀行が國庫金を預金として取扱ふ制度でありまして、委託金庫制度と違ふのは日本銀行が國家の一機關として從屬的關係に立つて保管金として取扱つて居るのが委託金庫であるし、それから預金制度では日本銀行が自分の營業事務の一部として預金の取引をするといふ關係に立ち私法上の消費貸借であると云ふ點が違ふのであります。

預金の種類は、當座預金と別口預金と指定預金と三種になつて居ります。國庫金の總ては當座預金勘定に整理するので、別口預金なり指定預金なりにするにも一應は當座預金勘定を經由して受拂をするのであります。當座預金は支拂準備資金として一定額を控除しました残額に對し預金制度採用以來年二分の利子を付けましたが、昭和七年七月から日本銀行の益金の一部を國家に納付することとなりましたので、無利子となると共に支拂準備資金として、政府に常に五千萬圓の當座預金を残存する義務があるといふことに變りました。それで大藏省預金部資金であるとか、資金會計に屬するもの、預金には利子をつけますが、それは一般會計の方から利子に相當する金額を出すことになり、それから、直接銀行としては利子をつけないことになつて居ります。

別口預金といふのは使はなくなつた補助貨幣であるとか、或は外國貨幣、金銀地金或は流通不便の貨幣であるとかいふやうなものであります。

指定預金といふのは大藏大臣が特別の條件、例へば運用條件を指定した預金受拂を整理する勘定でありまして在外資金であれば日本銀行から正金銀行に預金しまして、運用利殖させると云ふやうなものであります。内地指定預金でありますれば、内地の銀行に對して融通して居るやうな融通資金であります。日本銀行は國庫金の取扱に付ては國の機關といふやうな——先程獨立の營業をして居ると申しましたが、國の機關といふやうな關係に立つ場合もあるのであります。各地に支店が十七箇所、出張所が一箇所、そ

れから地方銀行の代理店など五百十餘箇所といふ澤山の支店、出張所を設けて國庫金を取扱つて居るのであります。

(六) 特別會計

特別會計といふのは會計法の第三十九條に依りまして、特別の必要に依つて法律に依つて設置せられるものであります。一般會計と分離して特別の豫算を以て經理せられる會計であります。特定の財源を持ち、特定の事業を經營する爲に、一般會計に累を及ぼさないと同時に、一般會計からも累を蒙むらないといふ獨立した會計であります。特別會計の數が餘りに殖えますと、後に申上げますが、單一豫算主義といふものを有名無實にして國の財政が統一を缺くに至るのみならず、特別に或種の事業ばかりが助長されるといふ弊害を起すのであります。特別會計の數は出来るだけ制限するのが法律の趣旨であります。

十三年度現在に於きましては臨時軍事費の特別會計を除いて三十八あります。一寸御参考に申上げますと、一、對支文化事業、二、造幣局、三、印刷局、四、專賣局、五、大藏省預金部、六、教育基金、七、國債整理基金、八、公債金、九、國有財産整理資金、十、教育改善及農村振興基金、十一、金資金——これは御案内のやうに、この頃産金獎

勵とか、金の問題がやかましくなりました出来た會計であります。十二、關東局、十三、陸軍造兵廠、十四、千住製絨所、十五、海軍工廠資金、十六、海軍火藥廠、十七、海軍燃料廠、十八、帝國大學、十九、官立大學、二十、學校及圖書館、二十一、米穀需給調節、二十二、絲價安定施設、二十三、森林火災保險、二十四、漁船再保險、二十五、家畜再保險、二十六、通信事業、二十七、帝國鐵道、二十八、朝鮮鐵道用品資金、三十、朝鮮簡易生命保險、三十一、臺灣總督府、三十二、臺灣官設鐵道用品資金、三十三、樺太廳、三十四、南洋廳、三十五、健康保險、三十六、勞働者災害扶助責任保險、三十七、簡易生命保險、三十八、郵便年金、その外に臨時軍事費特別會計がありますので三十九ある譯であります。

この特別會計を目的に依つて分類致しますと

- (1) 植民地會計 朝鮮、臺灣、樺太、南洋、關東局
- (2) 作業會計 造幣局、印刷局、專賣局、陸軍造兵廠、千住製絨所、海軍燃料廠、海軍火藥廠等
- (3) 事業會計 帝國鐵道、通信事業、米穀需給調節等
- (4) 文化的營造物會計 帝國大學、官立大學、學校及圖書館等

- (5) 社會政策的會計 健康保險、簡易生命保險、郵便年金等
- (6) 資金會計 金資金、國債整理資金、公債金、國有財産整理資金等

又一般會計との關係に依り分類しますと

- (1) 獨立會計 帝國鐵道の如く自己の負擔に於て建設改良の財源を調達し其の收益を自己の事業に使用するもので一般會計に對し獨立の關係にあり
 - (2) 利益を一般會計に納付するもの 專賣局の如く作業會計法に依る特別會計で利益を一般會計に納付するもの
 - (3) 利益又は剩餘金を積立金に編入し之を運用利殖するもの又は一般會計より財源を繰入するもの 大藏省預金部、國債整理基金、簡易生命保險、健康保險等
- 健康保險に就いて觀れば十二年度末の決算では一般會計より受入れたる「健康保險國庫負擔金受入」は一、七四六、六七〇圓で同年度中事業上の剩餘金として積立金に繰入したものは一、六六六、五五三圓であつて積立金の總額は千五百八十四萬餘圓に達し其の運用収入も年額五十五萬餘圓に上る狀況であります。尙此の積立金の運用方法に就いては昭和十三年一月勅令第二十號を以て健康保險積立金運用規則が制定せられました積立金は厚生大臣が管理し國債又は預金部預金にするこ

ととなつて居ります

- (4) 歳出豫算を一般會計の歳入に繰入し一般會計の歳出として使用するもの 國有財産整理資金、公債金等

以上で第一章は非常に錯雜して居りましたが大體會計の種類なり、それに關聯してゐる點を御話した積りであります。

第二章 會計法の性質

(一) 會計法は手續法なり

(1) 會計法は國家の財務に關する形式及び手續を定めた法律でありまして、國家の機關を規律する訓令的性質を有するものであつて公法であることは勿論であります。訓令でありますから國家の内部關係を規律するものでありまして、外部に對する實體法ではないのであります。

(2) 會計法中實體法たる規定もあります。例へば小切手の振出の效力を定める規定(會計法十五條)或は時効に關する規定(會計法三十二條乃至三十四條)或は出納官吏の責任に關する規定(會計法三十六條)等であります。さういふものは實體法的の性質を

有するものであります。

(二) 會計法違反の効果

會計法に違反した契約をしてもそれは國家内部の關係でありますから、外部に對する效力には影響がないのであります。會計法では公告をして競争契約をしろといふことがありますけれども、その規定に違反しても民法上その契約の効果に付ては一向差支ないのであります。唯會計法に違反すれば官吏法上の責任なり、或は議會に對する政治上の責任といふものが生じて來ることは勿論であります。

(三) 會計法の領域

會計法は只今申しましたやうに訓令的の性質を持つて居るものでありますから、官吏たるものはこれに服従しなければならぬのであります。地域的の制限といふものはないのであります。内國に居ると外國に居るとを問はず、廣く官吏の行ふ會計行爲に付ては會計法が適用されなければならぬのであります。

第三章 會計制度の通則

國家の財政は非常に複雑尨大であり、且つ永久性のある國家自體の存立發展といふや

うなことを目的として居るものでありますから、財政の經理たる會計に付てもそれに對應して會計制度を整備するといふことが必要であります。それで色々な原則があるのであります。會計法の法規の上に何々の件とか何々の原則とかいふやうなことは別段書いてありませんので、こゝに申上げますのは會計法そのものゝ解釋には違ひないのであります。それから纏めて來たエキスのやうなものであります。今私が申上げようと思ふのは、統制の原則、會計機關分權の原則、會計年度獨立の原則、確實嚴正の原則、精細規定の原則、公平の原則、經濟の原則といふやうな七つの原則を引張り出して見たのであります。

(一) 統制の原則

國家の會計は國家に於ける財政活動の全部門に對して統轄的に總ての會計を漏れなく網羅して、且つ連絡を保つて統一的に國の會計は行はれなければなりません。それでありますから會計事務を執行するに付ては大藏大臣は國庫大臣といふやうな名稱もある位で、大藏大臣が中心になつて居りまして、各省大臣を通じて色々な會計事務を統制して居るのであります。大藏大臣は總豫算を編成して單一豫算主義に依つて國の財政を統一して居るのであります。又會計法なり會計規則といふ法律、勅令の外大藏省令を制定し

て會計事務の運行を統制して居るのであります。例へば支出官事務規程、出納官吏事務規程でも皆大藏省令であつて、會計規則百五條には尙必要ある時には大藏大臣が各種の規定を定めるといふやうなことが書いてあるのはこの趣旨に外ならぬのであります。會計の執行といふ立場に於ては大藏大臣が中心であります。會計の検査、或は監督といふやうな地位に於ては會計検査院が統一執行して居るのであります。苟も國庫金に關する限りは、先程申し上げましたやうに、公共團體なり營造物に對してまでもさうであります。唯機密費であるとか（會計検査院法三十二條）陸海軍の出師準備に屬する所の物品の検査に付ては明治二十三年法律七十號を以て會計検査院の検査から除外してあります。それ以外は全部検査するのであります。それならば自分の所の検査はどうして居るかといふことをよく聞かれるのであります。會計検査院自らの検査もやはりやつて居るのであります。大藏省受持の第一部第一課で検査して居るのであります。やはり推問書を出して検査院書記官である支出官の答辯を求めるといふことがあるのでございます。序でありますから申し上げますが、會計検査院、行政裁判所、衆議院、貴族院といふやうな獨立機關の豫算は大藏省所管の中に入つて居るのであります。それから後にも申し上げます

が、帝國議會は立法的立場に於て、豫算、決算の審議を通じて國の全般の財政に干與して居るのであります。

以上の如く政府と會計検査院、帝國議會、この三者は一體となつて國の財政殊に會計上統制の原則を實現することを目的として居るのであります。これが近代會計制度の特徴といふもの、一つだらうと思ひます。

(二) 會計機關分權の原則

次に會計機關分權の原則は只今申し上げましたことと一寸反對のやうに思はれるのであります。會計事務に於きまして命令系統の事務と出納系統の事務とがあつて互に分離對立して同一人にそれを兼掌させない、兼ねることが出来ないといふことになつて居ります。支出官と現金出納官吏に付ては會計法三十八條に依つて命令系統と出納系統を分けなくてはならぬといふことになつて居ります。物品會計に付きましては物品會計規則六條に「物品會計官吏又は物品出納員は各省大臣の定めたる規程に據りたる命令あるにあらざれば物品を出納することを得ず」とあります。詰り命令官の命令がなければ物品を出入れしてはいかぬといふことになつて居ります。物品會計官吏なり、物品の出納員といふものは出納系統、或は執行系統ともいひますが、物品出納事務の執行に當つてゐ

る譯で之等の出納官吏は苟も命令官たる命令系統の命令がなければやつてはいかんといふことになつて居ります。唯歳入に付きましては歳入徴收官と收入官吏との間に此の原則を現はす明文がありません。併しこの原則の精神に鑑みて兼ねないのがよいのであります。唯歳入事務に付ては餘り弊害がないので規定がない次第であります。この分権の原則といふのは結局會計事務を嚴正に扱ふと同時に、色々の犯罪であるとか何とかいふものが起きて、國家に損失が起きるといふやうなことを防止するのがこの原則の主眼であります。この命令系統なり出納系統といふことはよくいはれることであります。會計法なり、會計規則の上では直接にさういふ規定がないので一寸分り兼ねるものであります。もう一遍申しますれば、歳入の命令機關は歳入徴收官、その出納機關は收入官吏と日本銀行であります。歳入の命令官は支出官で出納機關は出納官吏なり日本銀行、物品の命令官はその所屬の長官が命令官になることになつて居りまして、出納機關は物品會計官吏であります。

(三) 會計年度獨立の原則

これは會計法第三條に、「毎會計年度に於ける經費の定額はその年度の歳入を以て之を支辨すべし」とありまして、之は歳入の方面から觀た會計年度でありまして、會計法

第十三條には「各年度に於て決定したる經費の定額を以て他の年度に屬すべき經費に充つることを得ず」といふ風に規定してありまして、これは歳入の方面から觀たのであります。要するに會計制度の基礎となる財政統制の必要上設けたものでありまして、詰り前年度と後年度との混淆紛糾をさせない爲に決めたものであります。會計年度といふのは會計制度上に設けた一定の期間でありまして、その期間内の歳入歳出に一段落を付けて整理する爲に設けたものであります。

その會計年度の決定方法は各國色々でありまして、現在我國では四月一日から翌年三月三十一日までといふ期間を採つて居ります。イギリスもドイツも同じであります。フランスとかベルギーのやうに、曆年で一月一日から十二月三十一日までといふのもあります。イタリーのやうに七月一日から翌年の六月三十日までといふのもあります。

唯會計年度の例外をなして居るのは臨時軍事費特別會計の會計年度であります。これは日清戦争の時には明治二十六年六月一日から二十九年三月三十一日まで、日露戦争の時は明治三十六年十月一日から四十年三月三十一日まで、歐洲大戦の時は大正三年八月十一日から大正十四年四月一日まで、今度の支那事變に當りましては昭和十二年の法律第八十五號を以て昭和十二年九月一日から臨時軍事費の特別會計が始まつたので終りは

何時になりませるかまだ分りません。これは結局一年間ではなくてその事變の間を通じて一年度として經理することになつて居ります。

會計年度を決めますのは、結局議會の關係で、議會で豫算を決める時機が丁度十二月から三月までの間にやりますので、四月から直ぐそれを實行するといふのが便利で最も實情に近い譯ですから議會の關係が主たる理由であります。初めは租税なり歳入の關係で、國に金が澤山ある時に年度開始をすると樂だからさういふ時機を選ぶと云ふ論があつたのでありますが、近年のやうに赤字財政になつて居る時には別に收支の均衡を得て居らないのでありますして四月にしようが、何時始めようがそれは構はないのであります。尙非常に寒い所、樺太、北海道、滿洲、朝鮮といふやうな所に於きましては營繕工事、建築工事は三月三十一日までには仕上げなければならんといふことになつて居りますと、無理矢理にコンクリートを打つたり、或は壁を塗つたりすると凍つてしまふので、春になると氷と一緒に壁が落ちてしまふといふこともあり勝ちであります。會計年度を改正したらいいではないかといふ議論もあるやうであります、只今申しました議會の關係もありませんので、中々行はれないで居る譯であります。

(四) 確實且嚴正の原則

會計事務を確實にやるといふことは當然のこと、それは言を俟たないのであります。國家の會計に付ては確實であるばかりでなく、嚴正でなければならん。その爲に只今いひますやうな會計機關分權の原則であるとか、會計年度獨立の原則といふのがあるので、結局會計事務の確實嚴正を期せんが爲でありまして、出納官吏事務規程には出納官吏はその手許に保管する現金は之を堅牢なる容器中に藏置すべしとありまして、現金の保管方法まで規定して確實にやれといふ趣旨を明かにして居るのであります。兎に角會計官吏は國の會計事務を執行するに當りましては確實にやらなければならんのであります。これも會計法規には明文はございませんが、その精神は方々に現れて居るのであります。國庫金出納端數計算法といふものがありますが、これなども端數がついて居りますと非常に混雜致しますので、それを切捨ててもいいといふ規定でありますから、この原則に入るのであります。又「會計法規に基く出納計算の數字及記載事項の訂正に關する件」といふ規定があります。之に依れば會計の帳簿は一度書きますとそれを消すにはインク消でも墨を塗つて消してもよいといふのではなく、二線を劃して其の右側又は上位に正書し其の削除した文字は仍明に読み得べき爲字體を存することを要し、更に

判を捺して置かなければならぬのであります。これなどもこの原則の現れであります。會計検査院から出て居る計算證明規程といふのがございますが、それなどは非常に詳しく書いてありますから、御案内のことであらうと思ひますが、要するに會計の事務は亂れてはいかん。亂になつては仕末が終へなくなるからそれを取締つて居るのであります。

(五) 精細規定の原則

國家の會計は複雑多岐であるばかりでなくこの會計事務をやる人は自分には一つも利害關係がないのであります。國の會計事務は會社なり民間の會計事務のやうに儲けたら、歩増しをやるとか、利益があつたら分け前を貰へるといふ性質のものでありません。作業會計の外は損益計算をやりませんし、又損益計算をする作業會計でもその損益が直ぐ自分に及んで來ません。さういふ關係で國の官吏といふものは直接國家の會計事務に利害關係が薄いのでありますから、特に規定を細かに決めまして色々あゝやつちやいかん、かうやつちやいかんと、實に繁文縟禮といふ程度にまで細かく規定が決まつて居るのであります。よく電話で交渉した時に、お互ひに意志が通じて、よしオーライといふ譯で仕事をしますけれども、それだけでは困る。やはり誰々から電話があつてどういふこと

をどういふ風にいつて來たからどうしたといふことを書面にそれを書留て置かなければならぬ。詰り記録を残して置くといふことが會計事務を取扱ふ上に必要なのであります。それは轉任を命ぜられることもあり、或は何時交替を命ぜられるかも知れませんか、さういふ場合にはやはり記録を残して會計事務を明瞭ならしめて置くといふ必要があるのであります。さういふ關係で色々規定も細かく分れて居る。尙又その記録してあることが立證の目的になることがある。證據力がそれにある場合もありますから、やはり色々細かく規定すると同時に記録に留めるといふことも會計の原則の一つであらうと思ひます。

(六) 公平の原則

國家の行政といふものは依怙最良があつてはならない。公平に行はなければならぬ。會計の事務もやはり公平に施行すべきで、例へば物を買ふにしても一般競争契約で誰でも賣りたいといふ人から廣く機會均等に買ふ。尤もその中で入札で安い人から買ふことにはなりますが、さういふ方法を取るといふのは官廳の購入が依怙最良でない偏頗であつてはならぬからであります。國家の事業といふものは先程申しましたやうに、利益の獲得を第一の目的とするものでなくて、やはり國民の福利を増進するといふ點を主眼と

しなければならぬのでありまして、專賣局でも煙草の値段を勝手に決めて儲かりさへすればよい、原價が幾らだから幾倍にしてもよいといふことで決まるのでなくて、そこにやはり公平の原則が行はれて居るのであります。國の獨占事業でありますけれどもさういふ風に自ら或る限度で節制されて居るのであります。

(七) 經濟の原則

經濟の原則といひますか、經濟尊重の原則といふか、國民の膏血から成つて居る所の租税その他色々の収入が國の財源になり、それを使つてやるのでありますから、出来るだけ經濟的に、出来るだけ節約してそれを使ふといふことは當然のことでありまして、ドイツの會計法第三十六條にはそれが明文となつて居りまして「經費は經濟的且節約的に之を經理すべし」と書いてあります。日本の會計法には明文がございませんが、その精神であることは勿論でありまして、預金部預金法第三條などには預金部資金は有利且つ確實なる方法を以て運用すべしといふ風に書いてある。詰り國の經費を使ふ上に於て、みす／＼損失を蒙るやうなやり方をやつてはいけない。それは官吏の忠實の義務からいつても當然のことでありまして、不注意に依つて國に損失を及ぼすといふやうなことは慎まなければならぬのであります。物を買ふにしても、例へば隨意契約で買ふ時で

も、見積り合せをして、安い方から買はなければならぬといふ規定もありまして、この頃會計検査院の問題になつて議會に報告されるものの大部分は物を買つたがそれが高過ぎたといふやうな問題が多いのであります。餘り細かなものに付ては申しませんが、例へば健康保険で申しますならば、あの太陽燈でありますか、紫外光線浴室でありますか、あれは千五、六百圓もするやうでありますか、あれなども或る縣で幾らで買つたのに、他の縣では幾らで買つて居る。高くはないかと思ふが運賃が幾ら据付費が幾ら掛つて居るから此の價格ならば先づ適當であらうといへばそれでいゝことになりませぬ。又X光線(レントゲン發生装置)は皆さんの所で大抵お使ひになつて居る。甲の製作所のものも、乙の製作所のものも其の内容を見ると最大電壓も主装置も附屬品も同じ仕様であるのに、片方は三千四十圓、片方は三千四百圓で約四百圓の差異がある。運賃は幾ら、取附場所はどうか色々事情があるだらうから、其の差異があるのは尤だと謂ふことになればよいが、假に千圓も差異があるとすればこれは何としても高いから質問書を出して見ると云ふことになるのであります。そして其の回答の如何によりそれでも納得出来ない程高値で買つたといふやうなことになる、これは議會の問題にならぬとも限らぬので詰りさういふものは凡そどの位するものであるかといふ相場を研究して、先づ商人

は儲けようといふのが主でありますが、國家としてもさうみすく損をしないやうに努めるといふことが經濟の原則であります。

第四章 豫算

(一) 豫算の存在理由

豫算といふものは個人の家庭經濟に於ても豫算を立て、やるといふやうなことを始終申しますやうに、豫算制度を持たない國家はないのであります。我國の豫算制度の根本原則を成して居るのは憲法第六十四條第一項であります。これには「國家の歳入歳出は毎年豫算を以て帝國議會の協賛を経べし」といふことになつて居ります。豫算の必要であるといふことは現今では自明のこととせられて居りますが、色々それを分析して申しますと、或は一般國民に對して財政の實相を知らしむる爲に必要であるとか、或は一年の計畫を立てる上に官吏として豫算を豫め公布して置いて貫はなければならんといふやうなこともあります。又或は將來に於ける一定期間の豫期せられたる支出及收入を見積り計算し、收支を比較してその均衡を保たしめることは國家經濟の如き大規模なものに取つては必要缺くべからざることでありませぬ。

(二) 豫算の意義及效力

豫算は一會計年度に於ける歳入歳出の計數的見積りであります。政府が歳入歳出を執行する爲の形式的要件であると同時に、政府の内部關係に於ては訓令たる性質を有するものであります。

豫算の效力は歳入豫算に於きましては、法令其他の他動的原因に依り收入せられるものでありますから單なる見積りに過ぎませぬ。隨て政府は豫算の執行に當り豫算上の制限を受けることはないのであります。唯一般に國家の歳入は法律なり勅令なり何か根據がなければ歳入を取立てることは出來ない。寄附金があるからといつてその寄附金を受取ることは出來ないので、法令の根據がある場合即ち國債償還の爲の寄附金とか、今度の軍事援護の爲の寄附金であるとか法令の根據に依つて受けることはよいが、法令の根據なしには取ることは出來んといふことになつて居ります。それでありませぬから歳入豫算を立てるのは唯さういふ法令に基いて一體どの位今年の收入はあるかといふ一種の見積りでありまして、これはその通り行かない場合もあり得るのであります。歳入豫算はこれが爲に官吏が拘束せられるといふやうなことはないものであります。歳入豫算は定額使用の權能を附與せられる譯でありまして、幾らくは使つても差支ないといふ權能を

授けられるのであります。さうしてその幾ら／＼といふ限界が示されて居るのである。それ以上使つてはいけない。或は又豫算の目的に反する支出をしてはいけない。總て豫算の規定通りに支出をしなければならんといふ風に歳出豫算の方は官吏がこれに依つて義務付けられて居るのであります。豫算の效力として歳入豫算と歳出豫算とはそこに違ひがあるのであります。

豫算の編成方針は總計豫算主義と純計豫算主義とがあります。總計豫算主義は歳入歳出の相殺を許さないで全額を豫算に編成するのであります。會計法第二條を讀みますと、「租税その他一切の収入を歳入として、一切の経費を歳出とし、歳入歳出はこれを總豫算に編入すべし」とあるのがそれでありす。その次に純計豫算でありす。歳入と歳出とを相殺して頭を出した方だけを寄せ集めて作るの、例へば租税を徴收するならば徴税官吏の給料を拂はなければならん。色々な設備もしなければならん。徴收するに要する経費を相殺して餘つただけを租税収入として計上するのであります。必要な費用は全部経費に上げなければならん。入つて來たら入つて來たものを全部上げるのが總計豫算であります。

それを今昭和十三年度の歳入歳出豫算の總計と純計とに就いて申上げますと、一般會

計の歳入は、三十五億一千四百五十二萬圓で、各特別會計を合計した歳入は百四十七億五百三十二萬圓で合せて百八十二億千九百八十四萬圓といふのが總計豫算であります。所がその中で特別會計の中から一般會計の中に入れたり、一般會計から特別會計に入れたりするやうな差引をして、これを純計に致しますと百四十五億三千二百二十二萬圓となり、非常に減るのであります。歳出に就いて申上げますと、一般會計の歳出は三十五億千四百五十二萬圓となつて居りまして、特別會計は百四十億百三十六萬圓、合せて百七十五億千五百八十八萬圓になつて居ります。これが總計豫算であります。これから控除額を差引致しますと、純計にして百四十二億九千六百三十五萬圓といふことになります。十三年度の豫算としては、一般會計だけでも三十五億といふ大きな金になつて居ります。歳入歳出はバランスを取つてありますから、歳入歳出共同し計數が現れて居ります。試みに十三年度の健康保険の豫算を申上りますと、歳入歳出共に三千七百七十三萬六千三百三圓であります。特別會計の内臨時軍事費として戦争の経費がどの位あるかと申しますと、第七十三回帝國議會迄に決定した所では陸軍の方で四十九億九千三百萬圓、海軍の方で十四億九千七百萬圓、豫備費が九億圓でありますから、合計で七十三億九千萬圓といふ戦争の経費がある譯であります。先程申上げました豫算額百四十何億の中には此の戦費

が六十二億四千四百七萬圓だけ入つて居ります。それで臨時軍事費を除いた十三年度の豫算純計は歳入では八十二億八千八百五萬圓、歳出では八十億五千二百二十八萬圓といふことになりました。

豫算といふものは色々の豫算が澤山あると混淆して仕方がないので、それを一つに纏める總豫算主義又は單一豫算主義といふのが豫算の根本方針となつてゐるのであります。その例外は特別會計豫算と追加豫算であります。特別會計豫算に就いては前述の通りでありまして、追加豫算といふのは豫算を組む時に帝國議會の關係で總豫算の提出の際の間に合はなかつたもので、それだけの豫算をあとから作りまして、さうして議會の協賛を経る爲に出す方法でありまして、これは結局後に總豫算の中に入れられて一緒になつて決算せられるのであります。

これに關聯して特別資金を持つてはいかんといふ規定が會計法第四條にあります。「各官廳に於ては法律勅令を以て規定したるものを除くの外特別の資金を有することを得ず」とあります。これは單一豫算主義を採用してゐる當然の結果でありまして、凡そ國家の資金は之を國庫に納入統一して國家經費の共同の財源としなければならぬのであります。而して法律勅令に規定せられた場合は作業會計の資金であるとか、或は基金特

別會計の資金とか、陸海軍の委任經理の積立金、帝國學士院の學術研究獎勵金といふやうなものであります。

(三) 豫算の成立

豫算といふものは大藏大臣が調製することになつて居ります（會計規則第六條）さうしてそれを前年の帝國議會集會の始に衆議院に前に提出します。これが先議權の問題であります。憲法第六十五條に依るので衆議院に前に出してその協賛を経、それから貴族院の議決を経る譯であります。衆議院に前に出しますから衆議院の方が偉いといふ譯ではないのであります。それは衆議院も貴族院も議決の效力に對しては同等であります。

次に豫算の區分であります。豫算は歳入歳出共經常部と臨時部との二つに分れて、その内譯は更に款、項、目、節といふ風に區分せられて居りますが、その款、項が立法科目であつて、目、節は行政科目であります。歳入豫算は全ての歳入を總括して大藏大臣が一冊の歳入豫算に編成し、それに歳入明細書を添付し歳出豫算は各省所管別に編成して各省豫定經費要求書といふものを参考書としてつけて、大藏大臣は議會に提出するのであります（會計法第八條會計規則第六條——第十三條）特別會計の豫算編成も同様

であります。唯歳入歳出を區別しないで、歳入歳出豫定計算書といふ風に一冊になつて居ります。豫算は帝國議會の協賛に依つて成立し、御裁可を経て公布せられた後に效力を生ずる譯であります。

(四) 豫備費

豫備費といふのは避くべからざる豫算の不足を補ふ爲に、或は豫算外に生じた必要の費用に充てる爲設けてあります。これは憲法第六十九條に書いてあります。豫備費は第一豫備金、第二豫備金とに分れて居りまして、大藏大臣が管理して居ります（會計規則第十七條）。第一豫備金といふのは避くべからざる豫算の不足を補ふものであつて、詰り第一豫備金の方は豫算に出て居るものであつて、唯それが足りなくなつたら出すといふ性質のものであります。これはどの科目にもさういふことになつて居るのではありません。補充費途といつて勅令で費目が指定せられるので豫備金を出すことの出来る經費は何々だといふことが決まるのであります。第二豫備金の方は豫算外に生じた經費に充當するもので、これは豫算に書いてないで、突然起つて來たといふものに對して第二豫備金から出すのであります。十三年度豫算に就いて申しますと、豫備費は合せて六千萬圓、第一豫備金は二千萬圓、第二豫備金が四千萬圓であります。これは事變の關係もあ

りまして、以前よりは非常に殖えたのであります。豫備金を出しますと議會の承認を経なければなりません。豫備金は議會の協賛を経た科目に其の金額が入つて居なかつた豫算であるから、どうしても議會の協賛を経なければならぬ譯でありまして、事後の濟んだことでもありますから、議會の承認を経ることになつて居ります。第一豫備金は年度經過後の通常議會に提出し、第二豫備金は毎年帝國議會常會開會迄の支出金額に付其の通常議會に提出して夫々承認を求むることになつて居ります。（會計規則第十七條——第二十五條）

(五) 豫備金外支出（責任支出）

豫備金を出してしまつて、それでも金が足らなくなつた時にはどうするかといふ問題であります。それが責任支出といふものであります。詰り豫備金外支出でそれは從來行はれて居つたものであります。國庫剩餘金からそれを出すのであります。その手續は第二豫備金と同じやうにしてゐます。國庫剩餘金といふのは歳入歳出の差額、それは歳計剩餘金といつて居りますがそれから翌年度の經費に充當するものを控除したものが純剩餘額であります。之れから政府の責任に於て豫算外支出をすることになるので責任支出と謂ふのであります。

今國庫剩餘金に就いて申上げれば昭和二年度には二億五千六百萬圓あつたのでありますが、昭和十年度は百九十五萬圓と激減しまして、十一年度の決算では三千四百六十三萬圓であります。赤字決算をやつて居るのに、何うしてまだこれだけの剩餘があるかといふやうにお考でありませうが、それは詰り赤字財政を補填する爲公債を募集して遺繰をして居りますから、其の残額は借り過ぎたもので之が餘つて居るといふ計算になつて居るのであります。

特別會計の豫備費はどうなつて居るかと申しますと、作業會計及資金會計等普通の特別會計は第一豫備金だけしかないのであります。尤も植民地特別會計だけは第二豫備金を持つて居ます。健康保險の第一豫備金は百七十三萬圓で、これを以て補充費途の支出を爲すことが出來ます。此の場合大藏大臣の承認を要しない唯通知すればよろしいのであります。それは一般會計の豫備金は大藏大臣の管理に屬して居ますが、特別會計の第一豫備金は各所管の豫算中に計上せられてゐるからであります。これを使ひ切つてしまふとどうするかといひますと、健康保險などは前年の餘つた經費例へば十三年度でいひますならば十二年度で百六十六萬圓餘つた。餘つたけれどもその餘つた金は積立金の方に入れて居るから、残りの金は一文もない譯でありますから別に借入金なり、或は歳入

なりを目當てに責任支出をすることになるのであります。

(六) 豫算不成立と實行豫算

憲法第七十一條に「帝國議會に於て豫算を議定せず、又は豫算成立に至らざる時は政府は前年度の豫算を施行すべし」と規定してあります。議會の期間の關係で豫算が成立に至らない場合もあります。政黨政治の盛な時代には、或る政黨が政府の政策に反対して豫算を議了しないといふやうな場合もあつたのであります。さういふやうな場合は外國では又新規に豫算を作り直してでも議會の協賛を経るのであります。我國に於ては前年度の豫算を施行するといふ憲法の規定がありますから、政府の方は非常に力強い譯であります。

前年度の豫算を本年度に持つて來ますと、之を施行豫算と謂ひます。然し前年度で仕事が出来ずして本年度にはさういふ仕事がないといふ豫算も出て來て不便であるから、それを作り直すのであります。之を實行豫算と謂ひます。繼續費は前年度分の代りに今年度分を差し換へると云ふ風にそれを作り變へるのであります。實行豫算は豫算不成立の場合に普通編成せられたので、成立豫算に對して實行豫算を組むといふことは今まではなかつたのであります。然し昭和四年に濱口内閣が出來まして、あの時に金の



輸出解禁をして急に節約をしなければならなくなり、非常に金が足りないので實行豫算を組みまして——計數を申しますと六千二百萬圓を繰延或は節減したのであります。現今の減俸といふのはその時から始まつて居るのであります。

(七) 支拂豫算

支拂豫算といふのは大臣が支出官に支出を委託する場合に出す所の豫算を支拂豫算と謂ふのであります。自分の直屬の支出官に出す場合もさうでありますし、或は他省の支出官に對して支拂を委任する場合に出すのもやはり支拂豫算といつて居るのであります。支拂豫算といふのは支出官に豫算使用の權能を與へるものであります。その豫算の範圍内に於て支出官は小切手を振出して支拂をすることが出来るのであります。その限度を超過しますると支拂豫算を増額しなければ日本銀行は支拂はないのであります。支拂豫算を出しますと各省大臣は同時に日本銀行に通知して又會計検査院にも通知することになつて居るのであります。

(八) 豫算の繰越

豫算は當該年度に使ふ譯でその年度限り使用出来るのであります。翌年度にそれを持つて行くといふことは變則なのであります。それで豫算を翌年度に持つて行くといふ

場合を決めてあります。詰り年度獨立の原則に違反することになるのであります。正式の立前からいへば一應はその年に使はないのであるから、不用額に立てて改めて翌年度にそれが必要であればその豫算を組みよいのであります。手續が面倒でありますし無駄なことです。繰越することになつて居るのであります。

會計法の二十七條には、豫算明許の繰越と事故繰越とが規定されて居るのであります。豫算に於いて明許したものの例へば臨時的の助成金、外國旅費、或は外國へ品物を注文した代價といふやうなものは總括的に事由の如何を問はず繰越し使用を許して居るのであります。それから事故繰越といふのは一年度内に終るべき工事、製造又は物品の買入、若くは運搬といふやうな限られたものに付て避くべからざる事故の爲にその竣功又は納入に至らない場合に支拂が残りますから、それを翌年度に繰越し支拂をする場合であります。即ち事故の爲遅延し支拂義務の履行期に達せざることを要件とするのであります。が、この事故繰越といふことはよく行はれるのであります。例へばこゝに家を建てるといふ場合に、早く設計して早く請負に出して作ればよかつたのが、段々仕事が遅れて到々年度末に迫つて——先達私が實地検査に行つた所ではかういふ例があつたのであります。三月二十日に試験場を建てることを請負はした所が三月三十一日に竣功した。五

萬圓ばかりの工事でありますが、十日間に竣功するとは思へないのでこれは變だと思ひました處が何うしても敷地が買へなかつたので遅れたさうです。若しそうとすれば事故繰越の手續を爲し、翌年度に至り完全に竣功の上代金を支拂へば宜敷いので無理に十日間で出来上つたとしなくてもよいのであります。然し大した理由もないのに事故繰越に持つて來て豫算を繰越すのがよくあるのであります。それで大藏省で豫算の繰越を仲々認めない様にしたので、その反動的現象が現はれて居るやうに思はれますが、さういふことはないやうにしたいものだと思ひます。

その次は會計法第二十八條の繼續費の繰越であります。これは繼續費でありますから段々に繼續年度中は繼續して行くのであります。この豫算を竣功するまで遞次繰越すことは認められて居る所であります。

それから特別會計に於ける繰越してありますが、特別會計は整理期間——整理期間に付ては後程申上げますが——を認めて居ないものがありますから、支出未済として豫算の繰越をしなければならぬのであります。

尙法律で豫算の繰越を認められて居るものがあります。會計法規一覽の一三六頁にあります。公共團體に對する工事補助費繰越使用に關する法律（明治四四、法律二）、或

は特別會計に於ける營繕費に關する法律（昭和六、法律九）、或は對支文化事業特別會計法第十一條といふのは此の豫算繰越の規定であります。豫算繰越に付ては、會計法なり會計規則に書いてある様に定額の繰越手續として或は繰越計算書を作るとか、事故繰越の關係書類を添付するとかして大藏大臣の承認を要するのであります。

（九） 豫算外國庫負擔の契約

これは憲法第六十二條第二項に「國庫の負擔となるべき契約を爲すは帝國議會の協賛を経べし」とありまして、この豫算外國庫負擔の契約はよく年度跨りの契約とも謂ひますが、年度跨りの契約を爲す場合は先づ第一に會計法第十一條に基く場合で、（イ）豫算に定められたもの、豫算が繰越明許のものは繰越豫算を目當てとして前年度に於て翌年度に互る契約をなすことが出来る。この場合は本年度に豫算があつて之を翌年度の豫算と爲し得る場合であります。（ロ）特に議會の協賛を経たるもの、翌年度初頭に於て必要なる物品の購入を年度内に契約を締結して置く場合で事業官廳には其の例が澤山あります。又數年に互つて補助するといふ契約の如き永續的の補助に付議會の協賛を経たものがあります。例へば地方團體でやる水道工事を補助するといふやうな場合は地方團體がやるのでありますから、市なら市、町なら町がやる場合には中々一年で出来ない。二年も三

年も掛つて水道を拵へる時に補助する。この場合は全然豫算のない場合で翌年度に豫算の成立することを豫定して契約するのであります。(ハ)災害事變其の他避くべからざる事由ある場合、災害があつたから翌年度に跨がる契約を今やつて置くといふやうな場合もあり得る。この三つの場合を總括しまして、十三年度は會計法第十一條に基く翌年度に互る契約を爲すことを得べき金額は四百萬圓とすといふことになつて居ります。

それから第二に、會計法第二十八條の繼續費の遞次繰越の場合も翌年度の豫算があるのでありますから、やはりこの契約をやつて差支ない。第三に翌年度の豫算公布の後、大體三月の終り頃になるともう來年の豫算が幾らあるかこの費目に付ては幾らあるといふことが分つて居りますから、來年度にどういふものを買ふからといふ契約を締結しても差支ない譯であります。尙第四には翌年度の豫算が成立した場合には買ひませうといふやうな停止條件附の場合がありますが、これも大體その豫算が通ることが確實であれば弊害がないとして行はれて居ります。併しながらよくかういふことがある。金がないのに仕事はずん／＼膨張して、事務所が狭くてどうも困るといふ時に建物を建てたいが豫算がない。それで民間に一つ家を建て、貰つて、豫算が通つたら買上げるが、それまでは借料を拂つて月額幾らで借りるから建て、呉れといふやうなことをやつて居りますが、

それも事業上已むを得ない場合もありますので、その契約も條件次第でありまして、豫算が成立したら買上げるといふやうな約款が入つて居りますと、翌年度に互る契約で議會の協賛がないのにさういふ契約を勝手にやることはよろしくないといふことになりませんが、月額幾らとして借料を拂ふと云ふ普通の契約を爲し、事實は豫算が成立した場合は買上げるといふやうな暗黙の約束がある場合などがあります。

(一〇) 借入金、公債、融通證券

豫算上の公債金又は借入金は歳入豫算の不足補填或は鐵道資金なり各事業の財源等に充當するものであります。歳入豫算に繰入してその年度の經費支辨の財源となり決算せられるのであります。それから一時借入金なり融通證券なりといふのは一會計年度内に於ける國庫金出納上支拂現金の不足する場合に補填する爲借入れるものであります。豫算、決算に係なく原則として當該年度の歳入を以て年度内に償還することを要するものであります。一般會計に於ては會計法第六條に規定があります。融通證券たる大藏省證券は割引の方法で發行せらるゝ短期證券であります。期限が到來するとそれを借換へて繼續することも出來て日本銀行が引受けることもあり又は一般に賣出されることもあります。近時出納上の收支の均衡を得ざる爲一般會計と特別會計とを通し年度

末に約一億圓乃至三億圓といふ一時借入金がある實狀であります。十三年度の大藏省證券なり、借入金は豫算では五億圓といふことに決まつて居ります。

健康保険特別會計の借入金は、同特別會計法第五條に「本會計に屬する經費を支辨する爲必要ある時は政府は本會計の負擔に於て借入をなすことを得。前項の規定に依り借入れをなすことを得る金額は保険料を以て保険給付費及び保険施設費を支辨する能はざる場合に借入るゝものを除くの外最高五百萬圓とす」となつて居ります。それから一時借入金は健康保険特別會計法第七條に「本會計に於て支拂上現金に不足ある時は本會計の負擔に於て一時借入をなし又は國庫餘裕金を繰替使用することを得、前項の規定に依り一時借入金又は繰替金は當該年度内にこれを返還すべし」といふことになつてゐて、その最高額は決まつて居りません。本日は豫算までに致して置きます。

第五章 決算

今日は第五章決算からお話を致します。昨日は折角印刷して戴きました會計法規一覽を餘り利用致しませんでした。今日申上げる決算は一三五頁の所に書いてあります。會計法の二十三條から二十五條まで會計規則では六十八條から七十七條までが決算に關

する規定であります。

(一) 決算の意義

決算は一會計年度間に於ける歳入歳出の豫算執行の結果を表示したる計數でありまして、決算も豫算編成の任にある大藏大臣が編成する權限があるので總豫算と同一の様式で調製せられるのであります。只今あります決算としては昭和十一年度の決算が一番新しいものであります。其の決算の説明といふ所には斯ういふ風に書いてあります。第一章、緒言として、昭和十一年度の歳入歳出總決算に計上する所の歳入の收入濟額は經常部十五億六千六百六十四萬九千五百十四圓六十七錢四厘、臨時部八億一千四十四萬九千九十八圓七錢七厘、合計二十三億七千二百九萬八千六百十二圓七十五錢一厘にして、之に對する歳出の支出濟額は經常部十三億二千四百六十八圓三十八錢七厘、臨時部九億六千二百三萬五千四百四圓六十九錢八厘、合計二十二億八千二百七十七萬五千八百一圓八錢五厘なりといふ風に書いてあります。豫算は圓以下は切捨てありますが、決算の方は圓以下もずつと付けてあります。而して一錢一厘間違ない所を示してゐるのであります。十一年度の豫算は豫算不成立の爲に前年度の豫算を踏襲しましたので、十年度豫算を施行豫算とし、之に對し實行豫算を編成して歳入歳出總決算の重要事項に付實行

豫算と決算と較べて其の増減事由を説明してあります。それから第二章歳入、第三章歳出、第四章國庫豫備金、第五章大藏省證券及借入金、第六章翌年度に亘る契約といふやうに順を追ふて書いてあります。

次に總決算の様式であります。初に甲號決算といふのがありまして、それは款と項とを分けて其の決算金額を計上してあります。詰り立法科目に付て詳しく書いて、次に乙號決算では款項金額を掲上し左の各欄に分けてあります。

歳入	豫算額
	調定済額
	収入済額
	不納缺損額
	収入未済額
歳出	豫算額
	豫算決定後増加額

前年度繰越額
豫備金支出額
豫備金外支出額
支出済額
翌年度繰越額
不用額

と云ふ順序で表示してあります。尙總決算には附屬参考書として

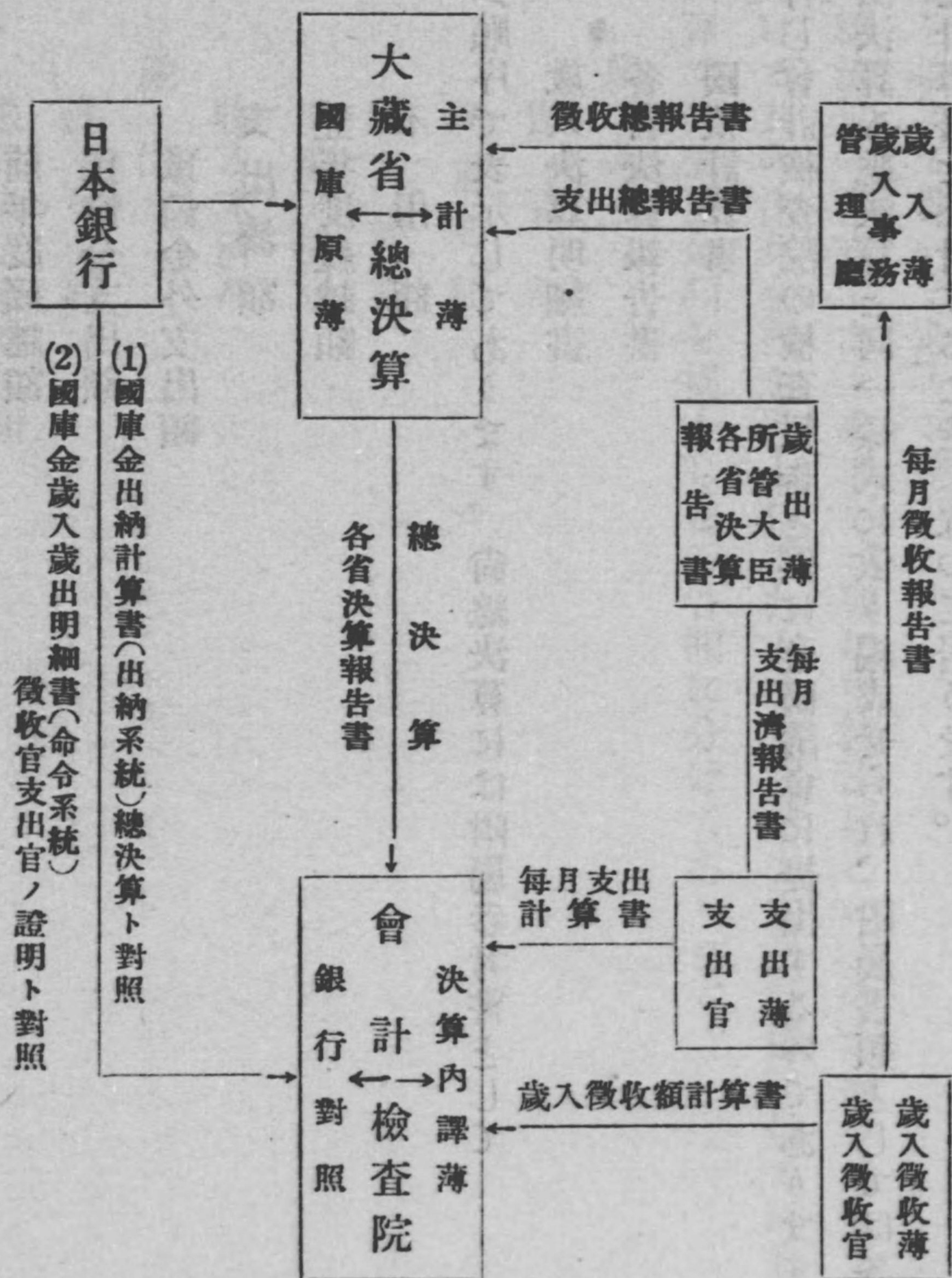
- 歳入決算明細書
- 各省決算報告書
- 國債計算書

を添付し會計検査院の検査報告と俱に帝國議會に提出するのであります。各特別會計歳入歳出決算も總決算と同一様式に依り編成せられ、附屬書類としては各特別會計歳入歳出決定計算書を添付することになつて居ります。

(二) 決算の編成

決算は命令系統と出納系統との二つの體系から編成せられ且つ確定せらるゝのであつ

て大藏大臣は命令系統として大藏省備付の主計簿の結果と國庫原簿の結果とに基き決算を作製するのでこゝに表を掲げて置きましたから御覽願ひます。



大藏省の所に主計簿と書いてありますが、此の主計簿は歳入主計簿と歳出主計簿と両方があります。大藏大臣は國庫原簿と主計簿とを突き合はして計數を確めて總決算を作るのであります。此の主計簿はどうして作るかといふと、歳入に付ては歳入徴收官が租税なり官有物賣拂代金なり保険料なりの收入を受取ますと歳入徴收簿に記帳し、之に依つて毎月徴收報告書を歳入事務管理廳に送るのであります。歳入事務管理廳と云ふのは各省大臣でありまして、歳入は大藏大臣が主管大臣でありますが各省は歳入事務管理廳として所管の歳入を統轄して居るのであります。それで各省備付の歳入簿に記入して、そこで徴收總報告書を作つて大藏省へ送付します。大藏省は之を歳入主計簿へ記入します。又歳出の方で言ひますと、支出官は物品購入代金なり給料なり運賃なりを小切手を以て支拂ひますと之を支出簿に記入しまして、之に依つて支出濟報告書を作つて、それを所管大臣に送ります。所管大臣は歳出簿に之を記入し、之に依つて各省決算報告書といふものを決算添付文書として作るものであります。毎月支出濟報告書を大藏省へ送つて大藏省の歳出主計簿に記帳されることなるのであります。各省決算報告書といふのは、支出濟報告書を十二ヶ月纏めました一年分の計算書であります。之を大藏省に送つて來ますから、大藏省はそれを毎月の支出總報告書に依り記入した主計簿に突き合はせ總決算

を作るのであります。支出官も歳入徴入官も昨日申しましたやうに命令系統のものであります。

斯く編成せられた決算は單に帳簿上計算上の決算に外ならぬもので、之を以てしては決算の正確を保持し得るものではありません。何故なれば、命令系統では現金を取扱ひませんから現金の出納が果して其の計數と一致するか何うか分りません。所謂「算盤合つて錢足らず」と云ふ結果を來しては決算の價値はないのであります。其處で出納系統として現金關係の決算はどうなつて居るかを見なければなりません。出納系統としては収入官吏、資金前渡官吏、繰替拂出納官吏が現金の受拂事務を爲し、其の取扱つた現金は結局日本銀行の受拂となるのでありますから、日本銀行が國庫金の出納を統轄し、之を國庫金受拂報告として毎月國庫金出納計算書を又年一回國庫金歳入歳出明細書を大藏省に提出致しますから、大藏省は之を國庫原簿に登録して置きまして、其の結果と主計簿とを對照して之が符合を確認することに依り、茲に初めて正確なる決算が編成せられるのであります。

(三) 決算の検査と確定

會計検査院に於ては大藏大臣から其の調製せる總決算の送付を受けると、之を検査確

定するのであります。會計検査院は先程大藏省中心に御話申したのと同じ様に支出官から毎月支出計算書を送つて來るのであります。會計検査院へは證憑書といふものを付けて證明として提出されるのであります。こつちのは皆報告々と書いてありますが検査院に來るのは皆計算書と言つて居ります。詰り證憑書を付けて當局者として收支の間違のないこと即ち其の正當なることを證明することになるから、斯ういふ名前が附いて居るのであります。會計検査院が決算を検査確定するのも命令系統と出納系統と兩方からの證明を對照して其の符合を期するのであります。即ち會計検査院では平素各歳入徴収官や各支出官から證明提出する計算書を検査し、金額及其の内容を一々證憑書に對照して當否を判定し、最終の徴収額計算書に依り歳入金額を又最終の支出計算書——之れは總括計算書と謂ひますが、此の總括計算書に依り歳出金額を夫々日本銀行から検査院に對し證明提出する國庫金歳入歳出明細書に依り科目、年度、金額の對照を爲し、所謂銀行對照を濟ませまして其の計算書に基き決算内譯表を調製致します。

此の決算内譯表は會計検査院自ら調製する總決算に外ならぬものであります。之れは命令系統である歳入徴収官なり支出官の計算證明を検査し、又出納系統である日本銀行の證明とも對照して作製したものでありますから、正確なる決算であると謂ふことが

出来るのであります。隨て大藏省に於て編成せられた總決算並各省決算報告書の送付を受けますと之を決算内譯表に對照して符合を認め、茲に總決算が確定せられるのであります。之を要するに決算は以上の如く歳入徴收官、支出官等の實行官廳、大藏省、日本銀行、會計検査院の四機關の關係に依り編成せられ確定せられるのでありますから、此等の機關の歩調が一致しなければ完璧を期することを得ないのであります。一機關の誤謬は相互に波及して決算の瑕瑾となつて現はれるのでありますから、此の系統に屬する職務にある御互は最も細心の注意を要する譯であります。

現時に於ける我總決算の確定制度は最も組織的合理的に確定せられ、豫算執行の内容及結果が明確に保證し得らるのであつて、何十億と云ふ巨額の豫算が幾萬の歳入徴收官支出官に分割せられ、更に收入官吏、資金前渡官吏等に細分せられ、番に國內全土に止らず世界中に派遣せられたる官吏に依つて執行せられたる結果が、一定の系統に依り決算に歸一統轄せられ、而かも之に伴ふ現金の出納も一錢一厘と雖符合して其の間毫末も不明の點を残さないものであります。此の如く會計制度の根軸を爲す決算確定の方法が完備してゐることは我國の誇であると思ひます。

斯ういふ風に決算は確定されるのであります。何しろ十二年度の決算で申しますな

らば、本年の三月三十一日まで出入りがあつたものを整理期間中に整理して、十二月までに其の金額を固めて決算にするのでありますから、半年の間に決算を作り上げてしまふ。皆さんの方から大藏省に報告するにしても、それが遅れますと大變大藏省の方も困りますし、検査院も困りますから、餘談であります。が期限の定つて居る書類はそれ迄に提出することを此の席を借りて希望する次第であります。

決算の提出の時期に付ては別段規定して居りませぬ。憲法第七十二條には「國家の歳入歳出の決算は會計検査院之を確定し、政府は其の検査報告と共に之を帝國議會に提出すべし」といふやうに規定してあります。何時までに出せといふことは書いてないのではありませんが、大藏大臣が決算を編成しましたならば、内閣を経て之を會計検査院に送付し會計検査院は之を検査確定の上其の検査報告と共に内閣に回付し、閣議を経て上奏の上政府は之を帝國議會に提出するので、會計法の第二十三條にも決算は翌年開會の常會に於て帝國議會に之を提出すべしとありますから、自ら決算提出時期も決まる譯であります。詰り其年の三月に済みました會計年度の決算を十二月に開かれる常會に提出することになるのであります。特別會計に付ても同様であります。それから決算は通常議會に提出することになつて居りますが、昭和元年、三年、九年といふやうな年には解散

其他のことがありまして特別議會に提出したといふやうなこともありますが、さういふことは餘り喧しくはないやうであります。決算は先程も申しましたやうに、計數を表示した所の報告でありまして、協賛を要する協賛權を行使する對象ではないのであります。又豫備金外臨時支出の如く議會の事後承諾を要するといふことでもないのであります。唯議會の方では豫算が其の目的に従つて、或は會計法規の命ずるが如く有效適切に施行せられたかどうかといふことを審査し、豫算を協賛した其の成果を完からしむる目的でありまして、之を否決するとか、或は不成立に終らしめるとかといふやうな問題は起らないのであります。決算は其の點が豫算と違ふのであります。唯不當支出があるとか、或は政府の遣方に付て政治上の責任を問ふといふやうな問題は起り得るのであります。議會に於ける決算の審議は以前は豫算の方は皆一生懸命でやりましたが、決算の方はどうせ済んだことは仕様がなといふことで重きを置かれなかつたのであります。最近の決算委員會では中々精通者が居られました。非常に詳しく色々なことを政府委員の方に説明を求めたり、慎重に審議するやうであります。

(四) 決算検査報告

決算検査報告は會計検査院法第十四條に「會計検査院は憲法第七十二條に依り決算を

検査確定すると同時に左の事項に付報告書を作るべし

- 1 總決算及各省決算報告書の金額と日本銀行の提出したる計算書の金額と符合するや否や
- 2 歳入の賦課徴收、歳出の使用、官有物の得有沽賣讓與及利用は各其の豫算の規程又は法律勅令に違ふことなきや否や
- 3 豫算超過又は豫算外の支出にして議會の承諾を受けざるものなきや否や

と規定してあるのに基き報告書を作るのであります。特に取調委員會を組織して毎年十月頃から十二月一杯連日連夜各種の案件に就き一、二、三讀會を開き其の内容の當否を審議して報告書を調製し、別に組織せられた覆審委員會で右取調委員會で作製した案件を更に覆審して其の上之を總會議に提出するのであります。そうすると十九人の會計検査官が此の案件に就き各種の質問を出し之に對し委員會又は検査主管各課の高等官が説明應答して愈々確實となり一言半句誤なしと認められて確定されるので、其の間に疑問の餘地があつたり多少の不安があれば其の案件は不問として葬られるのであります。斯うして出来上つた検査報告は決算と俱に内閣に送付せられ内閣から帝國議會に提出せられるのであります。決算検査報告は會計検査院に於て一年間に亘り歳入徴收官、支出

官、出納官吏の個々の收納又は支出行爲の検査を遂げ、其の結果の集積せられたものでありまして、此の検査の結果に基き決算の金額と内容の當否を決定する作用を検査確定と謂ひまして、一旦不當なり又は正當なりと確定されますと、それで不動の状態となつて爾後に於ては何者と雖之が決定を動かすことが出来ないものであります。會計検査院自身に於ても一會計年度の決算を確定した以上は之に拘束せられて再度審議出来ないものでありまして、一事不再理の原則が適用されるのであります。

決算の未確定と云ふことがありますが、之は歳入徴收官、支出官等の證明未済又は會計検査院の審理照會對する答辯未済其の他犯罪事件等の爲個々の歳入歳出の當否を検査報告提出時期迄に確定することの出来ないもので、之を未確定とする譯であります。

帝國議會に於きましては、決算の審議は決算委員會に移し、更に各分科會を設け其の審議の結果を委員會に於て取纏め、之を本會議に報告し決定を爲すのであります。會計検査院の報告した決算検査報告に對しては、政府は各省所管の報告事項に對し辯明書を添付する慣例になつて居りますから、議會では此の辯明書と政府委員の説明に依り検査報告に對し議會の判定を付けるので政府の辯明を事由ありと認めるときは「異議なし」

又政府の措置を不當と認めるときは「不當」又或は政府に對し將來の警告又は注意を與ふの要ありと認めるときは「將來の注意を促す」警告」措置穩當を缺く」等の決議を爲し若し重大なる事項ありとすれば、更に決議案として政府の政治上の責任を問ふのであります。

第六章 會計監督

國家會計の重要性に鑑みまして、會計監督は大規模な仕組で非常に慎重なる手續で行つて居るのであります。現在の制度は三つになつて居ります。是は會計上の統制の原則の時に申上げましたやうに、一般行政機關の監督、會計検査院の監督、帝國議會の監督であります。第一に

(一) 行政機關の監督

是は上級の行政機關が其の下級の行政機關に對する監督權の行使でありまして、下級機關の行爲に付て或は報告を徴し、檢閲を行ひ、訓令を發し、或は取消を爲すといふやうな會計事務に付ての一般行政監督であります。現金會計に付て言ひますと、會計規則第三百三十六條以下であります。會計法規一覽の十頁の所に検査及び證明として、

一三六、出納官吏の検査、一三七、検査執行と代理官又は立會官吏、一三八、檢定書といふやうに書いてあります。詰り現金會計の定時検査で所管大臣は毎年三月三十一日又は出納官吏の轉任、死亡、その他異動ありたる時検査員に命じて出納官吏の帳簿、現金の検査を行ふを要す。臨時検査は大藏大臣又は各省大臣は必要ありと認めたる時は臨時検査員を命じて出納官吏又は出納員の帳簿、現金の臨時検査を行ふ。さうして検査の時には檢定書を作るといふやうなことが書いてあります。健康保険特別會計事務取扱規程の第十七條に出納官吏の帳簿及金櫃の検査員及立會人は出納官吏に非ざる者の中より之を命ずべし、といふやうな規定がありまして、前記の檢定書を作製する譯であります。これが只今申す行政機關の監督であります。

日本銀行に對する行政監督と致しましては日本銀行は先程申しました國庫金出納報告書が大藏大臣に提出するを要し、其の帳簿の記入方法に付ては大藏大臣の認可を要すといふことになつて居て大藏省が行政上の監督をして居るのであります。

動産會計、物品會計にも定時検査を四年目毎に各省大臣は検査官吏を命じて物品會計官吏又は物品出納員の保管する物品の全部を精細に検査せしめ、その調書を作らしめるといふやうに物品會計規則の十條、十一條、十二條に書いてあります。又臨時の検査を

するといふこともあります。不動産の會計、この國有財産の取扱は會計官吏又は出納官吏として之を扱つて居るのではありません。この方は會計上の監督といふことはやりませんで、唯行政監督のみに任してあるのであります。

一般行政官廳の會計監督といふのはやはり普通部内の下検査で内輪の話でありますから、結局有效適切なる検査が出来難いといふことになるのであります。

(二) 會計検査院の監督

會計検査院は憲法上の機關であります。憲法第七十二條第二項に依つて設置せられ、行政官廳の一つでありますが、政府に對して獨立の位置にあり、天皇に直隸する所の機關でありまして、政府に異動があつても内閣が更迭しても會計検査院には一向關係がないのであります。さういふ別個の地位に立つて居るのであります。

會計検査院の組織に付て申しますると、會計検査院法といふものがありまして、院法に依つて組織なり権限なりが決まつて居るのであります。この會計検査院法といふのは明治二十二年五月十日法律第十五號を以て成立したもので、議會の協賛を経ないといふ程古い規定であります。その儘今日行はれて居るのであります。院法第一條に「會計検査院は天皇に直隸し、國務大臣に對し特立の位置を有す」といふやうに書いてあるの

であります。私自分の役所でありますし、滅多に皆さんにお話をする機會もないと思ひますから、少し詳しく申し上げようかと考へて居るのであります。會計検査官といふのは院長以下十九人居りまして、それが總會議を開きまして議決しなければ會計検査院の意見といふものは決まらない即ち合議制の官廳であります。それでありますから私共が實地検査に行つて會計検査院はかう思ふ。あゝ思ふといふ様なことはいへない譯であります。私がこゝに來て話をするのも私一個の意見でありまして、會計検査院の意見は總會議の議決を経なければならぬのであります。院長は親任官でありまして、大臣と同等の待遇であります。部長は勅任官でありまして四人居ります。即ち四部に分れてゐる譯であります。検査官は十四人居りまして、十四課の課長となり各省其他の検査を擔當して居ります。検査官中三人は勅任官、五人は勅任待遇、あと六人が奏任官で、その下に副検査官といふのが二十四人居ります。外に特別任用の理事官が四人居ります。それから書記といひまして判任官が二百七十七人居ります。普通官制は勅令で決まつて居るのであります。検査院の高等官の定員は法律で決まつて居るのであります。定員を増加しようと思つても法律を改正しなければならぬのであります。院法第六條には「會計検査官は勅令に依つて定めたる資格を備へるものを以てこれを任ず」とありまして、資格

が決まつて居る。高等官を五年しなければならぬといふことになつて居る。その第二項に「會計検査官は刑事裁判、若くは懲戒裁判に依るに非ればその意に反して退官、轉官又は休職を命ぜられることなし」と規定してあるので身分の保障がある譯で、普通終身官といひますが、それはその意に反して退官するといふことはないといふ意味で、陸海軍人の終身官、或は裁判官の終身官と少し違ふのであります。

次に會計検査院の職權であります。院法第十二條には「會計検査院は官金の收支、官有物及國債に關する計算を検査確定して會計を監督す」と規定し會計検査院は國家の財政監督の重任を負ふ譯でありまして、これが最も大切なものであります。もう一つは院法第十五條に「會計検査院は各年度の會計検査の成績を上奏し、その成績に付て法律又は行政上の改正を必要とすべき事項ありと認むる時は併せて意見を上奏することを得」とありまして 陛下に申上げることが出来るのであります。これは毎年三月院長が總會議の議決を経まして、検査院の意見として上奏するのであります。これが検査院の主なる仕事であつて、上奏権といふものは會計検査院の重きをなす所以の一つであります。

それから検査院の検査報告書であります。それは院法第十三條にありまして、第一

に總決算、一般會計なり特別會計なりの決算、第二に各官廳及官立諸營造の收支及官有物に關する決算、第三に日本銀行關係、それから第四に補助團體の收支に關する決算、最後に特に法律なり勅令なりに依つて會計検査院の検査を必要とする認められたるものがあります。例へば日本製鐵株式會社といふやうなものはその會社法施行令の六條に依るのであります。又關東州地方費に付ても明治三十九年勅令第二百三號に依つて會計検査院の検査を要すといふことになつて居ります。

それでは検査はどういふ風にしてやるかといふ検査の方法であります。これは直接検査と致しましては書面検査——書面検査といふのは法律なり勅令なりに依つて會計検査院に提出を要する所の書類に就いて検査するのであります。之に付ては計算證明規程（大正十一年三月會計検査院達第一號）といふものがありまして、歳入にはどう、租税に付てはどういふ證憑書を添付して證明する様と指示してあります。證憑書といふのは結局受取りであります。中々會計の言葉は一寸分らないものがあります。豫算の定額とか定額戻入とか科目更正とか分り難い字句があつて、慣れるまでは變な字だと思ふのであります。證憑書と謂ふのもその一つでせうと思ひます。扱て支出なり収入なり出納官吏が出して來た證憑書類を一々見るのであります。それは何萬枚といふ程あります。そ

れを一々見るといふことは逆も大變です。一萬圓の受取でも一枚、十五錢の紙を買つたものでも受取は一枚であります。直接検査はさういふ書面を一枚一枚検査することなのであります。それから實地検査があります。實地検査は毎年四月頃から遅くも十月位に參りまして、直接事々物々に付て説明を伺つて、そこで質問事項と認められたものに就いては推問書を提出して答辯して戴くと云ふ順序で検査するのが實地検査であります。それから間接検査といふか、委託検査があります。委託検査といふのは備品、供用中の物品は逆も會計検査院が一々調査するといふことは出来ませんから、それは各官廳にお願して居ります。陸軍の委任經理に屬するものは相當大きなものであります。委託検査もやはり委託はしてありますが、實地検査の時に委託したものも一體どうなつて居るかといふ風に更に検査することもあるのであります。受託官廳からは毎年委託検査の成績表を検査院に提出することになつて居ります。

それから検査の時期に依り検査の方法を分けますと、事前検査と事後検査とあります。事前検査といふのは決算の確定前に豫算執行中一應會計検査院の検査を受けるといふ制度であります。色々の事情で結局現今制度としては行はれて居りません。尤も豫め諒解を得て置けばあとで面倒なことをいはれないで済むといふやうなこともあります。

うから、實地検査なり或は役所に來られて御相談を受けて、制度として行はれて居りませんが、實際は相當事前検査も行はれてゐる譯であります。殊に實地検査の際建築中の鐵筋コンクリートは出來上つてしまふと、この中に鐵筋が何本入つて居るかあとからでは分りません。壊して見るといふが壊してしまふと作り直さなければならん。木造建物は柱が出て居るから、何寸の柱が使つてあるか又天井裏に登ると大概施工振が分ります。併し鐵筋コンクリートになるとどうにも仕様がなからかういふのは工事中に行つて見れば何耗の鐵筋を何本、或はどういふ鐵骨が入つて居るか。或はセメントの配合割合が一、三、六に行つて居るかどうかといふことは工事中でなければ分りませんのでさうしたものはその場で検査することもあるのであります。出來上つて金を拂つて初めて決算に立つ譯で、決算に立つてから會計検査院が検査するのが事後検査で普通の検査方法であります。

次に検査の内容であります。第一に法規關係であります。法規に違ひはしないか。詰り會計の所屬、一般會計特別會計を入り亂れて居らんか。或は歳入の賦課徴收の法令に違ひはないか。歳入歳出を混同して居らんかどうか。會計年度の所屬を間違つて居らんかどうか。第二に豫算關係では豫算目的外の支出をなしたるものなきや。豫算の流用

の當否。豫算使用宜しきを得ざるものなきや。豫算の富裕なるに乘じ、不急、不要、若くは過大なる施設をなしたるものなきや。豫算外支出の有無、又は當否。第三に經濟的關係に於きましては工事、製造、若くは物品の買入等に付きまして價格が時價に比して高價なるものなきや。賣拂貸付物件にして、その代價なり貸付料が低廉に失するものなきや。補助金の交付に當つて補助の目的を達せざるものなきや。第四に計數上の關係でありまして、計算證明の計數は正確なりや否や。計數が合はなければ會計は問題にならんで算盤が合ふことが最も大切であります。算盤が合つただけではいけな。現金なり物品の現在數と帳簿の數が符合するかどうか。帳簿書類に記載したる計數は正確であるかどうかといふやうなことを主として見るのであります。次に出納官吏の判決、これは検査院の一つの大きな仕事であります。これは出納官吏の所で申上げます。

(三) 帝國議會の監督

帝國議會は常時設置の機關でありませんで、これは豫算を通じてなり或は決算を審議して、それから先程申しました會計検査院の検査報告を参考にして、國の會計といふものを監督して居ることは大體前に申上げた通りであります。以上で大體總論を終つた

積りでありますから、これから各論に付てお話を申し上げたいと思つて居ります。

各 論

第一章 年度區分及整理期間

(一) 歳入の年度區分

年度區分とは一定の歳入又は歳出を何れの年度の歳入又は歳出に編入整理すべきやと云ふ會計年度所屬決定の問題であります。この歳入歳出の年度區分に就いては會計法規一覽の一頁に書いてありますが、會計年度と整理期間とは會計法第一條に規定してありまして、會計規則の方には第一條に歳入の年度所屬、第二條が歳出の年度所屬といふやうになつて居ります。歳入の年度所屬は左の區分に依る。

(1) 納期の一定したる収入は、その納期末日の屬する年度といふことになつて居ります。所得稅、地租、或は賃貸料であるとか、さういふのは定時収入と申しまして、何月何日までには納入せよといふものであります。

(2) 随時の収入にして、納入の告知書を發するものは納入の告知書を發したる日の屬する年度といふことになつてゐて物品賣拂代とか第一種所得稅の如く決定の上納入告知

書を發したる分は發行した日の屬する年度に入れる。

(3) 隨時の收入にして納入告知書を發せざるものは領收を爲したる日の屬する年度、これは郵便局の窓口で切手を賣る場合、或は鐵道の切符を賣る場合といふやうな即納のもので隨時の收入であります。所謂事後調定と謂つて居ります。歳入の年度区分の例外規定は過年度收入であります(會計規則第三十二條)。納入告知書を發しなければならぬのを忘れて居つた爲に年度經過後に納入告知書を出したものは縦ひ整理期間中でもその舊年度の歳入に入れることが出来ません。年度經過後でも其の權利がなくなるのではなくて現に告知書を發行した時の新年度の收入にするので之を過年度收入と謂ひます。

特別會計には年度区分を別に決めて居るものがあります。健康保險特別會計に於きましては、健康保險法の第七十九條に保險料の納付期日は勅令に依つて之を定むといふやうになつて居ります。即ち其の勅令は健康保險特別會計規則第五條で保險料收入の所屬年度は、その保險料を負擔すべき義務の發生したる日の屬する年度に依るとありまして健康保險施行令第百條には「毎月の保險料は翌月末日までに之を納付すべし」と書いてありますから、三月一日から三十一日までの保險料は納期が翌年度四月末日になつて居ても、其の義務の發生したる日の屬する年度即ち前年度の歳入といふことに決まつて居

ります。特別會計で規定のないものは總て一般會計の例に依るから會計規則に依るのであります。

(二) 歳出の年度区分

歳出の年度区分は主として經費の性質に依つて支拂期日決定の日とか、事實發生の日とか、事實の期間とか、支拂義務の履行期等を標準として定めますが、個々の歳出の中には其の義務の發生と支出手續と支拂時期とを各々異にするものがあります。年度の相違を來すものがありますから、どの年度の所屬にするかといふことを單純に解決し難きものが起り得るのであります。その場合年度区分をやかましくいふのは、先達て申しました會計年度獨立の原則を尊重します爲であります。會計規則第二條には一から六まで書いてあります。

- 1 國債の元利、年金、恩給の類は支拂期日の屬する年度、此等は法律の結果に依る歳出であつて支拂期日が一定してゐるものであります。又一面補充費途で豫備金支出を爲し得べきものでありますから過年度支出となることはありません。
- 2 諸拂戻金、缺損補填金、償還金の類は其の決定を爲したる日の屬する年度
- 3 俸給、給料、手當、旅費、手數料の類は其の支給すべき事實の生じたる時の屬す

る年度、俸給、給料、退官賜金等は法令に依り當然支給するもので賞與、臨時手當は發令に依り支給するもの、旅費、手数料は事實の發生に依り支給するものであります。

4 使用料、保管料、電燈電力料の類は其の支拂の原因たる事實の存したる期間の屬する年度、此等の料金は期間を以て區分するものでありますから、例へば三月分の電燈料金は縦ひ四月に支拂つても三月の屬する年度の所屬と爲すべきものであります。

5 工事製造費、物件の購入代價、運賃の類は其の支拂を爲すべき日の屬する年度

6 前各號に該當せざる費用にして繰替拂を爲したるものは其の繰替拂を爲したる日の屬する年度、其の他のものは小切手を振出したる日の屬する年度、「其の他のものは以上六號の繰替拂のもの迄の例示的に掲けたもの、何れにも屬せぬもの、例へば補助金、保険料、移轉料等は小切手を振出したる日の屬する年度に入るので、三月に移轉したのに四月に移轉料を支拂へば新年度の支出になるのであります。

以上の如く年度区分に關しては嚴格なる規定がありますが、其の年度の整理期間迄に支出を完了せざるものは現に支出したる年度の歳出と爲すべきものであります。之を過

年度支出と申して居ります(會計法第二十九條)。

次に健康保険特別會計規則第六條に「毎年度出納完結迄に收入濟又は支出濟と爲らざるものは現に其の收支を爲したる年度の歳入又は歳出とす」といふやうに書いてあります。健康保險の方は整理期間がありますから、整理期間内に收支の完結しない儘之を經過したものは、現に收支をなした年度の歳入なり歳出にせよといふ過年度收入なり過年度支出の取扱を爲し繰越の手續を省略して收支を簡單にすることになつて居ります。

(三) 整理期間

整理期間といふのは會計法第一條第二項に「一會計年度所屬の歳入歳出の出納に關する事務は翌年度七月三十一日までに悉皆完結すべし」といふやうに書いてあります。整理期間は大體三つに分けることが出来るのであります。決算事務の終結、收入支出の終結、日本銀行の現金出納の終結の三種の意義があります。

第一の決算事務の終結(會計規則第六十一條)は先程申しました通り、一會計年度の歳入歳出の決算を完結するのは大藏省に備付けてある主計簿を翌年七月三十一日、例へば十二年度の主計簿の締切は十三年七月三十一日に、會計検査官が立會ひまして締切るのであります。詰り主計簿の一番最後の所に大藏大臣が署名して、會計検査官も同様

署名して締切るのであります。之を以て決算に關する事務は一切終了して其後間違があつたとしても、最早訂正出来ないことになつて居ります。

第二に収入支出の終結であります。一會計年度の収入支出は三月三十一日までに行することになつて居りますが、中々それが困難でありますから、四月以降に互るものがあるのは止むを得ない所でありまして、會計法は一定の猶豫期間を決めて、其の間に整理することになつて居ります。

一般會計で言ひますと、出納官吏の現金の收納期間は四月三十日（會計規則第三十六條）、小切手の振出期間も四月三十日（會計規則第五十條）、定額戻入の期間（會計規則第八十四條）も、日本銀行の歳入金の受入期間（會計規則第五條）も四月三十日であります。例外として國庫内移換の爲にする支出及歳入金に繰替使用したる現金の補填の爲の支出（會計規則第五十條但書）は五月三十一日といふことになつて居ります。

特別會計に於きましては猶豫期間を認めないのが原則であります。作業會計規則の第九條（収入未済の翌年度繰越）、第十條（支出未済の翌年度繰越）には此の整理期間を認めて居りませぬ。それでありますから収入支出とも現年度を以て打切る主義を採つて居るので、是は決算を簡潔明瞭にするといふ目的から出て居るのであります。

第三に日本銀行の現金出納の終結であります。日本銀行の歳入金の受入期間は翌年度の四月三十日限りであります。是は會計規則の第五條にあります。例外として出納官吏からの拂込、市町村からの送金は五月三十一日、歳出金の支拂は五月三十一日限りといふことになつて居ります。

第二章 収入

(一) 總説

収入といふのは歳入を測定し、收納する迄の一切の手續を言ふのであります。測定とは歳入を調査決定して納人を定めて納入告知書を出す仕事を測定と言つて居ります。收納は現金を受入れることであります。會計法規の中で徴收といふ言葉を使つて居りますが、徴收と云ふのは大體測定の意味であります。収入は會計法規一覽の一三三頁にあります。

會計法は第十二條のたつた一條で「租税其の他の歳入は法令の定むる所に依り之を徴收又は收納すべし」といふやうに書いてあります。此の「法令の定むる所に依り」といふのがそこに書いてあります歳入の權原で詰り歳入は權原がなければ收納出来ないのでは

ります。法令の根據に基いて收納するのでありまして、租税の徴收に付ては憲法第六十二條に「新に租税を課し或は税率を変更する場合は法律を以てすべし」と書いてあるやうに、現在の課率を変更する場合でさへ法律でなければならぬのであります。其他の手數料にしても、行政上の収入は勅令なり法規の根據に依つて決定するのであります。又私法上の収入で契約に基く収入があります。例へば民間に建物を貸す場合に其の借料を取立てる場合の様なものであります。さういふものは矢張歳入の權原でありまして、豫算書には歳入の基因といふ書類が付いて居て此のことを明かにしてあります。

それから一旦取立てることになつた収入は放棄することが出来ない。免除することが出来ないのであります。是は大事なことでありまして、一旦調定をして納入告知書を發すると、後からあれは間違つて居つたから——過誤の場合は人間の仕事であるから已むを得ず取消さなければならぬといふことになるが、過誤でない以上は取消することが出来ない。可哀相だから負けて置いてやれといふことは出来ない。國の収入は收入すべき權原があつて收入するのでありますから、濫に之を放棄することは出来ない譯であります。調定の取消といふことは出来ないことでありますが、年度末になると収入未済を拵へると會計検査院が面倒だし、大藏省からは叱られるから取消すといふことをよく聞くので

ありますが、それは翌年度に調定替をする意味で、一時調定取消をするだけの話であります。

(二) 徴 收

歳入の徴收は歳入徴收官が徴收するのであります。會計法第十二條第二項に、「法令の定むる所に依り當該官吏の資格あるものにあらざれば租税其他の收入を徴收又は收納することを得ず」とあります。普通歳入徴收官といふのは各廳の長がなつて居ります。例へば健康保険で言ひますと、健康保険特別會計事務取扱規程の第二條に、保険院長官、北海道廳長官、府縣知事、警視總監及廳府縣健康保険出張所長が歳入徴收官になることになつて居ります。その例外をなすのは市町村が租税其他の徴收を法律（國稅徴收法第五條）で委託される時とそれから資本利子税、第二種所得税の徴收は銀行會社で取るといふやうな委託徴收の場合とであります。歳入徴收官は事故があつたり、又自分で一々出来ない場合は分任歳入徴收官を命ずることが出来るのであります。

それから歳入の調定であります。是は會計規則第三十條に、法令の規定に違背することなきか、所屬年度を誤ることなきや、歳入科目は豫算に定めたるものなりや、納入金額は正當なりやといふやうなことを調査決定して、それで納入告知書を發行するのであ

ります。租税では納税告知書を出すのであります。此の如く歳入は先づ調定して後收納するのを原則としますが、即納の場合は口頭告知といふこともあります。鐵道又は郵便官署の窓口に於ける收納の如き現金を收納したる後調定するので之を事後調定と謂ひます。調定の時期は即時收納でないものは相當の期間を置いて納入告知書を出すといふことになつて居ります。

(三) 收 納

收納機關は第一に收入官吏、分任收入官吏、繰替拂出納官吏、第二に出納員、出納員といふのは鐵道又は通信官署には置いてあるが、其他の官廳は大藏大臣と協議して置くことになつて居ります(會計法第三十七條)。第三は日本銀行で日本銀行が現金を取扱ふのが原則になつて居りますから、現金は全部日本銀行へ入つて行く、一般納人から納める場合は勿論であります。收入官吏から拂込むのも、それから委託徴收機關である市町村からも皆日本銀行に拂込むといふことになつて居ります。第四に委託徴收としての市町村、それから第五に郵便局、是は全國には九千近くありまして、郵便局のない所はないから非常に便利でありまして大概のものは郵便局へ納めるといふことになつて居ります。道廳及府縣に於て收納する健康保險の諸収入も矢張郵便局に納めることが出来るこ

とになつてゐるのは御案内の通りであります。其他稅務官署の直接收納する國稅、或は府縣に於ける租稅外收入、專賣局收入官吏の煙草專賣に關する收入金等郵便局へ納めることが出来るので郵便官署をして歳入金の受入及歳出金の繰替拂渡に關する事務を取扱はしむるの件(大正四、勅令六及昭和七、勅令三〇六)といふ規定があります。郵便局はそれをどうするかといふと、繰替拂の組織で郵便局に入る一切の收入即ち郵便貯金、爲替金、切手代、電報料收入それから又遞信省以外の國庫金の收納もある。此等の現金は皆一緒になるのを出納日報に依り仕譯をして取纏郵便局に送金しますと、現金は日本銀行の預託金に拂込み、仕譯書は貯金局に集め貯金局には集計課長が主任繰替拂出納官吏として一切の歳入金、歳出金、即ち國庫金と歳入歳出外現金即ち保管金を其の口座で統轄整理し、日本銀行との間では計算上受拂に應じて小切手を振出し、日本銀行の預託金から振替計算に依り夫々の勘定科目に整理せられる譯で此項では郵便貯金丈けでも三十億を超過し將來は八十億圓に殖やすそうでありますから、郵便局の取扱ふ現金と云ふものは大したものがあります。大分餘談になりましたが、收入官吏は納入から現金を領收しますと領收書を交付し、其の旨を歳入徴收官に報告し、現金は日本銀行に拂込みます(會計規則第三十三條第三十四條)。其の細則は出納官吏事務規程第十三條以下にありま



す。日本銀行は納人から現金を領收したるときは領收證書を納人に交付し、領收済通知書を歳入徴收官に送付します。其の収入官吏又は市町村等より現金の拂込ありたるときも同様であります(會計規則第三十五條日本銀行國庫金收納規程)。尙會計検査院に對する計算證明の點は収入官吏、歳入徴收官及日本銀行各同様であります。

(四) 代用證券收入

それから代用證券の收納であります。歳入は現金を以て納付するのが原則であります。けれども其の例外として代用證券を以て納入することを認めて居ります。併し此の制度は餘り行はれて居らぬのではないかと思ひます。金額が合つて居らなければならぬとか、中々規定が面倒で扱ひにくいので實際行はれて居らぬやうであります(大正五年法律第十號「證券を以てする歳入納付に關する法律」)。次に代用證券の一種であります。郵便切手、収入印紙で國の歳入が入つて來るのが随分あるのであります。印紙税、登録税、骨牌税、さういふ税金は収入印紙で納めることになつて居ります。其他手数料罰金、料料、訴訟費用は収入印紙を貼るので大正九年勅令百九十號「印紙を以てする歳入納付に關する件」で決つて居る。それから切手で納めるものがあります。是は遞信省の所屬でありまして、電報であるとか或は約束郵便であるとか電話とか皆切手を貼るこ

とになつて居ります。此種の代用證券なり切手なり印紙は受取りますと消印(スタンプ)で消さなければならぬことになつて居ります。然し此の消し方が中々難しいので裁判所あたりではボンと叩くと同時に穴があいてしまふか或は二本の線が入つて切れるのがあります。普通の郵便局のスタンプの様なものもあります。さうして二度使ふことが出來ないやうになつて居ります。

(五) 滞納整理

此の滞納整理は甚だ厄介なことでありまして、幾ら督促しても納めないといふやうなのは非常に困るのであります。

第一に國稅の徴收に付ては國稅徴收法第十條に依つて裁判手續に依らず滞納處分の強制執行で財産の差押をなす所の權限を附與せられて居るのであります。是は司法手續に依らないだけ簡便でありまして、郵便電信電話收入、煙草專賣法に依つて納付すべき金額の徴收(煙草專賣法第四十條)、健康保險法第十一條の二に依り保險料其の他の徴收金の滞納に對し督促を受けたる者其の指定の期限迄に之を納付せざる時は保險者は國稅滞納處分の例に依り之を處分す云々といふ規定がありまして、滞納處分が出來ることになつて居ります。

○國稅徵收法に依る滯納處分の完結した場合、或は滯納處分を中止した場合に尙徵收上殘餘が出たと云ふ時は此の殘餘の徵收金に對してはどうするかといふやうな問題がありますが、是は納付の義務が一切消滅して其の後は放棄するの外仕様がなないのであります。是は租稅の規則を準用するからさういふ結果になるのであります。租稅といふのは國民の義務として納めなければならぬものでありますから、國としてもそれを取る爲に滯納手續まで致しまして、それでも取れなければ納付の義務はもう一切消滅して了ふのであります。それで其の後は最早定期貸又は据置貸にしたり中止後再び滯納處分は出來ないのであります。

第二に其他の歳入に付ては私法上の手續に依つて徵收しなければならぬので若しそれで取れなければ定期貸なり、据置貸に編入して其の歳入金は其の儘不納缺損處分をして決算する外ないのであります。

定期貸、据置貸に付きましては會計法規一覽一三三頁にも書いて置きましたが、明治四十四年法律第五十八號「租稅外諸收入金整理に關する法律」と云ふ規定がありまして其の規定に依つて分賦辨濟に依るか資力回復の時を辨濟期とするもので、前者は最後の辨濟期より後者は貸付の日より二十年を經過したる時は債務の免除をすることになつて

居ります。さうして其の定期貸据置貸に編入したものは一般會計も特別會計も大藏大臣に引繼いで、大藏大臣は地方長官に管理させるといふことになつて居ります。定期貸、据置貸で債務の免除をする時は債權を放棄して宜しいので、先程歳入は調定すれば放棄していかぬといふことを申しましたが、斯ういふ風に法律の規定で認めてあるものは勿論債務の免除をすることが出来るのであります。

(六) 報告及證明

先程來度々報告及證明のことは申しましたので、それで宜いかと思ひますが、尙ほ詳しく申し上げますと、歳入徵收官は歳入徵收後、調定濟額、收入濟額、不納缺損額、收入未濟額を登記して毎月徵收報告を作製し、日本銀行の月計突合表を添附して歳入事務管理廳に送る、同様に徵收額の計算書を調製して證憑書を付けて歳入事務管理廳を経て會計検査院に證明することになつて居ります。歳入事務管理廳は毎月徵收總報告書を作製して參照書類を付けてそれを大藏大臣に送ることになつて居ります。證憑書に付ては先程申した計算證明規程で決つて居ります。

健康保險特別會計事務取扱規程第九條には「歳入徵收官は會計規則第七十三條に依つて歳入徵收額計算書を調製し證憑書類を添へ、會計規則第七十五條に依り其の長官より

年三回（四月から八月まで、九月から十二月まで、一月から三月までの各期分）毎月十五日までに會計検査院に送附すべし」とありまして、年三回の證明であります。今日は是だけにして置きます。

第三章 支 出

（一）支出の意義及機關

今日は第三章の支出から申し上げます。第一、支出の意義及機關であります。支出とは豫算の定額を使用する行爲でありまして、小切手振出の事務と現金支拂の事務とに分けることが出来ます。小切手振出の事務は支出官の行爲でありまして、支出官といふのは國務大臣又はその委任を受けたる官吏であつて、やはり歳入徴收官と同様に、各廳の長がなられるのが普通であります。それから現金支拂は日本銀行、資金前渡官吏及繰替拂出納官吏が扱ふのであります。

次は會計機關分權の原則であります。これは總論で申しましたが、會計法の第三十八條に「小切手振出の職務は現金出納の職務と相兼ねることを得ず」といふことを明かに書いてあります。自分で小切手を振出して、自分で又現金を動かすといふことは弊害

を伴ひ易いので、その點は嚴重に區別してある譯であります。

それから豫算を使用する權能は國務大臣にあるのでありまして、隨て國務大臣が豫算使用の權能を持つと同時に豫算使用上に就き責任がある譯であります。會計法第四章の支出といふ所の規定を御覽になりますと、第十四條には「國務大臣は其の所管に屬する収入を國庫に納むへし直に之を使用することを得ず」、それから第十五條には「國務大臣其の所管定額を支出せむとするときは……」とありまして十六條、十七條、十八條、十九條、二十條、二十一條、二十二條迄全部一番初めの書出しは「國務大臣は……」と書いてあります。詰り國務大臣が支出の方の責任者であるといふことを示して居るのであります。會計規則になりますと、國務大臣の文字が各省大臣となつて居ります。やはり事務的系統に變つて來て細則になるからさう書いたのだと思ひますが、原則的規定である會計法としては國務大臣と書いてあるのであります。國務大臣が他の官吏に支出を委任しようとする時、或は支出官を任命する時は、支拂豫算を定めまして、支出官毎に所要の費額を配布するのであります。支拂豫算を定めまして大藏大臣と日本銀行に通知し、尙會計検査院にも通知することになつて居ります。この支拂豫算に付ては健康保險特別會計の會計事務取扱規程第十二條に「毎年度の支拂豫算は保険院長官、北海道廳長官、

府縣知事及廳府縣健康保險出張所長にこれを令達す」といふ風に書いてあります。それが即ち支拂豫算でありまして令達豫算とも申します。

(二) 定額使用の準則

その一は法令上の準則であります。當該年度の豫算定額を以て他の年度に屬する經費に充つることを得ない。これは會計法の第十三條の規定でありまして、これを年度獨立の原則といつて居ります。會計法第三條の方の年度獨立の原則は收入の方から述べて居るのであります。こちらは經費の方から述べて居るので裏表になつて居る譯であります。詰り當該年度、十三年度なら十三年度の豫算の定額は前年度の經費に充てることも出来なければ、或は來るべき後年度の經費に充てることも出来ません。尤も過年度支出なり、前金拂といふ例外はありますが、原則としては他の年度に振當てる事が出来ません。年度が違つて支出を致しますと、これは年度違ひの問題と申しまして會計検査院の検査報告の問題になることがあります。

次に歳入歳出の混同を許さない。詰り收入を以て直に支出に充てることは出来ないのであります。これは會計法の十四條にあるのでありまして、豫算の時に申しました豫算の總計主義を採つた結果かうなるのでありまして、保険料なら保険料が入つて來た。

それを直ぐ給付金として出すといふことはいけない。丁度皆さんがお出しになる計算書を持つて參りましたが、支出の方の豫算の科目と、歳入の方の科目とは全然違ふのであります。保険料收入なり、或は雑收入なりといつて入つて來た金を直ぐ支出の方に持つて來て、それで俸給を拂ふ、或は事務費を拂ふといふことになれば大變便利であります。收支の混同を禁止してありますから、さういふことは出来ません。居ります。これに對する例外は繰替拂の出納官吏が郵便局のやうに貯金を持つて來ても、それから爲替を組みましてもさういふ入つて來た金は直ぐ又恩給の支拂に出すといふ風に差繰して使へるのは別であります。

右の如き現金の混同の外にもう一つ豫算決算の混同と觀念としては二つに分けられるのであります。豫算決算の混同といふのは、歳入となるべきものを歳入決算に立てず、歳出豫算を以て支辨すべき經費に充當することであつて、これは豫算の制度を紊る結果を生じますので、直接會計法の明文はございませんが、只今讀みました會計法十四條の收入なり支出と書いてありますその規定の趣旨からいつても出来ません。居るのであります。これは例へば港を浚渫する、さうすると海の中から砂が澤山採れるがそれをサンド・ポンプで吹上げて埋立に使ふか或はその土砂は使へるのですから望み

手があれば賣れる譯です。埋立地に於てはその土砂を貰つてやれば大變便利だから賣つて下さいと云ふことになりませんが、一方浚渫工事の方では工事費として経費の支出はあつても土砂代金を収入する譯には行かないものですから、それで土砂代金の代りのものを貰つて、詰りセメントを幾袋とか測量機械とか工事に必要のものを貰つて、それと交換に土砂をやるといふ譯でやつてしまつた事例があります。それはセメントは工事費の中で買はなければならぬものである。それを帳面から外にさういふことをやつてはいかぬ譯で、結局歳入歳出の混同だといふので批難されたのであります。唯この場合に浚渫船の石炭代とか、或は勞力費とかを出すから土砂を無償で讓與して呉れと云ふ様なのは便宜認められて居るのであります。詰り餘りやかましくいひますと非常に仕事もやりにくくなりますので、多少の點は融通をつけた譯であります。

これはそればかりでなく、物品の利用もやはり收支の混同になるので物品として賣拂へば物品拂下代として歳入に編入せらるべき筈のもので之を代償として利用すれば経費に充てることになりません。例へば自動車の古いのがある。これは相當古くなつてもう使へないから古自動車を商人にやる。その代りに幾らか足しまへをつけて新しい自動車を

買ふと云ふ場合で六千圓の新車を古自動車をやつてあと五千圓金を出す。併しさういふのはやはり歳入歳出の混同の問題になるのであります。

第二は豫算上の準則であります。豫算の目的に反してはいけません。これは會計法第十四條第二項に「國務大臣は豫算に定めたる目的の外に定額を使用し又は各項の金額を彼此流用することを得ず」とあります。豫算に定めたる目的の外に定額を使用してはいかぬといふのであります。豫算は皆一定の目的の爲に使用するやうに計上されたもので、その目的を達成しなければならぬのでありますから、若しその目的に使用しなければ豫算を協賛した議會の協賛の趣旨にも反することになるのであります。

それならば豫算の目的とは如何、これは非常にむづかしい問題でありまして、簡単なものは例へば俸給といへば月給ですから、これはもう決まつて居りますが、どういふ目的の爲にこの豫算が組まれて居るのであるかといふことは中々解釋がつかないのであります。普通は款、項といふ風に分れて居ります。款項の名稱に依つて新營費といへば家を新しく建てる経費或は補助費といへば補助するのだといふ程度であります。併し新營費とあるから何を建てるかといふ問題になつて來ますので、款、項の名稱のみでも決め兼ねるのであります。それでは豫算積算の基礎はどうであるかといふ標準であ

りますが、豫算算出の基礎がありまして、中々話は細くなり過ぎますが、旅費ならば鐵道賃何軒陸路何軒といふ風に計算して大體豫算を作つてありますから、それが豫算の目的であると致しますと豫定行程以外には全然使ひ途がないといふことになりまして、これは又解釋が狭過ぎるといふことになります。それで普通はまあ經費要求の特定事實、豫算を要求するからには、何かそれが必要であるといふ特定の事實がなければならぬ。その事實が豫算の目的であると見るのであります。今の新營費なら新營費といつても、それは何の廳舎を拵へるのであるか、倉庫なら何を入れる倉庫幾坪を作るといふので豫算を取る譯でありますから、そこでその新營費の目的は自らそれに限定せられるといふのであります。補助費ならば何の補助、それは航路補助であるとか、或は學校補助といふ風に、先づ特定の事實に依つて補助するのでありますから、その事實を擱へて豫算の目的はこの程度であるといふ風に決めるのであります。豫算を出す時には各目明細書であるとか、或は議會審議の爲に色々の書類をつけて出しますが、例へば科目解説といふやうな書類もありまして、一應はさういふものを見ると特定事實が大體判明するのであります。一つの例を申し上げますと、或る植民地の出張所が東京にありますが、その東京出張所で以前に自動車を一臺買ひました。何の費目で買つたかといひますと、官行斫伐

費でありました。官行斫伐費といふのは官が直營で林業をやつて山の奥で蝦夷松、椴松を伐ります經費でありまして、その經費を以て東京で使ふ自動車を買つた。之は何としても豫算の目的に適ふものとは謂へないので豫算の目的外支出といふので批難されたことがありますが、かういふのは誰が見ても豫算の目的はそこにないといふことは明かであります。

次は款項の金額を流用することを得ず、と云ふことで、これは十四條の二項の後段の方です。款、項の流用は一方の項に於ては流用された爲に豫算が膨れて來て豫算超過の支出となりますし、一方の項ではその項以外の目的に使用せらるるの結果を生ずるのであります。これは禁止せられて居るのであります。賞與を支出するやうな時は、賞與は普通俸給の殘額から支出することになつて居ります。所が或る工事で豫定の通り進捗しなかつたので工事費を使はなかつた。それで工事費の方が澤山餘つて居るのに、俸給の方は寧ろ一杯に月給をどん／＼上げて行きましたので殘餘が出なかつた。そこで賞與を工事費の方から出した。これは項の流用になりますから禁止せられて居るのであります。それでかういふ支出は宜敷くないと批難されたことがあります。それから目の流用で目、節は行政科目といつて居りまして、議會の協賛の對象になつて居りませぬからそ

の方の流用は普通認められて居るのであります。唯勅令を以て指定せられたる費途に對しては大藏大臣の承認を経なければ流用することは禁ぜられて居るものがあります。これは會計規則の第三十九條に書いてありまして、俸給、機密費、交際費、宴會費、接待費、渡切費、新營費、補助費、外國旅費に對しては流用増額は禁止せられて居るのであります。それから補充費途及第二豫備金支出を仰ぎたる費途の金額は他の費途に流用することが出来ないであります。これが流用を禁じて置きませぬと、補充費途及豫備金支出の制限を無意義に歸せしむる譯であります（會計規則第四十條）。

それから第三に經濟上の準則であります。これは總論の時にも申上げました經濟の原則に當たるものでありまして、豫算は經濟的に且つ必要なる經費に使用しなければならぬ。これに就ては法規の明文はありませんけれども、豫算本來の性質上其の使用が最も效果的なるを要するは當然のことであります。會計検査院法第十四條には豫算の規程に反する支出といふことになつて居りまして、これも検査報告に掲載される不當事項になつて居ります。詰り豫算の使用その宜しきを得ずといふ風にして批難されて居ります。が、年度末に豫算が非常に澤山餘つたといふやうな時に、今直ぐ要らないけれどもまあ買つて置かうといふので使ふやうな場合があります。實際豫算を經理なさる皆様方の方

ではいつ何時色々な經費が要るやうになつて來るか分らぬから、豫算は出来るだけ節約して行きまして、愈々三月になつてもう年度末が近いから使つてしまはなければ困るといふので普通使はれるのが多いのであります。買ひたいものだが年度末に行つてから買はうぢやないかといふことで買はれるのであります。さういふ前から要るものであつて、折角節約してやつと溜めて買つたのだといふ事情がありますれば、それは餘り喧ましくもいひませぬけれども、偶々何かの都合で澤山豫算が來て、何とかして使つてしまへといふ風で使ひますのは所謂豫算の剩餘あるを奇貨とし、不急の物品を購入したるものとして文句をいはれる場合もあり得るのであります。

(三) 小切手の振出

支出官が所管の豫算定額を支出しようとする時は日本銀行を支拂人とする小切手を振出すのであります。小切手は正當債主の爲にするに非ざれば發行することを得ずとあります。正當債主に對する振出を正常支出と謂ひ、正當債主でないものに對する小切手の振出を變態支出といつて居ります。

小切手振出の法律上の性質に付ては商法でも色々議論のある所で、小切手は手形の一種でありまして、其の振出人が一定の金額を第三者をして支拂はしむべき旨を約したる

不要因の要式證券であります。之に署名したる者が其の文言に従ひ一方的責任を負ふべき支拂證券で完全なる有價證券であります。小切手振出の性質に就き原債務は存続するものであるか、債務の更改であるか、或は代物辨濟であるかの問題があります。會計法上では會計法第十五條に「現金の交付に代へ」とありますから現金支拂の一方法ではありません。即ち原債權と手形債權との選擇は許されないので、原債權は消滅する代物辨濟であります。代物辨濟でありますが私法上の代物辨濟は債權者の同意を要するのであります。會計法上支出官の支拂を爲す場合は債權者の同意を必要としないので債權者は現金を以て辨濟を受くることを主張することは出来ません。唯出納官吏が支拂を爲す場合には此の代物辨濟を強制することは出来ないのであります（出納官吏事務規程第三十四條）。

隔地の債主に支拂をするには資金を日本銀行に交付し、支拂通知書を債主に送付するのでありますから、債主は手形上の權利を取得することはありません、それで代物辨濟の效力を生ずることはないのであります。

それから小切手振出前の調査事項は會計規則第四十四條に書いてあります。會計法規一覽の一三四頁に小切手の振出なり支拂の關係がずつと書いてありますが、大體各條に付て御説明する積りでありますが、時間がありませんのでその中の主なるものに付て少し説明を加へて行くことに致し度いと思ひます。この小切手振出前の調査事項は豫算の目的に違ふことなきや。所屬年度を誤ることなきや。支出科目を誤ることなきや。金額の算定に誤ることなきや。正當債主を誤ることなきや。支拂豫算に超過することなきや。これらの點を調査して、小切手を振出さなければならんといふことになつて居るのであります。

健康保険特別會計に於きましては、豫算の定額内でも當該支拂元受高に超過して小切手を振出すことは出来ない點に於て一般會計と趣を異にして居りまして、收入濟歳入額と一時借入金とを以て支拂元受高とし、歳出を支出するは此の元受高を超過することが出来ないと健康保険特別會計規則第三條で決つて居るのであります。

次に小切手記載事項で大變話が細かくなりますが、會計規則第四十五條であります。小切手は商法の規定に依つて振出されるのであります。小切手法第一條に小切手法上の絶對要件が列擧してあります。（イ）小切手たることを示す文句、（ロ）一定の金額を支拂ふべき旨の單純なる委託、（ハ）支拂を爲すべき者の名稱、（ニ）支拂地、（ホ）振出月日と振出地、（ヘ）振出人の署名又は記名捺印。同法の二條十八條四十二條には小切手法上

の相對要件に就いて書いてあります。即ち(イ)支拂人の名稱に附記したる地、(ロ)裏書禁止、(ハ)支拂拒絶證書作製免除等、色々な規定があります。所が會計規則四十五條には、その外に會計事務整理の必要上記入する事項がありまして、絶對的必要事項は(イ)何年度の支拂であるかを示す年度、(ロ)厚生省なら厚生省と云ふ所管、健康保険といふ會計名、(ハ)經常部、臨時部であるとか、款、項といふ豫算科目の名、(ニ)番號といふやうなもので、相對的必要事項としては國庫納金であるとか、或は振替を要するものは要振替と書き或は隔地者拂であるとか相殺額とかといふやうな便宜の記號といひますか、取扱上のさういふ文句を書かなければならぬことになつて居ります。普通支出官の振出す小切手は記名持參人拂式となつて居りまして、單純なる持參人拂のものは後日になつて調査困難でありますから、やはり記名式になつて居るのであります。

次に小切手振出後の整理であります。小切手を振出しますと直ちに振出日附を記入しまして受取人の領收書と交換して交付する譯であります。小切手を振出しますと日本銀行に通知を要するといふやうなことは會計規則第四十九條に書いてあるのであります。小切手の支拂は日本銀行が致すのでありまして、日本銀行の調査事項は會計規則第五十一條に小切手の呈示と支拂期限とが書いてあります。そこで(イ)商法なり、會計法

上の要件を備へるかどうか、(ロ)小切手用紙なり振出人の印影が正しいものであるかどうか、(ハ)小切手金額は支拂豫算各項の残高を超過することなきや、(ニ)支拂元受高を要する特別會計に在りては之を超過せざるや、(ホ)振出後一年を経過せざるや、その他調査事項を調べなければならぬのであります。

こゝで偽造小切手の支拂に付て申上げたいのであります。偽造小切手は商法上無効であります。偽造小切手に對する支拂を常に無効であるといふことであります。商取引上非常に差支へるのでありますから、普通は取引銀行と小切手契約といふやうなものを結んで銀行が支拂上善意無過失の場合は銀行の支拂は有効にして預金の拂出を爲すを普通として居るのであります。官に於きましても大藏大臣が日本銀行と協定致しまして、偽造小切手の處理方法といふやうなものを決めて居るのであります。(イ)不正小切手の支拂をなしたる場合は無効とし、支拂なかりしものとしてそれを取消し、支拂豫算を復活整理することになつて居ります。(ロ)支出官又は出納官吏が交付を受けたる用紙と印類が同一に作製せられたる不正小切手、即ち用紙と印類が盗用せられたる時、或は正當に作製せられたる小切手が債主に交付前にその意思に依らずして占有を離れた時、之に對する支拂に對しては日本銀行は責任を負はない。支拂なかりしものとして豫算又

は預金を復活すると共に日本銀行に對して政府が賠償する。但その支拂に就て日本銀行が過失ある場合はそれを斟酌することになつて居ります。(ハ)それから小切手用紙が別物であつて、日本銀行のものでないといふやうな時、或は印影が眞正でない、記載事項が變造せられて居るといふやうな小切手に對して支拂つたものは日本銀行の過失であつて、日本銀行が責任を負はなければならぬので、但政府の方に過失がある時は相當の考慮を加ふるものとすといふことになつて居るのであります。先達ても朝鮮の田舎でかういふ問題がありました。先程申し上げました支出官は正當債主に對しては小切手で拂はなければならぬのであります。小切手で貰つても日本銀行がない所は不便でありますので、その債主の方から印鑑と領收書とを役所の人に渡して置いて、小切手が振出されたら日本銀行で受取つて現金に替へてから郵便爲替で送つて下さいと頼んで置いた。役所の人が便宜それを引受けたのであります。所が魔が差したと云ひますか、小切手で受取つた金をすつかり使ひ込んでしまつた。さうして正當債主の方から電話で照會して來た處が偶々上役の支拂主任がそれを聞いたものですから、この間拂つた筈だが、まだそれが拂つてないとは變だと云ふので調べましたら不正事件が發覺したのであります。その場合に政府は二度拂はなければならぬかといふ問題が起つたのであります。これ

は結局債主の方で印判を渡して置いたのが悪かつたといふので二重拂は致しませんでしたが、官の信用を害する許りでなく、民間にも損害を及ぼした譯で、非常に遺憾なことであります。小切手の支拂に付ては支出官は出納官吏のやうに辨償責任を問はれるといふ規定がございませぬけれども、やはり相當の注意をしなければならぬのであります。それから支拂未済の繰越してありますが、日本銀行は翌年の五月三十一日に小切手の支拂を了しない時は支拂豫算を引落してその年度の歳出金として拂出したる上之を歳出支拂未済繰越金として整理し、小切手の呈示を受けたときは該繰越金から支拂を爲し一年を経過したる後に尙支拂を了しない時は歳入に編入するといふことになつて居ります。詰り民間の小切手と違ひまして、役所の小切手の支拂期限は一箇年となつて居るから、一箇年間はさういふ風に當該年度のものでなくても翌年度に繰越して行かなければならないことになつて居るのであります。

(四) 定額戻入

定額戻入とは一旦支出した歳出金を返納せしめて支出なかりしものとして支拂豫算を復活することを謂ふのであります。概算拂、前金拂、資金前渡の過剰金及過誤拂等の返納金の様なものであります。唯過誤拂の場合には故意又は重大なる過失に因りたる場合

は歳入に納付するを要し豫算定額に戻入することは許されないであります（會計法第三十條但書會計規則第八十一條）。

定額戻入の手續であります。定額戻入を爲すには支出官は返納人に對し返納告知書を發行します。日本銀行は返納人が返納告知書に現金を添へて出しますと領收證を交付し當該支出官の支拂豫算に戻入し領收濟通知書を支出官に送付するのであります。定額戻入を爲し得る期限は翌年四月三十日限であります。

(五) 報告及證明

それから支出を致しました時の報告なり證明であります。これは大體昨日も表に付て申しましたのであります。支出官は小切手を振出しますとそれを支出簿に支拂豫算額、支出濟額、支拂豫算残額を記帳し、毎月支出濟報告書を作つて所管大臣に送付し所管大臣は支出簿に載せて毎月支出總報告書を作つて大藏省に出す。それから支出計算書を作つて會計検査院の方に出すといふことになつて居ります。計算書の様式及證憑書の提出は會計検査院の定むる所に依る譯であります（會計規則第七十四條）。歳入の方は大藏大臣が統轄することになつて居るが、今の支出の方は所管大臣、詰り國務大臣が支出の責任者となつて居るのであります。各省で決算報告書を作つて唯大藏大臣を經由

する爲に大藏省に出すのであります。日本銀行も小切手の支拂を致しますと、小切手振出濟通知書を添付し、歳出金月計突合表といふものを作つて翌月七日迄に到達の日取を以て支出官に送付し、支出官は之に證明をして日本銀行に送付します。それから大藏省と會計検査院の方に通知することになつて居ります。會計検査院は又支出計算書、丁度之が皆さんがお出しになる支出計算書の實物であります。それを毎月お出し下さつて、さうして最後に總括計算書といふものをつけてお出しになる。それを日本銀行から出て居る計算書と合はして決算内譯書を作るといふやうなことは昨日申上げた通りであります。歳入の方は年三回でありましたが、支出の方は年十三回であります。最後の一回は總括計算書と謂ふものであります（計算證明規程第十八條乃至第三十九條）。

第四章 變態支出

(一) 總 說

元來支出は（イ）確定債務に對し（ロ）履行義務發生時期に於て（ハ）所屬年度の定額豫算より（ニ）正當債主に對し小切手を振出すを本來の性質とするので、會計法は支拂の目的を達する實際上の便宜其の他の爲之が特例を設けたものは尠くないので之を變態支出と

いふのであります。

變態支出の種類としては(イ)正當債主に對して支拂ふものでないといふやうなものが主なるものであります。前渡資金、隔地者拂資金、國債元利拂資金、年度開始前の支出、繰替拂補填と云ふ様な資金の交付を目的とするものと(ロ)未確定の債務或は履行期前の支出としまして、前金拂、概算拂、渡切經費、それから(ハ)他の年度所屬の經費を出すといふもので過年度支出、償還金支出、諸拂戻缺損補填といふやうな色々な支拂の型があるのであります。

(二) 資金前渡

資金前渡は會計法第十七條會計規則第五十七條出納官吏事務規程第二十五條乃至第四十九條にあるのであります。支出官が現金の支拂を爲さしむる爲に資金を當該官吏に交付することを言ふのであります。資金前渡官吏は支出官の所在地外に置くのが普通であります。支出官の所在地にも置いて差支ないのであります。詰り支出官は居りましても小口の現金の支拂をすることが出来ませぬから、資金前渡官吏を置きまして、現金の支拂をやらせるのであります。先達或る役所に寄宿舎が出来ました。所が食堂を直營でやらなければならぬといふので、米を買つたり、味噌を買つたり或は野菜物、豆腐

まで買ふといふのに、一々支出官が小切手を振出して、豆腐代を日本銀行に貰ひに行くといふやうな事になつてはとても堪りませぬから、支出官所在地でも資金前渡官吏を置きたいのですが如何でせうかと相談せられましたから、一向差支ないといふやうなことを言つたのであります。これは會計規則第五十七條に會計法第十七條の規定に依り主任の官吏をして現金支拂を爲さしむる爲、其の資金を當該官吏に前渡するは左に掲ぐる經費に限るとありまして第一號から第十二號までの場合が定めてありまして、陸海軍の軍隊艦船學校病院の經費、外國に於て支拂を爲す經費其の他事務費、旅費等であります。第七の廳中常用の雜費及旅費但し一年の總額五千圓を超ゆることを得ずとあり、又第九の各廳直營の工事製造又は造林に要する經費但し一主任官に付常時五萬圓を超ゆることを得ずとありますが、之等はよく適用せらるる條項であります。

資金前渡官吏の職務としては日本銀行所在地に在勤する者は其の保管現金を日本銀行に預託することになつて居ります。始終持つて居るのは小口の現金支拂に要する金額だけであります。それから日本銀行の所在地外に在勤する者は、最寄の日本銀行に預託することが出来ませんが、手許保管金は堅牢なる容器中に藏置することを要するので特別の

事情ある場合に於て郵便局或は自己の責任を以て確實なる銀行に預入し、又は信用ある個人に保管を委託するといふやうなことも出来るのであります。それから資金前渡官吏が支拂を爲す時は正當債主であるかどうか、前渡を受けた目的に違ふことがないかどうかといふやうなことを調べて渡すのであります。若し債主が現金の交付を求めた場合は預託金を自分で引出して来て、さうして現金で拂はなければならぬといふことになつて居るのであります。此の點は支出官の小切手拂出に依る支拂と異なる所であります。

前渡金が年度末に行きまして餘りますと、それを支出官に返納しなければならぬ臨時資金前渡官吏は事件終了後速に精算し、残額があれば返納しなければなりません。その返納金は豫算金額に戻入出来るのでありますがよく遅れることがあります。この返納が遅れますと、出納官吏としては支出官に拂込んでしまふまでは、その金に付ては辨償責任を持たなければなりません。それで會計検査院へ出納の計算書を出されても、返納が済まなければ認可状を貰ふことが出来ないといふやうなことになつて居ります。

(三) 隔地拂資金

隔地拂の資金は債主が支出官の所在地に居らないといふ場合、又は出納官吏に資金を交付する場合に支出官は必要なる資金を日本銀行に交付すると共に債主に對しては支拂

通知書を送るのであります。詰り支出官の居らない所で支拂ふのでありますから、そこは郵便局拂もありますし、日本銀行の支店で支拂ふ場合、それから外國に送金する場合或は非常に交通不便な所でありまして、郵便局もないといふやうな時には、價格表記郵便で送るといふやうな手續を執らなければならぬのであります。尙ほ細かいことがありますが省略致します。

(四) 國債元利拂資金

明治三十九年法律第三十四號といふものがありまして、國債に關する事務は日本銀行をして取扱はしむるもので其の元利金の支拂の爲、資金を日本銀行に對して交付するのであります。詰り國債を持つて居る人に一々渡しませぬで、日本銀行を通じて國債の元金なり、利子なりは支拂ふことになつて居るのであります(會計法第十八條)。

(五) 年度開始前支出

豫算は當該年度内の經費を目途として定められてゐるのでありますから、年度開始前に翌年度の經費を拂ふといふことは變則であります。然し必要已むを得ない場合があるのであります。その場合には資金前渡を爲し得る經費に限り、年度開始前でも之が資金を前渡官吏に對し交付することが出来ることになつて居ります(會計規則第六十四條)

(六) 繰替拂補填

繰替拂と謂ふのは、出納官吏の保管する現金を一時歳出金に立替使用することであつて、爾後に於て支出官より正當科目の歳出として小切手を受けて補填を爲し、若し使用したる現金が歳入に編入すべかりしものなるときは補填の小切手を正當科目の歳入に振替繰入れるもので、若し又歳入歳出外現金を繰替使用したときは補填の小切手で之を埋めて置くのであります(會計法第十九條)。

繰替拂の範圍であります(イ)特定經費に對し前渡資金より繰替拂を爲すものとしては旅費、埋葬費、在外公館の難民貸與金、海軍省所管艦船經費に對しては出納官吏の前渡資金より繰替拂を爲すことを得と會計規則第六十二條に規定してあります、(ロ)一般の歳出に對し繰替拂を爲し得るものは鐵道官署遞信官署の經費で出納官吏又は出納員は歳入金、歳出金、歳入歳出外現金を交互に繰替へ使用することが出来るのであります(會計規則第六十三條)。

之に關聯しまして、官吏が私金を立替へ支拂ふといふやうな場合、先づこの私金といふのは私の金であります。出張など致しまして、火急の際旅費を貰はずに出掛けたので私金を立替へたが後日旅費を貰ふとか、或は外國で必要な圖書を購入した場合とかであ

るが、併し今はさういふ場合は少いのであります。殊にこれは會計法では認めて居りません。唯便宜上の問題でありますが、併し又已むを得ない場合には自分で拂つて置きまして、さうして正當債主と云ひますか、拂つた人から領收書を貰つて置いて、その領收書に自分が又請求者として領收書を付けまして、その所屬長官の證明を経て、さういふものは必要であつたといふ追認を得て支拂つて貰ふことになります。

(七) 前金拂

前金拂といふのは支拂義務の履行期到來前に於て、確定債務に對して支拂ふのであります。支拂は民法で言へば双務契約に於ては同時履行の原則に依り、相手方の義務履行前に於ては支拂の義務なきものであります。特に相手方が履行しない内にこちらが金を拂ふといふのでありますから極く變態でありまして、前金拂する場合は法律で決つて居るのであります。會計法第二十一條にも書いてありますやうに、前金拂の範圍は(イ)法律を必要とするものは製造、買入、工事等で原則として法律を以て決つて居る場合で、唯その内軍艦、兵器、彈藥、外國から直接購入する機械圖書の代價及官公署に對して支拂ふものは勅令に委任し、之を規定することを得といふやうになつて居りますが、その他のものに付前金拂の必要があれば新に法律で決めなければならぬのであります。(ロ)

會計規則に於て許容せるものは會計規則第五十九條にそれを列擧して第一號より第十三號迄に書いてあります。

- 一、軍艦、兵器又は彈藥の代價
- 二、外國より直接購入する機械又は圖書の代價
- 三、朝鮮、臺灣、樺太、關東州又は南洋群島内に居住する者に支給する徴兵旅費
- 四、運賃
- 五、外國に於て支拂を要する土地又は家屋の借料及公課
- 六、政府の買収又は收用に係る土地の上に存する物件の移轉料
- 七、官公署に對し支拂ふべき經費
- 八、外國に於て研究又は調査に従事する者に支給する學資金其の他の給與
- 九、交通至難の場所に勤務する者又は艦船乗組の者に支給する俸給其の他の給與
- 十、軍人軍屬及陸海軍の職工に支給する旅費
- 十一、外國在勤陸海軍武官に支給する俸給其の他の給與
- 十二、補助金
- 十三、諸謝金

今日軍隊では頻りに前金拂が行はれて居るやうであります。戦争をやつて居りますと、どん／＼軍需材料が要るので民間で造らせる譯であります。勿論民間では仲々資金が廻らないから逆も注文通りには出来ない。資金を先づ前金拂しまして、彈藥なら彈藥を造らせるのであります。初め一發幾らで何萬發で幾らといふ風に代金が決つて居る。支拂金額が確定して居るものであります。後には不合格品なんか出来たりしまして、その通りに行かないといふやうな時には、或は返納させるといふやうなことも起るのであります。或は追ひ拂するといふことも必要になるのであります。

(八) 概算拂

概算拂といふのは債務の確定前に於て概算を以て支拂ふもので、其の金額確定後精算を爲し返納又は追求を爲すもので、前金拂の方は支拂金額が初めから確定して居るもの、概算拂はそれが未確定のものであるといふ違ひがあるので債務の履行前に於て支拂ふ點は同一であります。さうして概算拂もやはり法律で決つて居るのであります。

概算拂の範圍は前金拂に比すれば狭少でありまして(イ)勅令を以て許したるものは會計規則第六十條で旅費であるとか、官公署に對し支拂ふべき經費、補助金又は補給金に限られて居るのであります。(ロ)法律を要するものは前金拂同様の物件の製造、買入又

は工事であつて之に付必要あれば概算拂が出来るのであります。

健康保険法施行令第九十條に「健康保険組合に對し交付する國庫負擔金に付ては概算拂を爲すことを得」といふ規定があります。これは會計法の特例として特に勅令を以て規定されて居るのであります。「健康保険組合に對し交付する國庫負擔金の概算拂に關する件」といふ昭和二年内務省令の第九號が出て居りまして、この取扱方法が書いてあるのであります。

(九) 渡切費

渡切費といふのは、事務費の全部又は一部を當該官吏に支給しまして指定の範圍内に於ける事務費を支辨せしむるものであります。普通の役所にはないのであります。在外各廳であるとか、遞信官署であるとか、區裁判所出張所、植民地の官廳などには渡切費があるのであります。これは渡切ですから一定の決つた金額を渡して其れ以上はもう追加を認めないので、それ丈で其の役所として必要な事務をやらなければならん、事務を完成するといふ義務がありますが、貰つた金は私の金になつたのだといふ風に見て居ります。唯渡切費で買つた物品は官有物であるといふ様に解釋するのが通説であります(會計法第二十二條及會計規則第六十一條)。

(一〇) 過年度支出

過年度支出といふのは、年度内に支拂義務が確定してゐたものが支拂を爲すべき手續を缺き支拂するに至らなかつた場合に後年度に於て請求があつたときは、この後年度の經費から支拂ふといふやうなものであります(會計法第二十九條)、經費所屬年度の例外をなすもので年度獨立の原則に反する支出で變態支出の一種であります、これは前年度の不用額となりたる金額の範圍内でなくては支出出来ぬことになつて居ります。

(一一) 償還金支出

償還金の支出といふのは、小切手の所持人が小切手の支拂を受けなかつた時は支出官に對し償還の請求をすることが出来るのでその支出を謂ふのであります。支出官は所管大臣に證憑書類を提出し、所管大臣は大藏大臣に請求するもので日本銀行が隔地の債主又は出納官吏に資金を交付する場合に於て債主又は出納官吏が支拂を受けない爲、更に之が請求を爲す場合も亦同じであります(會計規則第五十五條及第五十六條)。

第五章 契約

(一) 總說

契約は一般に競争契約に依るのが原則であります。賣買、貸借、請負その他の契約は總て競争入札に依るといふことは會計法三十一條に書いてあります。會計法規一覽の七頁の所に書いてあります。唯競争契約に依らないといふ例外の場合は、(イ)會計法三十一條第二項にあります。競争契約を不利とする場合といふ主觀的事由に依るものであります。但書がありまして不動産の賣拂は一般的には如何なる場合も競争契約に依るべきことになつて居ります。(ロ)それから會計規則の百十條指名競争の時、百十四條の隨意契約の時は、競争契約に依らぬでも宜いといふことになつて居るのであります。契約を致します時は契約書を作成し、主任官吏は記名捺印をするといふことになつて居ります(會計規則第十五條及八十六條)。この主任官吏といふのは豫算を使用する権限のある人、詰り國務大臣であります。大臣の委任を受けて契約を締結する権限を有する部長が契約擔任官になるのが普通であります。

それから支出官が契約擔任官になつて居る場合があります。大體部局長と支出官は同一人であることが多いのであります。支出官が契約の擔任官になるといふことが便利であり、望ましいことになつて居るのであります。契約書を省略する場合は會計規則の八十七條に五つの場合が書いてあります。政府の契約は要式契約でなければならんと云ふ

ことはないので、契約書を作成しなくとも契約は有効であります。併し契約書を省略しても、後で立證の方法と致しまして、請書を作らせるといふのが普通のやり方になつて居ります。それから契約を致します時は、契約保證金を取らなければならぬ。契約保證金を免除するのは指名競争、隨意契約、糶賣、代金即納の場合であります。それ以外に於ては契約保證金は契約金額の百分の十、詰り一割を取らなければならぬのであります。若し取らなければ契約は無効になる場合があるのであります(會計規則第八十八條)。さうして契約保證金は現金でも國債でも差支へないのであります。國債を以てする時は、その國債の價格はどうなるかといふことに付て明治四十一年の勅令第二百八十七號があります。それから契約を履行しない時は、保證金は政府の所得とすとありまして、不履行の場合に違約金として取つて居ります(會計規則第八十九條)。それは民法で言へば、損害賠償額の豫定であるといふ風に解釋して居るのであります。

次に危険負擔に付てやはり決めて置かなければならない。工事は全部竣功して、検査後引渡に至る迄は請負人の方で危険を負擔しなければならぬ。物品は檢收される迄供給人の危険負擔であります。さういふ風に會計規則第八十五條に定めてあるのであります。只今申しました工事なり、物品に付ては竣功調書、或は檢收調書といふやうなもの

を作らなければいかぬと、會計規則の第九十二條で決めてあります。さうして竣功調書、檢收調書に依つて、支出官は支拂ふといふことになつて居ります。その前に支拂つてはいけないのであります。

(二) 一般競争契約

一般競争といふのは、官の方では競争は糶賣の外は總て入札の方法でやつて居りますが、それで入札とか、契約とかに關する條件目的を公告し、多數の不特定人を集めまして競争させて、入札で契約者を決めるのであります。競争加入の資格に付ては會計規則第九十六條に大藏大臣の定むる所に依るとありまして、大正十一年大藏省令第三十三號があるのであります。契約の場合と同じやうに、入札の時には入札保證金として見積金額の百分の五以上を納付することになつて居ります(會計規則第九十九條)。

次に豫定價格といふことが契約を致しまする場合に極めて必要なことでありまして、時價をよく調査致しまして、經濟事情を勘案して國庫に不利又は損害を及ぼさぬ様注意しなければならぬのであります。これは官の物を賣るといふ場合でも或は物を買ふ時でも、豫定價格を嚴密に作らなければならぬのであります。此の前幾らで買ったから、今度も幾らだらうといふことで、單純に前購入價格を踏襲したのではいけない。その後

物價が上つて居る時はそれでは買へないといふやうなこともあり、或は同じやうな物を他の官廳でも買つて居るといふやうなことが分つて居りますれば、電話で聞くなり、能く調査して適切な豫定價格を定めた上で買はれることが必要であります。豫定價格を書いた豫定價格調書を作りまして、それで公告に示した場所日時に於て入札をさせるのであります。官の物を賣る場合は豫定價格以上の最高入札者を又官が物を買ふ場合は豫定價格以下の最低入札者を以て落札者とするので、豫定價格を入札者に見せるのではありませんが、入札者の面前で開札致しまして、落札者を決める譯であります。若し落札者が決りません時は再度入札をしなければならぬといふことになつて居ります。それから糶賣といふのが會計規則の第九十九條にあります。これは動産の賣拂の場合で陸軍の馬匹を賣る時には糶賣で賣ることになつて居ります。

(三) 指名競争契約

指名競争契約といふのは所定の契約を締結するのに適當なる商人五人以上を指名致しまして、やはり入札の方法で契約をするのであります。指名競争の範圍として(イ)法律に定めたる場合は會計法第三十一條第二項で各省大臣に於て一般競争に付するを不利と認める場合には、指名競争に依ることは差支ないのであります。指名競争契約も出來

ぬといふやうな時は、隨意契約に依る外ないので會計法は出来るだけ競争契約に依る趣旨であります。如何なる場合に不利であるかといふことに付ては、大正十一年一月閣議で決定した通牒があります。

- 一、當事者相連合して不當の競争を爲さむとするの虞れあること
- 二、不誠實又は不信用の者競争に加入し不當の競争を爲すの虞れあること
- 三、特種の構造又は品質を要する工事、製造又は物件の買入にして検査著しく困難のものなること

四、契約上の義務に違背あるときは政府の事業に著しき支障を來すの虞れあることの四つの場合は指名競争にすることが出来ると閣議で決定して居るのであります。

次に(ロ)會計規則第百十條の場合は

- 一、契約の性質又は目的に依り競争に加るべき者少數にして一般の競争に付するの必要なきとき
- 二、一萬圓を超えざる工事若は製造を爲さしめ又は五千圓を超えざる財産の買入を爲すとき
- 三、賃借料年額又は總額三千圓を超えざる物件の借入を爲すとき

四、豫定貸貸料年額又は總額千圓を超えざる物件の貸付を爲すとき

五、豫定代價二千圓を超えざる財産の賣拂を爲すとき

六、前四號以外の契約にして其の金額四千圓を超えざるるとき

で勅令に依る場合は客觀的事由に依るもので限定的であります。法律に依る場合の方は不利と認むる場合と云ふが如く主觀的事由に依るものであります。

(四) 隨意契約

隨意契約といふのは、競争入札の方法に依り落札者を決定して契約を締結することなく、隨意に契約の當事者を決める場合であります。併しこの場合でも成るべく二人以上から見積を取つて見積合をして有利な方と契約することになつて居ります(會計規則第百十八條)。

隨意契約を爲し得る場合として(イ)法律に定めたる場合は會計法第三十一條第二項の各省大臣に於て不利と認めたる場合即ち主觀的事由に依るものでありまして、指名競争の場合と同じく大正十一年一月の閣議決定事項が五つありますが、簡単に申しますと(一)現に契約履行中のものに關聯するとき(二)時價に比し著しく有利に契約し得る見込あるとき(三)多量買入に依り買占其の他價格騰貴の虞れあるとき(四)急速契約せざれば

機會を失し又は著しく不利となるとき(五)前項(先程申しました)指名競争の各號の場合に於て指名競争に付するを不利とする特別の事由あるときは、隨意契約に依ることを得と云ふことになつて居ります。(ロ)會計規則第百十四條の場合で客觀的事由に依るものは左の通りであります。

一、契約の性質又は目的が競争を許さざるとき

二、急迫の際競争に付するの暇なきとき

三、政府の行爲を祕密にするの必要あるとき

以上の三つの場合は最初から隨意契約に依り得るのであります。

四、五千圓を超えざる工事若は製造を爲さしめ又は三千圓を超えざる財産の買入を爲すとき

五、賃借料年額又は總額千五百圓を超えざる物件の借入を爲すとき

六、豫定賃貸料年額又は總額五百圓を超えざる物件の貸付を爲すとき

七、豫定代價千圓を超えざる財産の賣拂を爲すとき

八、前四號以外の契約にして其の金額二千圓を超えざるとき

以上の五つの場合は指名競争契約の程度を低下したもので同じ趣旨であります。

九、勞力の供給を請負はしむるとき

一〇、運送又は保管を爲さしむるとき

一一、官廳相互間に於て契約を爲すとき

一二、農工場、學校、試験所其他之に準すべきものの生産又は製造に係る物品の賣拂を爲すとき

一三、法律勅令の規定に依り財産の讓與又は無償貸付を爲し得る者に其の財産の賣拂又は貸付を爲すとき

一四、非常災害ありたる場合に於て罹災者に政府の生産に係る建築材料の賣拂を爲すとき

一五、外國に於て契約を爲すとき

一六、道府縣市町村其他の公法人、公益法人、産業組合又は慈惠の爲に設立したる救育所より直接に物件の買入又は借入を爲すとき

一七、移住地域内に於ける土木工事を其の移住民の共同請負に付するとき

一八、學術又は技藝の保護獎勵の爲之に必要な物件の賣拂又は貸付を爲すとき

一九、産業又は拓殖事業の保護獎勵の爲之に必要な物件の賣拂若は貸付を爲すとき又

は生産者より直接に其の生産若は製造に係る物品の買入を爲すとき

二〇、公共用、公用又は公益事業に供する爲必要な物件を直接に公共團體又は起業者に賣拂又は貸付を爲すとき

二一、土地、建物、林野又は其の産物を之に特別の縁故ある者に賣拂又は貸付を爲すとき

二二、事業經營上特に必要な物品の買入を爲し若は製造を爲さしめ又は土地建物の借入を爲すとき

二三、法律勅令の規定に依り問屋業者に販賣を委託するとき又は之をして販賣を爲さしむるとき

以上二十三の場合が擧げられて居りまして、十九號から二十三號の場合に於ては所管大臣は豫め大藏大臣と協議することを要することになつて居ります。(ハ)競争入札の結果不成功なりし場合(會計規則第百十五條第百十六條)、即ち入札者なきとき、再入札に付するも落札に至らざるとき、落札者契約を締結せざるときは隨意契約に依る外ないのであります。(ニ)他の法律勅令の規定に依る隨意契約の場合は國產獎勵の爲會計法の特例(昭和二年法律第四十一號及勅令第三百七十三號)を設けた場合の如き又國有林野法、北

海道國有未開地處分法の場合等であります。

隨意契約は便利な方法でありますけれども、兎角弊害が起り勝ちなのであります。詰り何時も同じ商人から買つて居りますと、結局それは御用商人のやうになつてしまつて、高い物を賣付けられるといふことになるばかりでなく、情實といふやうなこともありますので、餘計な疑惑を掛けられる様なことがありますから注意をしなければならぬのであります。會計検査院に於ても検査上隨意契約で物品の購入をした場合、果して隨意契約でなければならなかつたかどうかといふやうなことを調べる場合があります。或る所で地圖用紙を隨意契約で買つたことがあります。その紙の仕様書を見ますと三菱製の地圖用紙菊判六十听百枚五圓十六錢及四六判八十六听七圓三十九錢といふやうなことになるので居りましたが、當時他の購入した地圖用紙は四六判七十听で單價は一圓七八錢でありましたので、調べて見た所が紙の専門家が何れも木綿纖維を主原料としてちつとも變りがないばかりか地圖用紙の特性である耐揉度の如きは安い分が却てよいと云ふことであつた。處が値段を比較して見ると大變違ふ。それで問題になつたことがあります。又自轉車の購入などでも何處々の製品でなければならぬといふやうなことで買つたのであります。併し自轉車などは作る場所が澤山あつて、さう何印でなくてはな

らぬといふこともないではないかと思ふのであります。唯よく問題になるのは専賣特許の點であります。専賣特許なり、實用新案特許なりは特許局の發行する特許公報に如何なる部分が特許に該當してゐるかが出て居ります。さういふものは契約の性質なり、目的が競争を許さざる時に包含せられるのでありまして、隨意契約を認められる場合があるのであります。然しその特許の部分が何處であるか、極く簡単な一小部分が特許になつて居つて、全體から見ても重要部分でないといふやうなこともあるのであります。それで一概に専賣特許の一聲に眩惑されてはいけませんので、特許の部分を調査する必要があります。あるのであります。X光線などでも螢光板の作り方が特許になつて居るといふやうな時に、是非それでなければならぬと云へば已むを得ませぬが、大體他の物と色々比較調査して見て、餘計性能が違はぬといふやうでしたらそれでも差支なく、又特許なら特許の點ばかりで大變値段が違ふといふやうな時は、商人が素人だましに特許と曰つて高い値段を吹掛けてゐるのでないか注意しなければならぬのであります。隨意契約に付て注意する點はさういふやうなことであらうかと存じます。

第六章 時 效

(一) 會計法の定むる時效の適用範圍

會計法の定むる時效は金錢の給付を目的とする政府の權利又は政府に對する權利の消滅時效に限られて居りますので、取得時效及金錢を目的とせざる權利の消滅時效に就ては民法なり商法なりの規定を適用すべきものであります。會計法の時效は會計法規一覽の九頁の所に書いて置きましたが、會計法第三十二條から第三十四條迄が時效の規定であります。會計規則の方には時效に就ては何の規定もありません。といふのは時效に關する規定は法律に依る必要があるからであります。金錢の給付を目的とする政府の權利又は政府に對する權利の時效は他の法律に規程なき場合に於て始めて會計法の規定する五箇年の時效を適用するのであります。隨て

(イ) 私法的權利に就ては總て民法商法等の規定に依るのでありまして會計法の時效を適用する場合はないのであります。

(ロ) 公法上の權利であつて他の法律に規定あるものを挙げれば關稅法、郵便法、電信法、刑法、健康保險法、恩給法、國債に關する法律等でありまして健康保險法第四條には保險料其他本法の規定に依る徵收金を徵收し又は其の還付を受くる權利及保險給付を受くる權利は一年を経過したるときは時效に依りて消滅すとありまし

て、短期時効を定め中斷に付ても民法の特例を爲し、納入の告知を以て中斷の效力があるであります。

(ハ) 公法上の權利で他の法律に規定なきものとしては租税の徴收、手数料、免許料、煙草專賣法の規定する追徴金の如きもので、此の場合は會計法の時効を適用すべきものであります。

出納官吏の辨償責任は公法上の關係から發生するものであります。其の性質は私法的財産上の賠償責任であると解するのが通説であります。時効に就ては會計法上の時効即ち五箇年で消滅すると見るのであります。

(二) 時効の中斷

時効の中斷に關して會計法第三十四條には「法令の規定に依り政府の爲す納入の告知は民法第五十三條の規定に拘らず時効中斷の效力を有す」とありますから、納入告知書を發して時効中斷が出来るのであります。民法第五十三條には「催告は六箇月内に裁判上の請求、和解の爲にする呼出若くは任意出頭、破産手續參加、差押、假差押又は假處分を爲すに非ざれば時効中斷の效力を生ぜず」とあります。元來納入の告知と謂ふのは民法上に於ては一種の催告に外ならないのであります。隨て民法第五十三條には

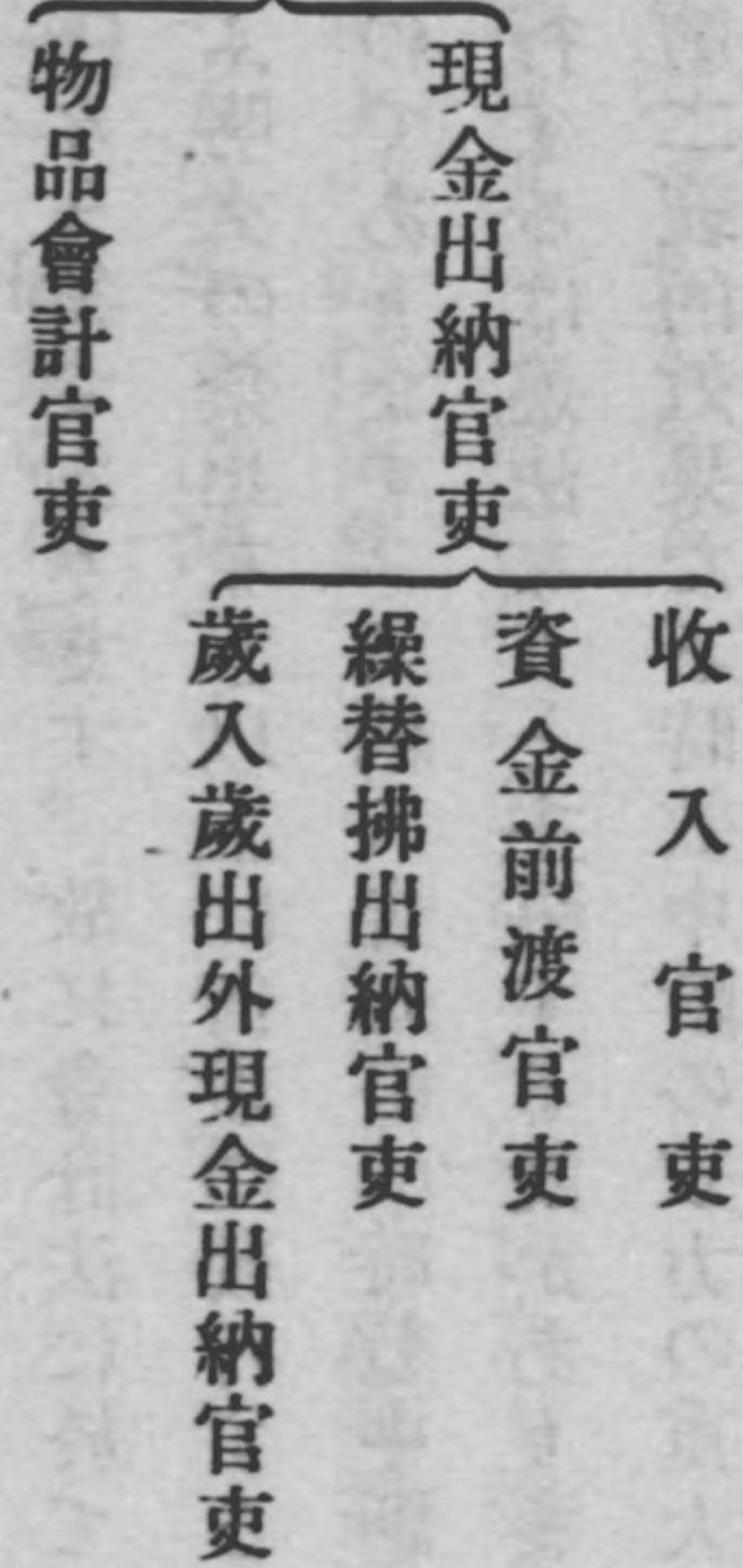
六ヶ月内に裁判上の請求をしなければ中斷の效力を有しないので、特に會計法第三十四條の明文を設けて納入告知書に中斷の效力を認むることとしたのであります。

再度以上納入告知書を發し、時効中斷の效力を有せしむることを得るや否やの問題があるのであります。この時効中斷の爲に二度も三度も納入告知書を出してもいゝかといふ問題は色々議論があります。納入告知書は政府の債權に對する催告でありますから債權者が債務者に對し其の履行の催告をするのは當然の權利で、何回催告を繰返しても一向支障なき筈であります。故に會計法に於て二回以上納入告知書を發行することを得ずといふ明文の禁止なき以上は何數回發行するも會計法に違反するものと謂ふことは出来ないのであります。又納入告知書は時効中斷の如き重大なる效力を有するを以て二度以上發行するは違法なりと主張する説があります。此の説は納入告知書の發行に伴つて生ずる第二義的效果たる時効中斷の效力の重大なるを理由とし二回以上發行することを得ずと云ふので、本末顛倒の議論のやうであります。此の方が通説になつて居ります。

第七章 出納官吏

(一) 總 說

時間が幾らもありませんが、最後に出納官吏のことを簡単に申上げたいと思ひます。出納官吏と謂ふのは法令の規定に従ひ、政府の所有又は保管に屬する現金又は物品を出納保管し其の責に任ずる官吏であります（會計法第三十五條會計規則第二百二十四條物品會計規則第四條）出納官吏の種類は



であります。

出納官吏に關しては會計法第三十五條から三十八條まで、會計規則の第二百二十四條から百四十七條までにその規定があります。その外に出納官吏事務規程とか物品會計規則であるとかがあります。各省大臣又はその委任を受けた官吏が出納官吏を任命するのであります、必要のある時は代理官なり、分任官を置くことが出来ます。尙其の廳の事務員をして出納員として出納事務を分掌せしめることが出来ます。分任官も出納員も出

納事務の一部を獨立して行ひ、其の責に任ずるものであります。出納員の外に補助者と云ふのがありますが、補助者は出納官吏に從屬して出納保管の事務を補助するに止まるので補助者は辨償責任がないのでその責任は出納官吏が負ふのであります。分任官及出納員は所屬出納官吏に併合して計算證明を爲し、現金は之を所屬出納官吏に引繼くことを要し、自ら日本銀行に拂込むことは認められないのであります。

それから二人以上の出納官吏が居りまして、職務の範圍が明瞭でないときと亡失毀損といふやうなことが起きますと、どつちの責任であるかはつきりしないやうなことがあります。二人の出納官吏が管理期を異にする場合も其の引繼關係が明瞭でないと同じことが起るのであります。出納官吏に付ては管理期といふことが非常に大切なことで、何時任命されて何時交替したか或は退官したかといふその日で責任を負はなければならなかつたり、或は免れたりすることがありますから、十分御注意を願ひたいと思ふのであります。それが不明瞭な場合には結局共同責任といふことで責任を負はなければならぬのであります。

(二) 辨償責任

出納官吏が辨償責任を負ふことは會計法の三十五條の二項に「出納官吏は其の出納保

管に係る現金又は物品に付一切の責任を負ひ會計検査院の検査判決を受くへし」とありまして之を責任負擔の根據として居るのであります。出納官吏の辨償責任は如何なる場合に生ずるものであるか、即ち責任の構成要件及其の負擔すべき責任の内容は財産的辨償責任なること及會計検査院の判決を受けなければならぬのであります。

辨償責任の構成要件は主觀的要件、客觀的要件といふ風に分けて觀ますと、客觀的要件としては(イ)目的物が現金又は物品であること、それでありますから不動産といふやうなものとは目的物にならないのであります。(ロ)職務上保管に屬する現金又は物品であること、この「保管に屬する」といふことが非常に面倒なことであります。保管といふのはどういふことだといふことが大分議論が分れるのであります。普通所持又は占有して居るばかりでなしに、もう少し廣い意味に取つて居りました、物を直接支配下に置くといふことになつて居ります。詰り寄託運送中の物品は占有を離れて居る譯でありますけれども、何時でもそれに對しては取返すことが出来るといふやうな権利がある場合でありますから、尙保管中の物品であるといふ風に見て居るのであります。特定物の返還請求權を有する場合は保管に屬すると解するのであります。日本銀行に預託金又は預金部預金として現金を預けて居る場合はどうかといふやうなことも議論されます。詰り債權的權利を

有するに過ぎざる場合は保管ではないといふ風に觀てその場合に小切手用紙なり、印章を盗用せられて、自分の預託金を取られたといふ時には出納官吏は辨償責任を負ふ必要はない。泥棒に遇つて不可抗力であるといふやうなことも議論されて居ります。然し多數説は預託金も亦出納官吏の現金を保管する一方法に過ぎないとして此の場合小切手なり印影が眞正なものであつて、日本銀行が支拂つてしまつた、日本銀行の支拂に責任がないといふやうな場合には、これは出納官吏として預金を引出されたので、小切手と印章の取扱方に不注意があつて取られたのであるから、出納官吏は善良なる管理者の注意を以て小切手なり、或は印鑑を保管して居つたといふ反證が擧らぬ限り責任があるのだといふのであります。(ハ)亡失毀損の事實の發生したること、亡失毀損とは物質的存在を失ひ又は破壊せらるることを意味し、自己の意思に基かざることを要し誤拂過渡の如きは自己の意思に基く支拂で亡失毀損ではないのであります。次に主觀的要件の方であります。主觀的要件は(イ)善良なる管理者の注意義務を懈怠したること、(ロ)それから今の不注意と亡失毀損とが因果關係を有することといふやうな問題であります。善良なる管理者の注意は民法の觀念と同一に解すべきもので吾々の生活上の通念に基くので、一般人が事務處理上用ふべき相當注意の水準線を意味するもので、客觀的標準に依

るのであります。又善良なる管理者の注意を怠りしや否やは抽象的概念的に判定すべきものでなく、其の時、其の場所、其の場合、其の事務の性質等の現實的條件に依り判定せらるべきものであります。不注意と亡失毀損の結果とは因果關係を有することを要するのであります。如何なる場合に因果關係を認むべきかは民法刑法の場合と同様に困難な問題であります。まあ結論を申し上げますと出納官吏の立證責任の所で申した方が宜しいと思ひますが、結局立證責任詰り善良なる管理者の注意義務を怠らなかつたと云ふことを證明することが出来るか出来ぬかといふことになるのであります。會計法は僅に第三十六條の一條で此の場合を規定し「出納官吏其の保管に係る現金又は物品を亡失毀損したるときは善良なる管理者の注意を怠らざりしことを會計検査院に證明し責任解除の判決を受くるに非ざれば、其の亡失毀損に付賠償の責を免がるることを得ず」とありまして、會計検査院が此の規定に隨ひ一般法理に基き條理に照らし具體的事實に最も妥當なる判決を下す譯であります。

之を手續から申しますと、具體的事實を擔當する課で立案し、判決委員會の詮議を経て總會議に於いて議決せられるので検査報告等と殆ど同様の手續を経るのであります。この場合に普通裁判所でありますれば、刑事裁判などでは裁判所の方でその證據を挙げ

るのであります。會計検査院は出納官吏自身にその證明をさせることになつて居ります。検査院としては自分の方で舉證責任を持つて居らないのであります。併ながら出納官吏の立證が不十分であり、出納官吏自ら證據を擧げることが出来なくとも、周圍の事情その他會計検査院の見る所に從つて、即ち會計検査院の心證が付けば無責任とする即ち賠償責任がないと判決する場合はあるのであります。ですから三十六條で非常な責任を出納官吏に負はしてあるやうではあります。それだからといつて立證出来ない場合は常に辨償責任があるかといふとさうばかりではないのであります。結局検査院の心證に依つて判決をする譯であります。

會計検査院の判決といふのは一審でありまして、普通の裁判のやうに、二審、三審といふ風になつて居らないのであります。一審で確定してしまふのであります。この點非常に不十分であります。現今の制度としてはさうなつて居るのであります。それで計算書なり證憑書を検査しまして正當であるといふ場合には、責任解除の認可狀を交付することになつて居りますし、それから若し正當ならず、或は幾ら／＼の辨償をせよといふことになりますと、會計検査院自らそれを執行することなく本屬長官に移牒しまして、本屬長官が處分することになつて居ります。さうして只今申しました一審で確定す

るのでありますから、さういふ判決をされてしまふともうどうにもならないのであります。唯それを免除せられるのは恩赦に依る場合があるばかりであります。最近の恩赦の例は昭和十三年二月十一日勅令第八十三號、憲法發布五十年記念の時に出了した勅令に依つて、それ以前の行爲に基く辨償責任は免除されることになつて居ります。然し此の場合でも出納官吏本人が自分で悪いことをして居る場合は、恩赦令が出ても許されないのであります。これは當然のことであります。今本人といひましたが、辨償責任は民事上財産的のものだといふことで相續人に承繼されることになつて居りますから、出納官吏が死んでもその辨償未済のものは相續人が引繼いで辨償しなければならぬといふことになつて居ります。

それから再審をなす場合があります。「會計検査院は認可状を付するの後に雖其の付したる日より五箇年以内に於ては出納官吏より之を請求するか又は計算書の誤謬脱漏二重記載あることを發見したるときは再審を爲すことを得、但し詐偽の證據を發見したるときは五箇年後と雖再審を爲すことを得」(會計検査院法第二十四條)といふことになつて居ります。再審は出納官吏の請求ある場合即ち請求再審と會計検査院自ら發動して再審する職權再審と二つの場合があります。併し職權再審は初審判決を動かすものでな

く、唯初審でやつた範圍外の即ち誤謬脱漏又は詐欺の爲審理の目的とならなかつた新事實に對して行ふもので、特定事實に對し初審に於て無責任の判決を爲したる事項に對しては一事不再理の原則の適用があるものと解するのであります。それから委託検査の場合には、委託検査官たる本屬長官が有責任の判決を爲したる場合に、出納官吏はどうも自分の責任でないと思ふ時は、出納官吏は無責任の判決を受くる爲に計算書を作つて證據書を添へてその事由を書いて會計検査院に再審を請求することが出来ます。之も請求再審であります。その時には從來陳情書といふやうなものをよく出納官吏が出して來られます。極く簡単に書いてあるだけではつきりしないといふ場合が多くて困るのであります。まあ本屬長官を経由して出すのでありますから出しにくいのは出しにくいと思ひますが、併し自ら自分の過ちでないといふことが分れば堂々と詳しく書いて検査院に出されることが必要であらうと思ふのであります。尤も検査院ではそれで不十分だといふ時は度々照會を發しまして、事實を究めてから判決することにはして居るのであります。本屬長官は出納官吏が國家に損失を生ぜしめたと思ふ時は會計検査院の判決前でも辨償を命ずることが出来るのであります。出納官吏が再審を請求しても此の辨償を猶豫する必要はないのであります。

最後に辨償の範圍であります。大體先程申上げましたやうに、金銭で辨償するのが原則でありますけれども、物品を亡失したやうな場合は物品を返して置けばそれでよい。原状回復を目的とするので國家は亡失なかりし場合と同様になればそれで済む譯であります。それから印紙とか、切手とか、煙草のやうなものは流通の状態に置かれれば額面で辨償を命ぜられますが、唯毀損したといふやうな場合流通に置かれない場合には製造實費で辨償を命ぜられるといふやうな先例があるのであります。これで大體會計法規の説明は終つたのであります。大變急ぎまして説明が不十分であつたことをお詫び致す次第であります。

(終)

會計法規一覽及關係法規

○會計法規一覽

會計検査院副検査官

村川謙雄編

會計法

一、總則(一一六)

- 一、會計年度ト整理期間
- 三、會計年度ノ獨立

五、國庫金ノ出納

二、豫算(七一—二)

- 二、總豫算
- 七、總豫算ノ提出ト追加豫算
- 八、總豫算ノ區分ト添付文書

會計規則

一、總則(一一五)

- (一)會計年度所屬區分
- 一、歳入ノ年度所屬
- 二、歳出ノ年度所屬

(二)國庫金ノ出納

- 三、國庫金出納事務ト政府預金
- 四、預金利子
- 五、歳入金ノ受入期限ト歳出金ノ支拂期限

二、豫算(六一—二七)

- (一)總豫算
- 六、豫算ノ調製
- 七、歳入豫算ノ調製
- 八、歳出豫算ノ調製
- 九、款項ノ區分
- (二)歳入豫算明細書
- 一〇、歳入豫算明細書ノ調製

參照法規

健會規(五一六)

健會規(六)

日本銀行國庫金取扱規程(大正一一、大藏省令一〇〇)

日本銀行納付金法(昭和七、法律一〇)

歳入歳出豫算概定順序(明治三三、閣令一二)

健會法(八)

健會法(八)

健會規(一一)

健會規(一)

特別會計ノ第一豫備金支出ニ關スル件(明治三〇、勅令一一八)

- (三)豫定經費要求書
 - 一一、豫定經費要求書ノ調製
 - 一二、要求書ノ區分ト目ノ區分
 - 一三、經費ノ説明

(四)支拂豫算

- 一四、支拂豫算ノ調製ト送付
- 一五、支拂豫算ノ更定
- 一六、日本銀行ヘノ通知

(五)豫備金支出

- 一七、豫備金ノ管理
- 一八、補充費途ノ決定
- 一九、豫備金支出ノ要求
- 二〇、豫備金支出ノ通知
- 二一、第二豫備金ノ支出要求
- 二二、勅裁
- 二三、通知ト官報掲載
- 二四、第一豫備金計算書
- 二五、第二豫備金調書

- (六)翌年度ニ亘ル契約
 - 二六、翌年度ニ亘ル契約締結ノ要求

九、豫備費

一〇、豫備金支出ノ承諾

一一、翌年度ニ亘ル契約

二七、通知

三、收入(二八一三八)

(一)徵收

- 二八、歳入徵收官ノ決定
- 二九、支出済返納金ノ徵收
- 三〇、測定
- 三一、納入ノ告知
- 三二、過年度歳入

(二)收納

- 三三、收納報告
- 三四、日本銀行ニ現金拂込
- 三五、日本銀行ノ收納手續
- 三六、歳入金ノ整理期間

(三)報告

- 三七、徵收報告書ノ調製及送付
- 三八、徵收總報告書ノ調製及送付

四、支出(三九一六七)

(一)總則

陸軍給與ニ關スル委任經理ノ法律(明治二三、法律二七)
帝國學士院其他獎學資金ニ關スル法律(健會法(七) 健會規(四))

國稅徵收法(明治三〇、法律二一)
同施行規則(明治三五、勅令一三五)

郵便官署ヲシテ歳入金ノ受入及歳出金ノ繰替拂ヲ取扱ハシムル件(大正四、勅令六)

同施行規程(大正四、大藏省令一)
租稅外諸收入金整理ニ關スル法律(明治四四、法律五八)

同施行規則(明治四四、勅令一一一)
證券ヲ以テスル歳入納付ニ關スル法律(大正五、法律一〇)

同施行細則(大正五、大藏省令三二)
歳入納付ニ使用スル證券ニ關スル件(大正五、勅令二五六)

印紙ヲ以テスル歳入納付ニ關スル件(大正九、勅令一九〇)

健會規(九)

健會規(一〇)

支出官事務規程(大正一一、大藏省令一)

四、特別資金

六、大藏省證券及借入金

三、收入(一一二)

一二、歳入ノ權原歳入徵收官

四、支出(一三一二四)

一三、會計年度ノ獨立(他年度經費ニ不充當)

會計法規一覽

一四、〔收支混同禁止ト豫算目的外ノ支出及各項流用禁止〕

一五、小切手ノ振出

一六、正當債主

二〇、隔地拂

一三四

〔大藏大臣ノ承認ヲ經ルニ非ザレバ他ノ費途ノ金額ヲ流用スルコトヲ得ザル費途ノ件〕(大正一二、勅令三〇五)

〔出納官吏事務規程(三四)〕(出納官吏ハ小切手振出ニヨル代物辨濟ヲ強制スルヲ得ズ)健會規(三)

三九、勅令指定費途ノ流用
四〇、豫備金支出費途ノ流用禁止
四一、支拂委任

四二、支出官ノ代理
四三、小切手法ノ適用

(二) 小切手ノ振出

四四、小切手振出ノ調査事項

四五、小切手記載事項

四六、一項毎ニ小切手振出ノコト

四七、記名式持參人拂

四八、隔地拂

四九、振出ト日本銀行ニ通知

五〇、小切手振出期限

(三) 支拂

五一、小切手ノ呈示ト支拂期限

五二、隔地拂ノ期限

五三、支拂未済ノ繰越

五四、支拂未済資金ノ返納

五五、小切手ノ償還請求

五六、隔地拂ノ償還請求

(四) 資金前渡金拂概算拂、渡切經費

一七、前渡資金

一八、國債元利拂資金ノ前渡

二一、前金拂概算拂

二二、渡切費

一九、繰替拂

費

五七、資金前渡ノ經費

五八、前渡資金ノ區分

五九、前金拂ノ經費

六〇、概算拂ノ經費

六一、渡切ノ經費

(五) 繰替拂

六二、前渡資金ノ繰替拂

六三、鐵道逕信官署ノ繰替拂

(六) 年度開始前支出

六四、前渡資金ノ年度開始前ノ交付

六五、計算書ノ調製ト送付

(七) 報告

六六、支出濟額報告書ノ調製ト送付

六七、支出濟額報告書ノ調製ト送付

五、決算(六八―七七)

(一) 總決算

六八、總決算ノ様式ト調製者

六九、總決算、會計検査院ニ送付

五、決算(二三―二五)

二三、總決算ノ提出

二四、總決算ノ様式

會計法規一覽

健保法施行令(九〇)

健康保險組合ニ對シ交付スル國庫負擔金概算拂ニ關スル件(昭和二、內務省令九)

健會規(一一)

健會規(一二)

憲法(七二)

會計検査院法(明治二二、法律一五)

二五、決算添付文書ト検査報告

(二)歳入決算明細書各省決算報告書及收入支出計算書

健會規(一四)

七〇、歳入決算明細書ノ調製

健會規(一四)

七一、收入済歳入額増減計算書

會計検査院法(一一一四)

七二、経費決算報告書ノ調製ト

七三、歳入徴収額計算書ニヨル

(三)國債計算書

七六、國債計算書ノ調製者

七七、國債計算書ノ記載事項

六、定額繰越及定額戻入(七八―八

四)

(一)定額繰越

七八、繰越計算書ノ調製

七九、事故繰越計算書添付書類

八〇、定額繰越ノ通知

(二)定額戻入

八一、定額戻入ト其ノ制限

八二、返納手續

健會法(一一)健會規(一三)公共團體ニ對スル工事補助費繰越使用ニ關スル法律(明治四四、法律二)特別會計ニ於ケル營繕費ニ關スル法律(昭和六、法律九)對支文化事業特別會計法(一一)

六、歳計剩餘定額繰越過年度支出、豫算外收入及定額戻入(二六一―二六〇)
二六、歳計剩餘ノ歳入繰入
二七、豫算明許及事故繰越
二八、繼續費ノ遞次繰越
二九、過年度支出
三〇、過年度收入ト定額戻入

七、契約(三一一)
三一、競争契約

八三、日本銀行ノ戻入手續
八四、定額戻入期限

七、契約(八五―一一九)
(一)總則

八五、契約書ノ作成

八六、契約擔當官吏ノ記名捺印

八七、契約書作成ノ省略

八八、契約保證金ト免除

八九、契約不履行ト保證金ノ沒收

九〇、財産ノ賣拂ト代金ノ完納

九一、貸付料ノ前納

九二、竣功調書檢收調書

九三、部分拂ノ制限

九四、請負契約ノ部分拂

九五、契約規定

(二)一般競争契約

九六、入札資格

九七、競争加入ノ排除

九八、不正入札代理人使用者ノ排除

九九、契約保證金額

國產獎勵ノ爲會計法ノ特例ニ關スル法律(昭和二、法律四)同法律施行ニ關スル件(昭和二、勅令三七三)
民法(四二〇―四二二)

入札資格ニ關スル件(大正一一、大藏省令三三)

政府ニ納ムベキ保證金其ノ他ノ擔保ニ充用スル國債ノ價格ニ關スル件(明治四一、勅令二八七)入札又

三一條二項但書不動産ノ賣拂
又ハ隨意契約
三一條二項競争不利ノ場合ノ指名

- 一〇〇、競落者ノ不履行
- 一〇一、競争ノ方法
- 一〇二、入札ノ公告
- 一〇三、入札公告事項
- 一〇四、豫定價格
- 一〇五、開札
- 一〇六、再入札
- 一〇七、同價入札
- 一〇八、再入札公告期間ノ短縮
- 一〇九、動産ノ糶賣
- (三)指名競争契約
 - 一一〇、指名競争ノ場合
 - 一一一、五人以上ノ指定
 - 一一二、指名競争契約ノ通知
 - 一一三、入札規定ノ準用
- (四)隨意契約
 - 一一四、隨意契約ノ場合
 - 一一五、再入札後ノ隨意契約
 - 一一六、落札者以外ノ隨意契約
 - 一一七、分割契約

一三八
ハ契約保證金ニ關スル件(明治四三、勅令三四〇)

國有財産法(大正一〇、法律四三)
北海道未開地處分法(明治四一、法律五七)
國有林野法(明治三二、法律八五)

八、時效(三二―三四)

三二、時效
三三、時效ノ中斷ニ關スル民法ノ準用
三四、納入告知ノ效力

一一八、二人以上ノ見積
一一九、競争不利ニヨル隨意契約ノ通知

民法(一五三)
健保法(四)

八、保管金及有價證券(一二〇―一二三)

- 一二〇、法令ニヨル現金又ハ有價證券ノ保管
- 一二一、保管現金ノ預入
- 一二二、有價證券ノ取扱
- 一二三、保管現金又ハ有價證券(所有ノ分ヲ含ム)ノ取扱手續

保管金規則(明治二三、法律)
保管金取扱規程(大正一一、大藏省令五)

供託法(明治三二、法律一五)供託物ノ還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ關スル件(大正一一、勅令七五)
預金部預金法(大正一四、法律二五)
預金部預金取扱規程(大正一一、大藏省令六)
政府所有(保管)有價證券取扱規程(大正一一、大藏省令七、保管方ハ同令八)

九、出納官吏(三五―三八)

三五、出納官吏ノ職務ト責任判決

九、出納官吏(一二四―一四七)

- (一)總則
- 一二四、出納官吏
- 一二五、出納官吏ノ任命
- 一二六、代理官及分任官

日本銀行政府有價證券取扱規程(大正一一、大藏省令一一)
出納官吏事務規程(大正一一、大藏省令二)
物品會計規則(明治二二、勅令八四)
物品會計規則(四)
物品會計規則(五)

會計法規一覽

三七、各廳事務員ノ分掌

三八、小切手振出ト現金内納事務ノ分離

三六、亡失毀損ト辨償責任

物品會計規則(五ノ二)

一四〇

出納官吏等ノ辨償責任ノ免除ニ關スル件(昭和二三、勅令八三)
物品會計規則(七一九)

一二七、出納員ニ依ル事務分掌

一二八、出納員ノ事務

一二九、出納員ノ拂込

一三〇、現金亡失ノ通知

一三一、現金ノ出納保管規定

(二)責任

一三二、責任

一三三、辨償責任

一三四、各省大臣ノ辨償命令

一三五、免責判決ノ要求

(三)検査及證明

一三六、出納官吏ノ検査

一三七、検査執行ト代理官又ハ立會官吏

一三八、檢定書

一三九、兼掌公金ノ検査

一四〇、收入官吏ノ證明

一四一、資金前渡官吏ノ證明

一四二、歳入歳出外納官吏ノ證明

一四三、繰替拂出納官吏ノ證明

一四四、分任官吏出納員ノ併算證明

一四五、交替時ノ證明

一四六、出納計算書ノ代理調製

一四七、提出書ノ修正變更禁止

一〇、日本銀行ノ計算報告出納證明(一四八—一五一)

一四八、國庫金出納報告書

一四九、國庫金出納計算書

一五〇、有價證券受拂計算書

一五一、日本銀行ノ賠償責任

一一、帳簿(一五二—一六一)

一五二、國庫金ノ出納登記帳

一五三、歳入主計簿歳出主計簿

一五四、徵收簿

一五五、歳入簿

一五六、支出簿

一五七、歳出簿

一五八、現金出納簿

一五九、帳簿ノ様式ト記入方法

〔作業會計法(明治二三、法律一七)健康保險特別會計法(大正一五、法律二六)外三十三特別會計法〕

健會規(一五)

健會規(一六)

健會規(一七)

健會規(一八)

會計規則及各特別會計規則ノ規定ニヨリ調製スルコトヲ要スル帳簿ノ様式及記入ノ方法並書類ノ様式(大正一一、大藏省令二〇)會計法規ニ基ク出納計算ノ數字及記載事

一四一

一〇、雜則(三九—四一)

三九、特別會計ノ設置

四〇、有價證券ノ取扱

四一、日本銀行ノ検査

會計法規一覽

附則

- 一六〇、日本銀行ノ帳簿
- 一六一、主計簿ノ締切
- 一二、雜則
- 一六二、計算證明規程
- 一六三、書類ノ様式
- 一六四、外國ニ於ケル署名
- 一六五、收入支出規程
- 附則(一六六一—一七四)

- 一四二
- 一項ノ訂正ニ關スル件(大正一一、大藏省令三八)
- 計算證明規程(大正一一、會計検査院達一)

○大日本帝國憲法(抜)

第六章 會 計

- 第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ但シ報償ニ屬スル行政上ノ手数料及其ノ他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在ラス
- 第六十三條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收ス
- 第六十四條 國家ノ歳出歳入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ
- 第六十五條 豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス
- 第六十六條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ
- 第六十七條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ將來増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協贊ヲ要セス
- 第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歳出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ屬スル歳出ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス
- 第六十八條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協贊ヲ求ムルコトヲ得
- 第六十九條 避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クヘシ
- 第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議決セス又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スヘシ

第七十二條 國家ノ歳出歳入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査會計報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

○會計法

大正十年四月八日
法律第四十二號

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國議會ノ協贊ヲ經タル會計法改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

會計法

第一章 總 則

第一條 政府ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

一 會計年度所屬ノ歳入歳出ノ出納ニ關スル事務ハ翌年度七月三十一日迄ニ悉皆完結スヘシ

第二條 租稅其ノ他一切ノ收納ヲ歳入トシ一切ノ經費ヲ歳出トシ歳入歳出ハ之ヲ總豫算ニ編入スヘシ

第三條 每會計年度ニ於ケル經費ノ定額ハ其ノ年度ノ歳入ヲ以テ之ヲ支辨スヘシ

第四條 各官廳ニ於テハ法律勅令ヲ以テ規定シタルモノヲ除クノ外特別ノ資金ヲ有スルコトヲ得ス

第五條 政府ハ日本銀行ヲシテ國庫金出納ノ事務ヲ取扱ハシム

前項ノ規定ニ依リ日本銀行ニ於テ受入レタル國庫金ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ預金トス

第六條 政府ハ國庫金出納上必要アルトキハ大藏省證券ヲ發行シ又ハ日本銀行ヨリ借入ヲ爲スコトヲ得

大藏省證券及借入金ハ當該年度ノ歳入ヲ以テ之ヲ償還スヘシ

大藏省證券及借入金ノ最高額ハ毎年度帝國議會ノ協贊ヲ經テ之ヲ定ム

第二章 豫 算

第七條 歳入歳出ノ總豫算ハ前年ノ帝國議會集會ノ始ニ於テ之ヲ提出スベシ

必要避クベカラザル經費及法律又ハ契約ニ基ク經費ニ不足ヲ生ジタル場合ヲ除クノ外追加豫算ヲ提出スルコトヲ得

ズ

第八條 歳入歳出ノ總豫算ハ經常臨時ノ二部ニ大別シ各部中ニ於テ之ヲ款項ニ區分スベシ

總豫算ニハ帝國議會參考ノ爲ニ左ノ文書ヲ添附スベシ

一 歳入豫算明細書

二 各省ノ豫定經費要求書但シ各項中各目ノ明細ヲ記入スベシ

第九條 豫算中ニ設クベキ豫備費ハ左ノ二項ニ分ツ

第一 豫備金

第二 豫備金

第一 豫備金ハ避クベカラザル豫算ノ不足ヲ補フモノトス

第二 豫備金ハ豫算外ニ生ジタル必要ノ費用ニ充ツルモノトス

第十條 豫備金ヲ以テ支辨シタルモノハ其ノ第一 豫備金支出ニ係ルモノハ年度經過後其ノ第二 豫備金支出ニ係ルモノ

ハ次ノ常會ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルコトヲ要ス

第十一條 政府ハ豫算ニ定ムルモノ及特ニ帝國議會ノ協贊ヲ經タルモノヲ除クノ外災害事變其ノ他避クベカラザル事

由アル場合ニ於テハ翌年度ニ亙ル契約ヲ締結スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ翌年度ニ亙ル契約ヲ爲スコトヲ得ベキ金額ハ毎年度帝國議會ノ協贊ヲ經テ之ヲ定ム

第三章 收 入

第十二條 租稅其ノ他ノ歳入ハ法令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ徴收又ハ收納スベシ

法令ノ定ムル所ニ依リ當該官吏ノ資格アル者ニ非ザレバ租稅其ノ他ノ歳入ヲ徴收又ハ收納スルコトヲ得ズ但シ各廳事務員ヲシテ收納ヲ分掌セシムル場合又ハ日本銀行ヲシテ收納ヲ取扱ハシムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第四章 支出

第十三條 各年度ニ於テ決定シタル經費ノ定額ヲ以テ他ノ年度ニ屬スベキ經費ニ充ツルコトヲ得ズ

第十四條 國務大臣ハ其ノ所管ニ屬スル收入ヲ國庫ニ納ムベシ直ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

國務大臣ハ豫算ニ定メタル目的ノ外ニ定額ヲ使用シ又ハ各項ノ金額ヲ彼此流用スルコトヲ得ズ

第十五條 國務大臣其ノ所管定額ヲ支出セムトスルトキハ現金ノ交付ニ代ヘ日本銀行ヲ支拂人トスル小切手ヲ振出スベシ但シ他ノ官吏ニ委任シテ小切手ヲ振出サシムルコトヲ得

第十六條 國務大臣ハ債主ノ爲ニスルニ非ザレバ小切手ヲ振出スコトヲ得ズ但シ以下四條ノ規定ニ依ニ主任ノ官吏又ハ日本銀行ニ對シ資金ヲ交付スル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條 國務大臣ハ勅令ヲ以テ定ムル經費ニ限リ主任ノ官吏ヲシテ現金支拂ヲ爲サシムル爲勅令ノ定ムル所ニ依リ之ガ資金ヲ當該官吏ニ交付スルコトヲ得

第十八條 國務大臣ハ日本銀行ニ命ジ國債ノ元利拂ヲ爲サシムル爲之ガ資金ヲ日本銀行ニ交付スルコトヲ得

第十九條 國務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ現金支拂ヲ爲サシムル爲當該官吏ヲシテ其ノ保管ニ係ル歳入金、歳出金又ハ歳入歳出外現金ヲ繰替使用セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ歳出金ニ繰替使用シタル現金ヲ補填スル爲國務大臣ハ之ガ資金ヲ當該官吏ニ交付スルコトヲ得

第二十條 國務大臣隔地者ニ支拂ヲ爲サムトスルトキハ必要ナル資金ヲ日本銀行ニ交付シ之ガ支拂ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ規定ハ隔地ノ出納官吏ニ資金ヲ交付セムトスル場合ニ之ヲ準用ス

第二十一條 國務大臣ハ勅令ヲ以テ定メタル場合ニ限リ前金拂又ハ概算拂ヲ爲スコトヲ得但シ軍艦、兵器、彈藥若ハ外國ヨリ直接購入スル機械圖書ノ代價及官公署ニ對シ支拂フベキ經費ヲ除クノ外物件ノ製造若ハ買入又ハ工事ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二條 國務大臣ハ特殊ノ經理ヲ必要トスル場合ニ限リ勅令ノ定ムル所ニ依リ各廳事務費ノ全部又ハ一部ヲ主務官吏ニ對シ渡切ヲ以テ支給スルコトヲ得

第五章 決算

第二十三條 會計検査院ノ検査ヲ經テ政府ヨリ帝國議會ニ提出スル歳入歳出ノ總決算ハ翌年開會ノ常會ニ於テ帝國議會ニ之ヲ提出スベシ

第二十四條 總決算ハ總豫算ト同一ノ様式ヲ用キ左ノ事項ノ計算ヲ明記スベシ

- 歳入ノ部
- 歳入豫算額
- 調定済歳入額
- 收入済歳入額
- 不納缺損額
- 收入未済歳入額
- 歳出ノ部
- 歳出豫算額
- 豫算決定後増加歳出額
- 支出済歳出額
- 翌年度繰越額

不用額

第二十五條 總決算ニハ會計検査院ノ検査報告ト俱ニ左ノ文書ヲ添附スベシ

一 歳入決算明細書

二 各省決算報告書

三 國債計算書

第六章 歳計剩餘定額繰越過年度支出豫算外收入及定額戻入

第二十六條 各年度ニ於テ歳計ニ剩餘アルトキハ其ノ翌年度ノ歳入ニ繰入ルベシ

第二十七條 豫算ニ於テ特ニ明許シタルモノ及一年度内ニ終ルベキ工事製造又ハ物品ノ買入若ハ運搬ニシテ避クベカラザル事故ノ爲ニ竣功又ハ納入若ハ運搬ヲ遅延シ年度内ニ其ノ經費ノ支出ヲ終ラザリシモノハ之ヲ翌年度ニ繰越シ使用スルコトヲ得

第二十八條 數年ヲ期シテ竣功スベキ工事製造其ノ他ノ事業ニシテ繼續費トシテ總額ヲ定メタルモノハ毎年度ノ支出殘額ヲ竣功年度迄遞次繰越シ使用スルコトヲ得

第二十九條 過年度ニ屬スル經費ハ現年度定額ヨリ支出スベシ但シ豫備金ヲ以テ補充シ得ベキモノヲ除クノ外其ノ經費所屬年度ノ毎項定額中不用ト爲リタル金額ヲ超過スルコトヲ要ス

第三十條 出納ノ完結シタル年度ニ屬スル收入其ノ他豫算外ノ收入ハ總テ現年度ノ歳入ニ組入ルベシ但シ支出濟歲出ノ返納金ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ各之ヲ支拂ヒタル經費ノ定額ニ戻入ルルコトヲ得

第七章 契約

第三十一條 政府ニ於テ賣買貸借請負其ノ他ノ契約ヲ爲サムトスルトキハ勅令ヲ以テ定メタル場合ヲ除クノ外總テ公告シテ競争ニ付スベシ

國務大臣前項ノ方法ニ依リ契約ヲ爲スヲ不利ト認ムル場合ニ於テハ指名競争ニ付シ又ハ隨意契約ニ依ルコトヲ得但

シ不動産賣拂ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第八章 時效

第三十二條 金錢ノ給付ヲ目的トスル政府ノ權利ニシテ時效ニ關シ他ノ法律ニ規定ナキトキハ五年間之ヲ行ハザルニ依リテ消滅ス政府ニ對スル權利ニシテ金錢ノ給付ヲ目的トスルモノニ付亦同ジ

第三十三條 金錢ノ給付ヲ目的トスル政府ノ權利ニ付消滅時效ノ中斷停止其ノ他ノ事項ニ關シ適用スベキ他ノ法律ノ規定ナキトキハ民法ノ規定ヲ準用ス政府ニ對スル權利ニシテ金錢ノ給付ヲ目的トスルモノニ付亦同ジ

第三十四條 法令ノ規定ニ依リ政府ノ爲ス納入ノ告知ハ民法第五百十三條ノ規定ニ拘ラズ時效中斷ノ效力ヲ有ス

第九章 出納官吏

第三十五條 出納官吏ハ法令ノ定ムル所ニ依リ現金又ハ物品ヲ出納保管スベシ

出納官吏ハ其ノ出納保管ニ係ル現金又ハ物品ニ付一切ノ責任ヲ負ヒ會計検査院ノ検査判決ヲ受クベシ

第三十六條 出納官吏其ノ保管ニ係ル現金又ハ物品ヲ亡失毀損シタルトキハ善良ナル管理者ノ注意ヲ怠ラザリシコトヲ會計検査院ニ證明シ責任解除ノ判決ヲ受クルニ非ザレバ其ノ亡失毀損ニ付賠償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ズ

第三十七條 國務大臣ハ特ニ必要アル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ各廳ノ事務員ヲシテ現金又ハ物品ノ出納保管ヲ分掌セシムルコトヲ得

第十章 雜則

第三十八條 第十五條ニ定メタル小切手振出ノ職務ハ現金出納ノ職務ト相兼ヌルコトヲ得ズ

第三十九條 特別ノ須要ニ因リ本法ニ準據シ難キモノアルトキハ特別會計ヲ設置スルコトヲ得

第四十一條 日本銀行ハ其ノ取扱ヒタル國庫金ノ出納、國債ノ發行ニ依ル收入金ノ收支、第十八條又ハ第二十條ノ規定ニ依リ交付ヲ受ケタル資金ノ收支及前條ノ規定ニ依リ取扱ヒタル有價證券ノ受拂ニ關シ會計検査院ノ検査ヲ受クベシ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

明治二十七年法律第十六號、明治三十三年法律第五十號及明治四十四年法律第二十四號ハ之ヲ廢止ス

本法施行前ニ爲シタル第二豫備金ノ支出並本法施行ノ日ノ屬スル年度ノ前年度及前々年度ノ決算ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

本法施行前ニ期滿免除ト爲ラザル權利ニ付テハ本法其ノ他ノ法律中時效ニ關スル規定ヲ適用ス但シ其ノ期間ノ起算點ニ付テハ從前ノ規定ニ依ル

本法施行前ニ進行ヲ始メタル期滿免除ノ期間ガ本法其ノ他ノ法律ニ定メタル時效ノ期間ヨリ長キトキハ從前ノ規定ニ依ル但シ其ノ殘期ガ本法施行ノ日ヨリ起算シ本法其ノ他ノ法律ニ定メラレタル時效ノ期間ヨリ長キトキハ其ノ日ヨリ起算シテ本法其ノ他ノ法律ヲ適用ス

前三項ニ規定スルモノヲ除クノ外本法ノ施行ニ關シ必要ナル規定ハ勅令ヲ以ニ之ヲ定ム

(大正十年勅令第四百八十六號ヲ以テ同十一年四月一日ヨリ施行)

○會計規則

(大正十一年一月九日勅令第一一號)

改正 昭和七年六月勅令第一〇〇號、八年二月第三三〇號

朕會計規則改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

會計規則

第一章 總 則

第一節 會計年度所屬區分

第一條 歳入ノ年度所屬ハ左ノ區分ニ依ル

一 納期ノ一定シタル收入ハ其ノ納期末日ノ屬スル年度

二 隨時ノ收入ニシテ納入ノ告知書ヲ發スルモノハ納入ノ告知書ヲ發シタル日ノ屬スル年度

三 隨時ノ收入ニシテ納入ノ告知書ヲ發セザルモノハ領收ヲ爲シタル日ノ屬スル年度

第二條 歳出ノ年度所屬ハ左ノ區分ニ依ル

一 國債ノ元利、年金、恩給ノ類ハ支拂期日ノ屬スル年度

二 諸拂戻金、缺損補填金、償還金ノ類ハ其ノ決定ヲ爲シタル日ノ屬スル年度

三 俸給、給料、手當、旅費、手數料ノ類ハ其ノ支給スベキ事實ノ生ジタル時ノ屬スル年度

四 使用料、保管料、電燈電力料ノ類ハ其ノ支拂ノ原因タル事實ノ存シタル期間ノ屬スル年度

五 工事製造費、物件ノ購入代價、運賃ノ類ハ其ノ支拂ヲ爲スベキ日ノ屬スル年度

六 前各號ニ該當セザル費用ニシテ繰替拂ヲ爲シタルモノハ其ノ繰替拂ヲ爲シタル日ノ屬スル年度、其ノ他ノモノハ小切手ヲ振出シタル日ノ屬スル年度

第二節 國庫金ノ出納

第三條 日本銀行ハ本令ニ依ルノ外大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ國庫金出納ノ事務ヲ取扱フベシ

日本銀行ニ於テ受入レタル國庫金ハ政府預金トシ其ノ種別及受拂ニ關スル事項ハ大藏大臣之ヲ定ム

第四條 政府預金ニハ大藏大臣ノ特ニ定ムルモノニ限り相當ノ利子ヲ附セシム

第五條 毎年度所屬歳入金ヲ日本銀行ニ於テ受入ルルハ翌年度四月三十日限トス但シ左ニ掲グルノ場合ニ於テハ翌年

- 度五月三十一日迄之ガ受入ヲ爲スコトヲ得
 - 一 出納官吏ヨリ其ノ領收シタル歳入金ノ拂込アリタルトキ
 - 二 市町村又ハ之ニ準ズベキモノヨリ其ノ收納シタル歳入金ノ送付アリタルトキ
 - 三 國庫内ニ於テ移換ニ依ル歳入金ノ受入ヲ爲ストキ
- 毎年度所屬歳出金ヲ日本銀行ニ於テ支拂フハ翌年度五月三十一日限トス

第二章 豫算

第一節 總豫算

- 第六條 大藏大臣ハ歳入ノ景況ヲ調査シ各省ノ豫定經費要求書ニ基キ歳入歳出總豫算ヲ調製スベシ
- 總豫算ニハ歳計全體ニ關スル説明ヲ附スベシ
- 第七條 歳入豫算ハ經常臨時共ニ款項ニ区分シテ調製シ成ルベク歳入ノ性質ヲ明ニスベシ
- 第八條 歳出豫算ハ經常臨時共ニ款項ニ区分シテ調製シ成ルベク經費ノ目的ヲ明ニスベシ
- 第九條 歳入歳出總豫算款項ノ区分ハ大藏大臣之ヲ定ム

第二節 歳入豫算明細書

- 第十條 大藏大臣ハ毎年度歳入ノ豫定高ヲ算定シ前年度ノ豫算額ト比較ヲ爲シ歳入豫算明細書ヲ調製スベシ
- 歳入豫算明細書ハ經常臨時共ニ款項ニ区分シ更ニ各項ノ金額ヲ各目ニ区分シ各項毎ニ増減ノ事由及計算ノ基ク所ヲ示スベシ

第三節 豫定經費要求書

- 第十一條 各省大臣ハ毎年度其ノ所管經費ノ豫定高ヲ算定シ前年度ノ豫算額ト比較ヲ爲シ豫定經費要求書ヲ調製シ前年度九月三十日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スベシ
- 第十二條 各省ノ豫定經費要求書ハ經常臨時共ニ款項ニ区分シ各項中所要ノ金額ヲ各目ニ区分シ必要ノ場合ニ於テハ

更ニ之ヲ細分シ經費所要ノ理由及計算ノ基ク所ヲ示スベシ

目ノ区分ハ各省大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

- 第十三條 各省ノ豫定經費要求書ニハ各省所管經費全體ニ關スル説明及各款各項ノ説明ヲ附スベシ

第四節 支拂豫算

- 第十四條 各省大臣ハ毎年度決定ノ豫算定額ニ基キ支出官毎ニ所要ノ費額ヲ定メ支拂豫算ヲ調製シ之ヲ大藏大臣及會計検査院ニ送付スベシ

支拂豫算ハ各款各項ノ金額ヲ示スベシ

- 第十五條 支拂豫算ヲ更定シタルトキハ其ノ計算書ヲ大藏大臣及會計検査院ニ送付スベシ

- 第十六條 大藏大臣支拂豫算又ハ其ノ更定計算書ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ヲ日本銀行ニ通知スベシ

第五節 豫備金支出

- 第十七條 豫備金ハ大藏大臣之ヲ管理ス

- 第十八條 第一豫備金ヲ以テ補充シ得ベキ費途ハ毎年度豫メ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

- 第十九條 各省大臣第一豫備金ノ支出ヲ要スルトキハ金額、理由及計算ノ基ク所ヲ明ニシタル要求書ヲ調製シ大藏大臣ノ承認ヲ經ベシ

- 第二十條 大藏大臣第一豫備金ノ支出ヲ承認シタルトキハ之ヲ會計検査院ニ通知スベシ

- 第二十一條 各省大臣第二豫備金ノ支出ヲ要スルトキハ金額、理由及計算ノ基ク所ヲ明ニシタル要求書ヲ調製シ之ヲ大藏大臣ニ送付スベシ

- 第二十二條 大藏大臣ハ前條ノ要求書ヲ調査シ意見ヲ附シテ勅裁ヲ請フベシ

- 第二十三條 第二豫備金支出ノ勅裁アリタルトキハ大藏大臣ハ金額、理由及計算ノ基ク所ヲ明ニシタル書類ヲ添ヘ之ヲ會計検査院ニ通知シ且其ノ事項及金額ヲ官報ニ掲載スベシ

第二十四條 第一豫備金ヲ以テ補充シタル金額ハ各省大臣其ノ計算書ヲ調製シ各費途毎ニ説明ヲ附シ翌年度八月三十一日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スベシ

大藏大臣ハ第一豫備金支出ノ總計算書ヲ調製シ之ニ説明ヲ附シ各省大臣ヨリ送付シタル豫備金支出ノ計算書ト共ニ帝國議會ニ提出スルノ手續ヲ爲スベシ

第二十五條 第二豫備金ヲ以テ支辨シタル金額ハ各省大臣其ノ調書ヲ調製シ各費途毎ニ説明ヲ附シ毎年度帝國議會常會ノ開會後直ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スベシ

大藏大臣ハ第二豫備金支出ノ總調書ヲ調製シ之ニ説明ヲ附シ各省大臣ヨリ送付シタル豫備金支出ノ調書ト共ニ帝國議會ニ提出スルノ手續ヲ爲スベシ

第六節 翌年度ニ亙ル契約

第二十六條 各省大臣災害事變其ノ他避クベカラザル事由ノ爲會計法第十一條第一項ノ規定ニ依リ翌年度ニ亙ル契約ヲ結ブノ必要アリト認ムルトキハ金額、理由及計算ノ基ク所ヲ明ニシタル要求書ヲ調製シ大藏大臣ノ承認ヲ經ベシ

第二十七條 大藏大臣前條ノ承認ヲ爲シタルトキハ金額、理由及計算ノ基ク所ヲ明ニシタル書類ヲ添ヘ之ヲ會計検査院ニ通知スベシ

第三章 收 入

第一節 徵 收

第二十八條 歳入徵收官ハ法律又ハ勅令ニ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外各省大臣ノ定ムル各廳ノ長ヲ以テ之ニ充ツ但シ各省大臣必要アリト認ムルトキハ大藏大臣ト協議シテ特令ヲ設クルコトヲ得

歳入徵收官必要アリト認ムルトキハ他ノ官吏ヲシテ其ノ徵收事務ノ一部ヲ分掌セシムルコトヲ得

第二十九條 支出済ト爲リタル歳出ノ返納金ヲ歳入ニ組入レムトスル場合ニ於テハ該經費ヲ支出シタル支出官之ガ歳入徵收官トシテ徵收ノ手續ヲ爲スベシ

第三十條 歳入徵收官租稅其ノ他ノ歳入ヲ徵入セムトスルトキハ法令ニ違フコトナキカ、所屬年度及歳入科目ヲ誤ルコトナキカヲ調査シ之ヲ決定スベシ

第三十一條 歳入徵收官前條ノ決定ヲ爲シタルトキハ納人ニ對シ其ノ納付スベキ金額、期日及場所ヲ記載シタル書面ヲ以テ納入ノ告知ヲ爲スベシ但シ出納官吏又ハ出納員ニ即納セシムル場合ハ口頭ヲ以テ納入ノ告知ヲ爲スコトヲ得

第三十二條 納期ノ一定シタル收入ニシテ納期所屬ノ年度ニ於テ納入ノ告知書ヲ發セザルモノハ總テ納入ノ告知書ヲ發シタル年度ノ歳入ニ組入ルベシ

第二節 收 納

第三十三條 出納官吏又ハ出納員租稅其ノ他ノ歳入金ヲ收納シタルトキハ領收證書ヲ納人ニ交付スベシ此ノ場合ニ於テハ出納官吏收納済ノ旨ヲ歳入徵收官ニ報告スベシ

第三十四條 出納官吏又ハ出納員ノ收納シタル現金ハ出納官吏之ヲ日本銀行ニ拂込ムベシ

第三十五條 日本銀行ニ於テ歳入金ヲ收納シ又ハ歳入金ノ拂込ヲ受ケタルトキハ領收證書ヲ納人又ハ拂込人ニ交付シ領收済ノ旨ヲ歳入徵收官ニ報告スベシ

第三十六條 毎年度所屬歳入金ヲ出納官吏又ハ出納員ニ於テ收納スルハ翌年度四月三十日限トス

第三節 報 告

第三十七條 歳入徵收官ハ毎月徵收報告書ヲ調製シ参照書類ヲ添ヘ之ヲ歳入事務管理廳ニ送付スベシ

第三十八條 歳入事務管理廳ハ徵收報告書ニ依リ毎月徵收總報告書ヲ調製シ参照書類ヲ添ヘ其ノ翌月中ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スベシ

第四章 支 出

第一節 總 則

第三十九條 勅令ヲ以テ指定シタル費途ニ對シテハ大藏大臣ノ承認ヲ經ルニ非ザレバ之ニ他ノ費途ノ金額ヲ流用スル

コトヲ得ズ

大藏大臣前項ノ承認ヲ爲シタルトキハ之ヲ會計検査院ニ通知スベシ

第四十條 豫備金ヲ以テ補充シ得ベキ費途及豫備金ヲ以テ支辨スル費途ノ金額ハ他ノ費途ニ流用スルコトヲ得ズ

第四十一條 各省大臣他ノ官吏ヲシテ其ノ所管定額ノ支出ヲ爲サシメムトスルトキハ支拂豫算ヲ定メテ之ヲ委任スベシ

第四十二條 支出官ニ事故アルトキハ各省大臣ハ臨時他ノ官吏ヲシテ其ノ事務ヲ代理セシムルコトヲ得

第四十三條 本章ノ規定ハ小切手法ノ適用ヲ妨グズ

第二節 小切手ノ振出

第四十四條 支出官ハ小切手振出前其ノ經費ハ豫算ノ目的ニ違フコトナキカヲ調査シ該經費ノ金額ヲ算定シ且該經費

ハ支拂豫算額ニ超過スルコトナキカ、所屬年度及支出科目ヲ誤ルコトナキカヲ調査スベシ

第四十五條 支出官ハ其ノ振出ス小切手ニ受取人ノ氏名、金額、年度、支出科目、番號其ノ他必要ナル事項ヲ記載スベシ

第四十六條 小切手ハ一項毎ニ之ヲ振出スベシ

第四十七條 支出官ノ振出ス小切手ハ大藏大臣ノ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ記名式持參人拂ト爲スベシ

第四十八條 支出官隔地ノ債主ニ支拂ヲ要スルトキハ支拂場所ヲ指定シ日本銀行ニ之ガ資金ヲ交付シ其ノ旨ヲ債主ニ

通知スベシ

前項ノ規定ハ隔地ノ出納官吏ニ資金ヲ交付スル場合ニ之ヲ準用ス

第四十九條 支出官小切手ヲ振出シタルトキハ其ノ都度之ヲ日本銀行ニ通知スベシ

第五十條 毎年度ニ屬スル經費ヲ精算シテ小切手ヲ振出スハ翌年度四月三十日限トス但シ國庫内ニ於ケル移換ノ爲ニ

スル支出又ハ會計法第十九條ノ規定ニ依リ歳出金ニ繰替使用シタル現金補填ノ爲ニスル支出ニ付テハ翌年度五月三十一日迄小切手ヲ振出スコトヲ得

第三節 支 拂

第五十一條 小切手ノ呈示アリタルトキハ日本銀行ハ其ノ小切手ガ法令ニ違フコトナキカ、券面金額ガ支拂豫算各項

定額ノ殘高ニ超過スルコトナキカヲ調査シ之ガ支拂ヲ爲スベシ

前項ノ小切手ニシテ其ノ振出日附ヨリ十日ヲ經過シタルモノト雖一年ヲ經過セザル場合ニ於テハ之ガ支拂ヲ爲スベシ

第五十二條 日本銀行第四十八條ノ規定ニ依リ資金ノ交付ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ小切手ノ振出日附ヨリ一年ヲ經

過シタルトキハ債主又ハ出納官吏ニ對シ之ガ支拂ヲ爲スコトヲ得ズ

第五十三條 毎年度小切手振出濟金額中翌年度五月三十一日迄ニ支拂ヲ了セザル金額ニ相當スル資金ハ會計法第二十

六條ノ歳計剩餘ニ組入レズ之ヲ繰越整理スベシ

第五十四條 前條ノ規定ニ依リ繰越シタル資金中小切手振出日附ヨリ一年ヲ經過シ未ダ其ノ支拂ヲ了セザル金額ニ相

當スルモノハ之ヲ其ノ期間滿了ノ日ノ屬スル年度ノ歳入ニ組入ルベシ

前項ノ規定ハ日本銀行第五十二條ノ場合ニ於テ支拂ヲ了セザル金額ニ相當スル資金ノ返納ニ付テ之ヲ準用ス

第五十五條 支出官小切手ノ所持人ヨリ償還ノ請求ヲ受ケタル場合ニ於テハ之ヲ調査シ償還スベキモノト認ムルトキ

ハ事由ヲ具シ證據書類ヲ添ヘ之ヲ所管大臣ニ提出シ所管大臣ハ審査ノ上之ガ支拂ヲ大藏大臣ニ請求スベシ

第五十六條 前條ノ規定ハ支出官第五十二條ノ場合ニ於テ其ノ支拂ヲ受ケザル債主又ハ出納官吏ヨリ更ニ支拂ノ請求

ヲ受ケタル場合之ヲ準用ス

第四節 資金前渡、前金拂、概算拂及渡切經費

第五十七條 會計法第十七條ノ規定ニ依リ主任ノ官吏ヲシテ現金支拂ヲ爲サシムル爲其ノ資金ヲ當該官吏ニ前渡スル

ハ左ニ掲グル經費ニ限ル

- 一 陸軍ノ軍隊、學校及病院並海軍ノ部隊、學校、病院及艦船ニ屬スル經費

- 二 陸海軍ノ行軍又ハ演習ニ要スル經費
 - 三 陸軍ニ於テ馬匹又ハ糧秣ヲ生産者ヨリ直接購入スル場合ニ要スル經費
 - 四 官船ニ屬スル經費
 - 五 外國ニ於テ支拂ヲ爲ス經費
 - 六 運輸通信ノ不便ナル地方ニ於テ支拂ヲ爲ス經費
 - 七 廳中常用ノ雜費及旅費但シ一年ノ總額五千圓ヲ超ユルコトヲ得ス
 - 八 場所ノ一定セザル事務所ノ經費
 - 九 各廳直管ノ工事、製造又ハ造林ニ要スル經費但シ一主任官ニ付常時五萬圓ヲ超ユルコトヲ得ズ
 - 十 監獄作業賞與金
 - 十一 囚人及刑事被告人押送費
 - 十二 證人、鑑定人、通事又ハ參考人ニ支給スル旅費其ノ他ノ給與
- 第五十八條** 前條ノ規定ニ依リ資金ヲ前渡スルハ左ノ區分ニ依ル
- 一 常時ノ費用ニ係ルモノハ每一月分以内ノ費額ヲ豫定シテ交付スヘシ但シ外國ニ於テ支拂ヲ爲ス經費、運輸通信ノ不便ナル地方ニ於テ支拂ヲ爲ス經費又ハ支拂場所ノ一定セザル經費ハ事務ノ必要ニ依リ六月分以内ヲ交付スルコトヲ得
 - 二 隨時ノ費用ニ係ルモノハ所要ノ費額ヲ豫定シ事務上差支ナキ限り成ルベク分割シテ交付スベシ
- 第五十九條** 會計法第二十一條ノ規定ニ依リ前金拂ヲ爲シ得ルハ左ニ掲グル經費ニ限ル但シ第九號乃至第十三號ニ掲グル經費ニ付テハ所管大臣大藏大臣ト協議スルコトヲ要ス
- 一 軍艦、兵器又ハ彈藥ノ代價
 - 二 外國ヨリ直接購入スル機械又ハ圖書ノ代價

- 三 朝鮮、臺灣、樺太、關東州又ハ南洋群島内ニ居住スル者ニ支給スル徴兵旅費
 - 四 運賃
 - 五 外國ニ於テ支拂ヲ要スル土地又ハ家屋ノ借料及公課
 - 六 政府ノ買収又ハ收用ニ係ル土地ノ上ニ存スル物件ノ移轉料
 - 七 官公署ニ對シ支拂フベキ經費
 - 八 外國ニ於テ研究又ハ調査ニ從事スル者ニ支給スル學資金其ノ他ノ給與
 - 九 交通至難ノ場所ニ勤務スル者又ハ艦船乗組ノ者ニ支給スル俸給其ノ他ノ給與
 - 十 軍人、軍屬及陸海軍ノ職工ニ支給スル旅費
 - 十一 外國在勤陸軍武官ニ支給スル俸給其ノ他ノ給與
 - 十二 補助金
 - 十三 諸謝金
- 第六十條** 會計法第二十一條ノ規定ニ依リ概算拂ヲ爲シ得ルハ左ニ掲グル經費ニ限ル但シ第三號ニ掲グル經費ニ付テハ所管大臣大藏大臣ト協議スルコトヲ要ス
- 一 旅費
 - 二 官公署ニ對シ支拂フベキ經費
 - 三 補助金又ハ補給金
- 第六十一條** 會計法第二十二條ノ規定ニ依リ事務費ノ全部又ハ一部ヲ主務官吏ニ對シ渡切ヲ以テ支給シ得ルハ左ニ掲グル官署ノ經費ニ限ル
- 一 在外各廳
 - 二 遞信官署

三 區裁判所出張所
 四 朝鮮、臺灣、樺太、關東州及南洋羣島ニ於ケル官署
 前項ノ官署ノ種類、渡切ト爲スベキ歳出科目及支給方法ハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

第五節 繰替拂

第六十二條 各省大臣ハ左ニ掲グル經費ノ支拂ヲ爲サシムル爲出納官吏ヲシテ其ノ保管ニ係ル前渡ノ資金ヲ繰替使用セシムルコトヲ得但シ第四號ニ掲グル經費ニ繰替使用スベキ資金ハ艦船經費繰替金ニ限ル

一 旅費

二 埋葬費

三 在外公館ニ於ケル難民貸與金

四 海軍省所管艦船經費

第六十三條 所管大臣ハ左ニ掲グル官署ノ出納官吏又ハ出納員ヲシテ其ノ取扱ニ係ル歳入金、歳出金及歳入歳出外現金ヲ交互ニ繰替使用セシムルコトヲ得

一 鐵道官署

二 逓信官署

前項ノ規定ニ依ル現金ノ繰替使用ニ關スル手續ハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

第六節 年度開始前支出

第六十四條 各省大臣ハ資金前渡ヲ爲シ得ル經費ニ限リ必要已ムヲ得ザル場合ニ於テハ當該年度開始前之ガ資金ヲ交付スルコトヲ得

第六十五條 前條ノ場合ニ於テハ各省大臣其ノ前渡ヲ要スル經費ヲ算定シ計算書ヲ調製シ之ヲ大藏大臣及會計検査院ニ送付スベシ

大藏大臣前項ノ計算書ヲ送付ヲ受ケタルトキハ審査ノ上之ヲ日本銀行ニ通知スベシ

第七節 報告

第六十六條 支出官ハ毎月支出濟額報告書ヲ調製シ之ヲ所管大臣ニ送付スベシ

第六十七條 所管大臣ハ支出濟額報告書ニ依リ毎月支出濟總報告書ヲ調製シ支出濟額報告書ヲ添ヘ其ノ翌月中ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スベシ

第五章 決算

第一節 總決算

第六十八條 歳入歳出總決算ハ總豫算ト同一ノ区分ニ依リ大藏大臣之ヲ調製スベシ

第六十九條 大藏大臣ハ總決算ニ歳入決算明細書各省決算報告書及國債計算書ヲ添ヘ會計検査院ニ送付ノ手續ヲ爲スベシ

第二節 歳入決算明細書、各省決算報告書及收入支出計算書

第七十條 大藏大臣ハ歳入豫算明細書ト同一ノ区分ニ依リ歳入決算明細書ヲ調製シ各項毎ニ豫算ニ對スル増減ノ事由ヲ説明スベシ

第七十一條 歳入事務管理廳ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ毎年度收入濟歳入額ニ付豫算ニ對スル増減計算書ヲ調製シ翌年度七月三十一日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スベシ

第七十二條 各省大臣ハ各省豫定經費要求書ト同一ノ区分ニ依リ其ノ省所管ニ屬スル經費ノ決算報告書ヲ調製シ翌年度七月三十一日ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スベシ

第七十三條 歳入徴收官ハ會計検査院ニ證明ノ爲歳入徴收額計算書ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ其ノ歳入事務管理廳ニ送付シ歳入事務管理廳ハ之ヲ會計検査院ニ送付スベシ

第七十四條 支出官ハ會計検査院ノ證明ノ爲支出計算書ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ其ノ所管大臣ニ送付シ所管大臣ハ之

ヲ會計検査院ニ送付スベシ
第七十五條 前二條ノ計算書ハ歳入事務管理廳又ハ所管大臣ヨリ特ニ委任ヲ受ケタル官吏ヲシテ直ニ之ヲ會計検査院ニ送付セシムルコトヲ得

第三節 國債計算書

第七十六條 國債計算書ハ大藏大臣之ヲ調製スベシ
第七十七條 國債計算書ニハ左ニ掲グル事項ヲ示スベシ

- 一 當該年度末日ニ於ケル國債ノ種類及現在高ヲ示ス計算
- 二 當該年度ニ於テ償還シ及支拂ヒタル各種國債ノ元高及利子ノ計算
- 三 最近五年度間ニ於ケル各種國債増減ノ情況ヲ示ス計算

第六章 定額繰越及定額戻入

第一節 定額繰越

第七十八條 各省大臣會計法第二十七條及第二十八條ノ規定ニ依リ定額ノ繰越ヲ要スルトキハ翌年度四月三十日迄ニ繰越計算書ヲ調製シ各事件毎ニ其ノ事由ヲ示シ大藏大臣ノ承認ヲ求ムベシ
繰越計算書ハ歳出豫算ト同一ノ区分ニ依リ調製シ左ニ掲グル事項ヲ示スベシ

- 一 繰越ヲ要スル項ノ定額
- 二 定額中支出済ト爲リタル額及當該年度所屬トシテ支出スベキ額
- 三 定額中翌年度ニ繰越ヲ要スル額
- 四 定額中不要ト爲ルベキ額

第七十九條 會計法第二十七條ノ規定ニ依リ繰越ヲ爲サムトスルトキハ豫算ニ於テ明許シタル場合ヲ除クノ外前條ノ繰越計算書ニ契約書ノ寫其ノ他ノ参照書類ヲ添附スベシ

第八十條 大藏大臣各省定額ノ繰越ヲ承認シタルトキハ繰越計算書ノ寫ヲ添ヘ之ヲ會計検査院ニ通知スベシ

第二節 定額戻入

第八十一條 支出済ト爲リタル歳出ノ返納金ハ其ノ支拂ヒタル經費ノ定額ニ之ヲ戻入ルルコトヲ得但シ重大ナル過失ニ因リ誤拂過渡ト爲リタル金額ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第八十二條 支出官前條ノ規定ニ依リ定額ニ戻入レムトスルトキハ返納人ヲシテ其ノ金額ヲ返納セシムベシ

第八十三條 日本銀行ニ於テ前條ノ返納金ヲ領收シタルトキハ之ニ相當スル金額ヲ支拂豫算定額ニ戻入ノ記帳ヲ爲シ其ノ旨ヲ支出官ニ通知スベシ

第八十四條 毎年度ニ屬スル定額戻入ヲ爲スハ翌年度四月三十日限トス

第七章 契約

第一節 總則

第八十五條 各省大臣又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏契約ヲ爲サムトスルトキハ契約ノ目的、履行期限、保證金額、契約違反ノ場合ニ於ケル保證金ノ處分、危險ノ負擔其ノ他必要ナル事項ヲ詳細ニ記載シタル契約書ヲ作成スベシ

第八十六條 契約書ニハ當該官吏記名捺印スルコトヲ要ス

第八十七條 各省大臣ハ左ニ掲グル場合ニ於テハ第八十五條ニ規定スル契約書ノ作成ヲ省略スルコトヲ得但シ第五號ノ場合ニ於テハ大藏大臣ト協議スルコトヲ要ス

- 一 三千圓ヲ超エザル指名競争契約又ハ隨意契約ヲ爲ストキ
- 二 外國ニ於テ五千圓ヲ超エザル指名競争契約又ハ隨意契約ヲ爲ストキ
- 三 雜賣ニ付スルトキ
- 四 物品賣拂ノ場合ニ於テ買受人直ニ代金ヲ納付シ其ノ物品ヲ引取ルトキ
- 五 第一號及第二號以外ノ隨意契約ニ付各省大臣契約書ヲ作成スルノ必要ナシト認ムルトキ

第八十八條 政府ト契約ヲ結バムトスル者ハ現金又ハ國債ヲ以テ契約金額百分ノ十以上ノ保證金ヲ納ムベシ
指名競争ニ付シ又ハ隨意契約ニ依ル場合ニ於テハ各省大臣ハ保證金ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトヲ得前條第三號
及第四號ノ場合亦同ジ

第八十九條 契約者其ノ義務ヲ履行セザルトキハ契約ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外保證金ハ政府ノ所得トス

第九十條 政府ニ屬スル財産ノ賣拂ヲ爲ストキハ法律勅令ニ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外其ノ引渡前又ハ移轉ノ登
記若ハ登錄前其ノ代金ヲ完納セシムベシ

第九十一條 財産ノ貸付料ハ法律勅令ニ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外之ヲ前納セシムベシ但シ貸付期間ノ長期ニ涉
ルモノニ付テハ毎年定期ニ之ヲ納付セシムルコトヲ得

第九十二條 各省大臣三千圓ヲ超ユル工事、製造又ハ物件ノ買入ニ付テハ竣功又ハ完納ノ後之ヲ監督又ハ検査シタル
官吏又ハ技術者ヲシテ其ノ調書ヲ作成セシムベシ

契約ニ依リ工事若ハ製造ノ既済部分又ハ物件ノ既済部分ニ對シ完済前又ハ完納前ニ代價ノ一部分ヲ支拂ハムトスル
トキハ各省大臣ハ特ニ検査ノ官吏又ハ技術者ヲ命ジ事實ヲ測定シテ其ノ調書ヲ作成セシムベシ

前各項ノ調書ニ依ルニ非ザレバ支拂ヲ爲スコトヲ得ズ

第九十三條 前條第二項ノ支拂ヲ爲サムトスルトキハ工事又ハ製造ニ付テハ其ノ既済部分ニ對スル代價ノ十分ノ九、
物件ノ買入ニ付テハ其ノ既済部分ニ對スル代價ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ個々ニ分立シ得ベキ性質ノ工事又ハ製造ニ
於ケル各箇ノ完済部分ニ對シテハ其ノ代價ノ全額迄ヲ支拂フコトヲ得

第九十四條 前二條ノ規定ハ工事又ハ製造以外ノ請負契約ノ全部又ハ一部ノ履行ニ對シ支拂ヲ爲サムトスル場合ニ之
ヲ準用ス

第九十五條 本章ニ定ムルモノノ外契約ニ關シ必要ナル事項ハ大藏大臣之ヲ定ム

第二節 一般競争契約

第九十六條 一般ノ競争ニ加ラムトスル者ニ必要ナル資格ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依ル

第九十七條 各省大臣ハ左ノ各號ノ一ニ該當スト認メタル者ヲ爾後二年間競争ニ加ラシメザルコトヲ得之ヲ代理人、
支配人、番頭、手代又ハ技術者トシテ使用シタル者亦同ジ

一 契約ヲ履行スルニ當リ故意ニ工事、製造又ハ物件ヲ粗雑ニシ又ハ其ノ品質數量ニ關シ欺罔ノ行爲アリタル者

二 競争ニ際シ不當ニ價格ヲ競上ゲ又ハ競下グル目的ヲ以テ連合ヲ爲シタル者

三 競争ノ加入ヲ妨害シ又ハ競落者ノ契約締結若ハ契約ノ履行ヲ妨害シタル者

四 検査監督ニ際シ掛員ノ職務執行ヲ妨ゲタル者

五 正當ノ理由ナクシテ契約ヲ履行セザリシ者

六 前各號ノ一ニ該當スト認メラレタル後二年ヲ經過セザル者ヲ契約ニ際シ代理人、支配人、番頭、手代又ハ技術
者トシテ使用スル者

第九十八條 各省大臣ハ前條ノ規定ニ該當スル者ヲ入札代理人トシテ使用スル者ヲ競争ニ加ラシメザルコトヲ得

第九十九條 競争ニ加ラムトスル者ハ現金又ハ國債ヲ以テ見積金額百分ノ五以上ノ保證金ヲ納ムベシ

第一百條 競落者契約ヲ結バザルトキハ保證金ハ政府ノ所得トス

第一百一條 競争ハ第九九條ニ規定スル場合ヲ除クノ外總テ入札ノ方法ヲ以テ之ヲ行フベシ

第一百二條 入札ノ方法ニ依リ競争ニ付セムトスルトキハ其ノ入札期日ノ前日ヨリ起算シ少クトモ十日前ニ官報、新聞
紙、揭示其ノ他ノ方法ヲ以テ公告スベシ但シ急ヲ要スル場合ニ於テハ其ノ期間ヲ五日迄ニ短縮スルコトヲ得

第一百三條 前條ノ公告ニハ左ニ掲グル事項ヲ示スベシ

一 競争入札ニ付スル事項

二 契約條項ヲ示ス場所

三 競争執行ノ場所及日時

四 入札ノ保證金額

第四百四條 各省大臣又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏ハ其ノ競争入札ニ付スル事項ノ價格ヲ豫定シ其ノ豫定價格ヲ封書トシ開札ノトキ之ヲ開札場所ニ置クベシ

第四百五條 開札ハ公告ニ示シタル場所、日時ニ入札者ノ面前ニ於テ之ヲ行フベシ但シ入札者ニシテ出席セザル者アルトキハ入札ニ關係ナキ官吏ヲシテ開札ニ立會ハシムベシ

入札者ハ一旦提出シタル入札書ノ引換、變更又ハ取消ヲ爲スコトヲ得ズ

競争加入ノ資格ナキ者ノ爲シタル入札又ハ入札ニ關スル條件ニ違反シタル入札ハ無効トス

第四百六條 開札ノ場合ニ於テ各人ノ入札中第四百四條ノ規定ニ依リ豫定シタル價格ノ制限ニ達シタルモノナキトキハ直ニ再度ノ入札ヲ爲サシムルコトヲ得

第四百七條 落札ト爲ルベキ同價ノ入札ヲ爲シタル者二人以上アルトキハ直ニ抽籤ヲ以テ落札者ヲ定ムベシ

前項ノ場合ニ於テ當該入札者中出席セザル者又ハ抽籤ヲ爲サザル者アルトキハ入札ニ關係ナキ官吏ヲシテ之ニ代リ抽籤ヲ爲サシムベシ

第四百八條 入札者若ハ落札者ナキ場合又ハ落札者契約ヲ結バザル場合ニ於テ更ニ入札ニ付セムトスルトキハ第二百二條ノ期間ハ五日迄ニ之ヲ短縮スルコトヲ得

第四百九條 各省大臣勅諭ノ賣拂ニ付特別ノ事由ニ因リ必要アリト認ムル場合ニ於テハ大藏大臣ト協議シ本節ノ規定ニ準ジ賣賣ニ付スルコトヲ得

第三節 指名競争契約

第一百十條 會計法第三十一條第二項ノ規定ニ依ルノ外左ニ掲グル場合ニ於テハ指名競争ニ付スルコトヲ得

一 契約ノ性質又ハ目的ニ依リ競争ニ加ルベキ者少數ニシテ一般ノ競争ニ付スルノ必要ナキトキ

二 一萬圓ヲ超エザル工事若ハ製造ヲ爲サシメ又ハ五千圓ヲ超エザル財産ノ買入ヲ爲ストキ

三 賃借料年額又ハ總額三千圓ヲ超エザル物件ノ借入ヲ爲ストキ

四 豫定賃借料年額又ハ總額千圓ヲ超エザル物件ノ貸付ヲ爲ストキ

五 豫定代價二千圓ヲ超エザル財産ノ賣拂ヲ爲ストキ

六 前四號以外ノ契約ニシテ其ノ金額四千圓ヲ超エザルトキ

隨意契約ニ依ルコトヲ得ベキ場合ニ於テハ指名競争ニ付スルコトヲ妨ゲズ

第一百十一條 指名競争ニ付セムトスルトキハ成ルベク五人以上ノ入札者ヲ指定スベシ

前項ノ場合ニ於テハ第三百三條ニ規定シタル事項ヲ各入札者ニ通知スベシ

第一百十二條 各省大臣會計法第三十一條第二項ノ規定ニ依リ指名競争ニ付シテ契約ヲ結ビタルトキハ事由ヲ詳具シ直ニ之ヲ會計検査院ニ通知スベシ

第一百十三條 第九十七條乃至第一百一條、第一百四條乃至第一百七條ノ規定ハ指名競争契約ノ場合ニ之ヲ準用ス各省大臣必要ナシト認ムル場合ニ於テハ第九十九條ノ保證金ハ之ヲ免除スルコトヲ得

第四節 隨意契約

第一百十四條 會計法第三十一條第二項ノ規定ニ依ルノ外左ニ掲グル場合ニ於テハ隨意契約スルコトヲ得

一 契約ノ性質又ハ目的ガ競争ヲ許サザルトキ

二 急迫ノ際競争ニ付スルノ暇ナキトキ

三 政府ノ行爲ヲ秘密ニスルノ必要アルトキ

四 五千圓ヲ超エザル工事若ハ製造ヲ爲サシメ又ハ三千圓ヲ超エザル財産ノ買入ヲ爲ストキ

五 賃借料年額又ハ總額千五百圓ヲ超エザル物件ノ借入ヲ爲ストキ

六 豫定賃借料年額又ハ總額五百圓ヲ超エザル物件ノ貸付ヲ爲ストキ

七 豫定代價千圓ヲ超エザル財産ノ賣拂ヲ爲ストキ

- 八 前四號以外ノ契約ニシテ其ノ金額二千圓ヲ超エザルトキ
 - 九 勞力ノ供給ヲ請負ハシムルトキ
 - 十 運送又ハ保管ヲ爲サシムルトキ
 - 十一 官廳相互間ニ於テ契約ヲ爲ストキ
 - 十二 農工場、學校、試験所、監獄其ノ他之ニ準ズベキモノノ生産又ハ製造ニ係ル物品ノ賣拂ヲ爲ストキ
 - 十三 法律勅令ノ規定ニ依リ財産ノ讓與又ハ無償貸付ヲ爲シ得ル者ニ其ノ財産ノ賣拂又ハ貸付ヲ爲ストキ
 - 十四 非常災害アリタル場合ニ於テ罹災者ニ政府ノ生産ニ係ル建築材料ノ賣拂ヲ爲ストキ
 - 十五 外國ニ於テ契約ヲ爲ストキ
 - 十六 道府縣市町村其ノ他ノ公法人、公益法人、産業組合又ハ慈善ノ爲ニ設立シタル教育所ヨリ直接ニ物件ノ買入又ハ借入ヲ爲ストキ
 - 十七 移住地域内ニ於ケル土木工事ヲ其ノ移住民ノ共同請負ニ付スルトキ
 - 十八 學術又ハ技藝ノ保護獎勵ノ爲之ニ必要ナル物件ノ賣拂又ハ貸付ヲ爲ストキ
 - 十九 産業又ハ拓殖事業ノ保護獎勵ノ爲之ニ必要ナル物件ノ賣拂若ハ貸付ヲ爲ストキ又ハ生産者ヨリ直接ニ其ノ生産若ハ製造ニ係ル物品ノ買入ヲ爲ストキ
 - 二十 公共用、公用又ハ公益事業ニ供スル爲必要ナル物件ヲ直接ニ公共團體又ハ起業者ニ賣拂又ハ貸付ヲ爲ストキ
 - 二十一 土地、建物、林野又ハ其ノ産物ヲ之ニ特別ノ緣故アル者ニ賣拂又ハ貸付ヲ爲ストキ
 - 二十二 事業經營上特ニ必要ナル物品ノ買入ヲ爲シ若ハ製造ヲ爲サシメ又ハ土地建物ノ借入ヲ爲ストキ
 - 二十三 法律勅令ノ規定ニ依リ問屋業者ニ販賣ヲ委託スルトキ又ハ之ヲシテ販賣ヲ爲サシムルトキ
- 前項第十九號乃至第二十三號ノ場合ニ於テハ所管大臣豫メ大藏大臣ト協議スルコトヲ要ス
前項ノ協議ヲ遂ゲタルトキハ大藏大臣直ニ之ヲ會計検査院ニ通知スベシ

- 第百十五條 競争ニ付スルモ入札者ナキトキ又ハ再度ノ入札ニ付スルモ落札者ナキトキハ隨意契約ニ依ルコトヲ得但シ保證金及期限ヲ除クノ外最初競争ニ付スルトキ定メタル價格其ノ他ノ條件ヲ變更スルコトヲ得ズ
- 第百十六條 落札者契約ヲ結バザルトキハ其ノ落札金額ノ制限内ニ於テ隨意契約ニ依ルコトヲ得但シ期限ヲ除クノ外最初競争ニ付スルトキ定メタル條件ヲ變更スルコトヲ得ズ
- 第百十七條 前二條ノ場合ニ於テ豫定價格又ハ落札金額ヲ分割計算シ得ル場合ニ限り該價格又ハ金額ノ制限内ニ於テ各目的ニ付之ヲ數人ニ分割シテ契約ヲ爲スコトヲ妨ゲズ
- 第百十八條 隨意契約ニ依ラムトスルトキハ成ルベク二人以上ヨリ見積書ヲ徴スベシ
- 第百十九條 各省大臣會計法第三十一條第二項ノ規定ニ依リ隨意契約ニ依リタル場合ニ於テハ事由ヲ詳具シ直ニ之ヲ會計検査院ニ通知スベシ

第八章 保管金及有價證券

- 第百二十條 政府ハ法律勅令ノ規定ニ依ルニ非ザレバ公有又ハ私有ノ現金又ハ有價證券ヲ保管セズ
- 第百二十一條 政府ノ保管ニ係ル現金ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ大藏省預金部ヲ預入ルベシ
- 第百二十二條 政府ノ所有又ハ保管ニ係ル有價證券ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ日本銀行ヲシテ之ガ取扱ヲ爲サシム
- 第百二十三條 政府ノ保管ニ係ル現金又ハ政府ノ所有若ハ保管ニ係ル有價證券ノ取扱手續ニ關シテハ法律勅令ニ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外大藏大臣之ヲ定ム

第九章 出納官吏

第一節 總 則

- 第百二十四條 本令ニ於テ出納官吏ト稱スルハ現金ノ出納保管ヲ掌ル官吏ヲ謂フ
- 第百二十五條 出納官吏ハ各省大臣又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏之ヲ命ズ
- 第百二十六條 各省大臣又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏必要アリト認ムルトキハ出納官吏ノ代理官又ハ分任官ヲ置クコ

トヲ得

前項ノ代理官ハ出納官吏ノ事務ノ全部ヲ代理シ分任官ハ其ノ一部ヲ分掌スルモノトス

第二百二十七條 所管大臣ハ會計法第三十七條ノ規定ニ依リ左ニ掲グル官署ノ事務員ヲシテ現金ノ出納保管ニ關スル事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

一 鐵道官署

二 遞信官署

前項ノ外特別ノ必要アル場合ニ於テハ各省大臣大藏大臣ト協議シ其ノ廳ノ事務員ヲシテ現金ノ出納保管ニ關スル事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

第二百二十八條 前條ノ規定ニ依リ現金ノ出納保管ニ關スル事務ノ分掌ヲ命ゼラレタル事務員ハ主任出納官吏又ハ分任出納官吏所屬ノ出納員トシテ其ノ事務ヲ取扱フベシ

第二百二十九條 出納員ノ領收シタル現金ハ之ヲ所屬出納官吏ニ拂込ムベシ但シ所管大臣ニ於テ必要アリト認ムルトキハ他ノ出納官吏又ハ出納員ニ交付セシムルコトヲ得

第二百三十條 出納官吏又ハ出納員其ノ保管ニ屬スル現金ヲ亡失シ又ハ其ノ行爲ニ因リ政府ニ損失ヲ生ゼシメタル場合ニ於テハ所管大臣ハ遲滞ナク之ヲ大藏大臣及會計検査院ニ通知スベシ

第二百三十一條 出納官吏及出納員ハ本令ニ定ムルモノヲ除クノ外大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ現金ノ出納保管ヲ爲スベシ

第二節 責任

第二百三十二條 出納官吏ハ其ノ責任ニ屬スル現金ノ出納保管ニ付單ニ自ラ事務ヲ執ラザルコトヲ理由トシテ其ノ責任ヲ免ルルコトヲ得ズ但シ其ノ代理官、分任官又ハ所屬出納員ノ行爲ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ハ出納員ノ責任ニ付テハ準用ス

第二百三十三條 代理出納官吏、分任出納官吏又ハ出納員ハ其ノ行爲ニ付會計法第三十五條ノ責任ヲ免ルルコトヲ得ズ

第二百三十四條 各省大臣ハ出納官吏又ハ出納員ノ行爲ニ因リ政府ニ損失ヲ生ゼシメタリト認ムル場合ニ於テハ會計検査院ノ判決前ト雖其ノ出納官吏又ハ出納員ニ對シ辨償ヲ命ズルコトヲ得

第二百三十五條 前條ノ場合ニ於テ其ノ辨償ヲ命ゼラレタル出納官吏又ハ出納員其ノ責ヲ免ルベキ理由アリト信ズルトキハ計算書ヲ調製シ證據書類ヲ添へ所管大臣ヲ經由シテ之ヲ會計検査院ニ送付シ其ノ判決ヲ求ムルコトヲ得

第三節 検査及證明

第二百三十六條 出納官吏ノ帳簿金櫃ハ毎年三月三十一日又ハ轉免、死亡、退職其ノ他異動アリタルトキ所管大臣検査員ヲ命ジテ之ヲ検査セシムベシ但シ臨時ニ資金ノ前渡ヲ受ケタル官吏ノ帳簿金櫃ハ定時ノ検査ヲ要セズ

大藏大臣又ハ各省大臣必要アリト認ムルトキハ臨時ニ検査員ヲ命ジテ出納官吏又ハ出納員ノ帳簿金櫃ヲ検査セシムベシ

第二百三十七條 前條ノ検査ヲ執行スルニ當リ當該出納官吏又ハ出納員事故ニ因リ自ラ検査ヲ受クルコト能ハザルトキハ其ノ代理者又ハ特ニ所管大臣ノ命ジタル官吏ニ於テ立會ヲ爲スベシ

第二百三十八條 出納官吏又ハ出納員ノ帳簿金櫃ヲ検査シタルトキハ檢定書二通ヲ作成シ検査員及當該出納官吏、出納員又ハ立會人之ニ記名捺印シ一通ハ當該出納官吏、出納員又ハ立會人ニ交付シ一通ハ所管大臣ニ提出スベシ

第二百三十九條 出納官吏又ハ出納員他ノ公金ノ出納ヲ兼掌スルトキハ金櫃ノ検査ヲ執行スル者ハ併セテ他ノ公金ノ検査ヲ行フベシ

第四百十條 租稅其ノ他ノ歳入金ヲ收納ヲ掌ル官吏ハ會計検査院ノ検査判決ヲ受クル爲出納計算書ヲ調製シ證據書類ヲ添へ歳入徵收官ヲ經由シテ之ヲ會計検査院ニ提出スベシ

- 第四百一十一條 資金ノ前渡ヲ受ケタル官吏ハ會計検査院ノ検査判決ヲ受クル爲出納計算書ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ支
出官ヲ經由シテ之ヲ會計検査院ニ提出スベシ
- 第四百一十二條 歳入歳出外現金ノ出納ヲ掌ル官吏ハ會計検査院ノ検査判決ヲ受クル爲出納計算書ヲ調製シ證憑書類ヲ
添ヘ所管大臣又ハ其ノ指定シタル官吏ヲ經由シテ之ヲ會計検査院ニ提出スベシ
- 第四百一十三條 第六十三條ノ規定ニ依リ現金ノ繰替使用ヲ爲ス官吏ハ會計検査院ノ検査判決ヲ受クル爲出納計算書ヲ
調製シ證憑書類ヲ添ヘ所管大臣又ハ其ノ指定シタル官吏ヲ經由シテ之ヲ會計検査院ニ提出スベシ
- 第四百一十四條 分任出納官吏ノ出納ハ總テ主任出納官吏ノ計算トシ出納員ノ出納ハ總テ所屬出納官吏ノ計算トシテ取
扱ヒ其ノ報告書及計算書ハ各別ニ提出スルコトヲ要セズ但シ所管大臣又ハ會計検査院ニ於テ必要アリト認ムルトキ
ハ特ニ分任出納官吏又ハ出納員ヲシテ報告書又ハ計算書ヲ提出セシムルコトアルベシ
- 第四百一十五條 出納官吏交替シタルトキハ其ノ在職期間ニ執行シタル出納ノ計算書ヲ調製シ第四百一十條乃至第四百十
三條ノ手續ヲ爲スベシ
- 第四百一十六條 出納官吏又ハ出納員死亡其ノ他ノ事故ニ因リ自ラ計算書ヲ調製スルコト能ハザルトキハ所管大臣ノ命
ジタル官吏ヲシテ之ヲ調製セシムベシ
- 出納官吏又ハ出納員定期内ニ計算書ヲ送付セザルトキハ所管大臣ハ他ノ官吏ニ命ジテ之ヲ調製セシムベシ
- 前二項ノ規定ニ依リ調製シタル計算書ハ出納官吏又ハ出納員ノ自ラ調製シタルモノト看做シ會計検査院ニ於テ検査
判決ヲ爲スベシ
- 第四百一十七條 出納官吏又ハ出納員ノ計算書ハ提出ノ後修正變更スルコトヲ得ズ
- 第十章 日本銀行ノ計算報告及出納證明
- 第四百一十八條 日本銀行ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ國庫金ノ出納報告書ヲ大藏大臣ニ提出スベシ
- 第四百一十九條 日本銀行ハ會計検査院ノ検査ヲ受クル爲國庫金ノ出納計算書ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ之ヲ大藏大臣ニ
送付スベシ

送付スベシ

- 日本銀行ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ國債ノ發行ニ依ル収入金、國債元利拂資金及隔地者拂資金ノ收支ヲ整理シ之
ヲ前項ノ計算書ニ掲記スベシ
- 大藏大臣ハ第一項ノ計算書ヲ調査シ之ヲ會計検査院ニ送付スベシ
- 第四百二十條 日本銀行ハ會計検査院ノ検査ヲ受クル爲政府ノ所有又ハ保管ニ係ル有價證券受拂計算書ヲ調製シ證憑書
類ヲ添ヘ之ヲ大藏大臣ニ送付スベシ
- 大藏大臣ハ前項ノ計算書ヲ調査シ會計検査院ニ送付スベシ
- 第四百二十一條 政府ノ爲ニ取扱フ現金又ハ有價證券ノ出納保管ニ關シ政府ニ損害ヲ與ヘタル場合ニ於ケル日本銀行ノ
賠償責任ニ付テハ民法及商法ニ依ル

第十一章 帳簿

- 第四百二十二條 大藏省ハ日記簿、原簿及補助簿ヲ備ヘ國庫金ノ出納ヲ登記スベシ
- 第四百二十三條 大藏省ハ歳入歳出ノ主計簿ヲ備ヘ歳入ノ豫算額、調定済額、収入済額、不納缺損額、不納缺損額及
收入未済額ヲ登記シ歳出主計簿ニハ歳出ノ豫算額、豫算決定後増加額、支出済額、翌年度繰越額及残額ヲ登記スベ
シ
- 第四百二十四條 歳入徴收官ハ徴收簿ヲ備ヘ歳入ノ調定済額、収入済額、不納缺損額及收入未済額ヲ登記スベシ
- 第四百二十五條 歳入事務管理廳ハ歳入簿ヲ備ヘ歳入ノ豫算額、調定済額、収入済額、不納缺損額及收入未済額ヲ登記
スベシ
- 第四百二十六條 支出官ハ支出簿ヲ備ヘ歳出ノ支拂豫算額、支出済額及支拂豫算残額ヲ登記スベシ
- 第四百二十七條 各省ハ歳出簿ヲ備ヘ歳出ノ豫算額、豫算決定後増加額、支出済額、翌年度繰越額及残額ヲ登記スベシ
- 第四百二十八條 出納官吏及出納員ハ現金出納簿ヲ備ヘ現金ノ出納ヲ登記スベシ

第一百五十九條 前七條ニ規定スル帳簿ノ様式及記入ノ方法ハ大藏大臣之ヲ定ム

第一百六十條 日本銀行ハ左ニ掲グル帳簿ヲ備ヘ政府ノ爲ニ取扱フ現金ノ出納又ハ有價證券ノ受拂ヲ登記スベシ

一 國庫金ノ出納ヲ登記スベキ帳簿

二 支拂豫算額及支拂濟額ヲ登記スベキ帳簿

三 國債ノ發行ニ依ル收入金ニ關スル出納ヲ登記スベキ帳簿

四 國債元利拂資金ノ出納ヲ登記スベキ帳簿

五 隔地拂資金ノ收支ヲ登記スベキ帳簿

六 有價證券ノ受拂ヲ登記スベキ帳簿

前項ノ帳簿ノ様式及記入ノ方法ハ大藏大臣ノ認可ヲ經テ日本銀行之ヲ定ム

第一百六十一條 大藏大臣ハ會計検査官立會ノ上毎年七月三十一日前年度ノ主計簿ヲ締切ルベシ

第十二章 雜 則

第一百六十二條 本令ニ依リ會計検査院ニ提出スル計算證明書類ノ様式及提出期限ニ付テハ會計検査院ノ定ムル所ニ依ルベシ

第一百六十三條 前條ノ計算證明書類ヲ除クノ外本令ニ規定スル書類ノ様式ハ大藏大臣之ヲ定ム

第一百六十四條 本令ニ依リ記名捺印ヲ要スル場合ニ於テハ外國ニ在リテハ署名ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第一百六十五條 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外收入及支出ニ關シ必要ナル事項ハ大藏大臣之ヲ定ム

附 則

第一百六十六條 本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一百六十七條 左ノ勅令ハ之ヲ廢止ス

仕拂命令委任規程

會計年度開始前現金支出規則

明治二十二年勅令第二百二十一號

金庫規則

明治二十三年勅令第二號

明治二十三年勅令第二十號

明治二十三年勅令第三十二號

明治二十三年勅令第三十五號

明治二十三年勅令第四號

明治二十三年勅令第九十三號

明治二十三年勅令第二百七十三號

明治二十三年勅令第二百九十五號

明治二十四年勅令第一號

明治二十四年勅令第二十四號

明治二十四年勅令第七十五號

明治二十四年勅令第六十三號

明治二十六年勅令第五十一號

明治二十六年勅令第七十號

明治二十六年勅令第二百二十八號

明治二十七年勅令第四十號

會計規則

- 明治二十七年勅令第七十六號
- 明治二十八年勅令第四百四號
- 明治二十九年勅令第五百十八號
- 明治二十九年勅令第二百四十號
- 明治二十九年勅令第二百六十八號
- 明治二十九年勅令第三百七十三號
- 明治三十年勅令第十五號
- 明治三十年勅令第二十一號
- 明治三十年勅令第五十八號
- 明治三十年勅令第二百二十七號
- 明治三十一年勅令第三十七號
- 明治三十一年勅令第三十八號
- 帝國大學資金並學校及圖書館資金所屬森林原野並產物特別處分規則
- 明治三十一年勅令第七十四號
- 明治三十二年勅令第二十五號
- 明治三十二年勅令第二百六號
- 明治三十二年勅令第二百二十九號
- 明治三十二年勅令第三百三號
- 明治三十二年勅令第三百六十三號
- 明治三十二年勅令第三百七十五號

- 明治三十二年勅令第四百十三號
- 明治三十二年勅令第四百二十四號
- 明治三十二年勅令第四百三十七號
- 明治三十三年勅令第三十九號
- 明治三十三年勅令第二百八十號
- 明治三十三年勅令第三百四十二號
- 明治三十三年勅令第四百八號
- 明治三十四年勅令第八號
- 明治三十四年勅令第二百二十號
- 明治三十五年勅令第二百五號
- 明治三十五年勅令第二百三十六號
- 明治三十六年勅令第二十三號
- 明治三十六年勅令第八十號
- 明治三十七年勅令第十號
- 明治三十七年勅令第十七號
- 明治三十七年勅令第五十四號
- 明治三十七年勅令第七十八號
- 明治三十七年勅令第二百十七號
- 明治三十八年勅令第二十二號
- 明治三十八年勅令第三十二號

會計規則

會計規則

- 明治三十八年勅令第三十五號
郵便電信及電話官署經費渡切規則
- 明治三十八年勅令第二百二十八號
- 明治三十八年勅令第二百一號
- 明治三十八年勅令第二百二號
- 明治三十八年勅令第二百六十五號
- 明治三十八年勅令第二百九十號
- 明治三十九年勅令第九十三號
- 明治三十九年勅令第一百一號
- 明治三十九年勅令第二百四十六號
- 明治三十九年勅令第二百七十號
- 明治四十年勅令第八十四號
- 明治四十年勅令第一百五十號
- 明治四十年勅令第二百二十七號
- 明治四十年勅令第二百六十一號
- 明治四十年勅令第三百四十一號
- 明治四十一年勅令第三百三十八號
- 明治四十一年勅令第五百五十八號
- 明治四十一年勅令第二百四十八號
- 明治四十一年勅令第三百一十一號

- 明治四十二年勅令第六十一號
- 明治四十二年勅令第二百二十六號
- 明治四十三年勅令第三百四十一號
- 明治四十三年勅令第四百八號
- 明治四十三年勅令第四百九號
- 明治四十四年勅令第六十一號
- 明治四十四年勅令第六十二號
- 明治四十四年勅令第五百五十六號
- 明治四十四年勅令第二百二十號
- 明治四十四年勅令第二百七十九號
- 明治四十四年勅令第二百九十二號
- 大正元年勅令第七號
- 大正二年勅令第三百三號
- 大正三年勅令第三號
- 大正三年勅令第三百三十五號
- 大正三年勅令第三百三十六號
- 大正四年勅令第五十五號
- 大正四年勅令第七十八號
- 大正四年勅令第八十七號
- 大正四年勅令第九十五號

會計規則